

外国人集住都市会議 そうじゃ2025

外国人集住都市会議は、全国10都市の自治体関係者が集まり、外国人住民に係る様々な課題の解決や、外国人住民の多様性を都市の活性化につなげる施策等について調査・研究を行う会議です。

魅力ある 国と地域を目指して

～多文化共生が支える安心と活力～



2025

11.19水

13:00～17:00 受付 12:30～

参加
無料

ハイブリッド開催

会場

総社市民会館

先着500名

オンライン配信

YouTube Live

YouTube Liveで視聴される方も
事前申込が必要です

主催

●外国人集住都市会議

【群馬県】伊勢崎市、太田市、大泉町
【長野県】上田市、飯田市
【静岡県】浜松市
【愛知県】豊田市、小牧市
【三重県】鈴鹿市
【岡山県】総社市

後援

●多文化共生推進協議会

多文化共生推進協議会は、群馬県、長野県、
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市が
多文化共生社会づくりを推進するために設置した協議会です。

●一般財団法人自治体国際化協会



外国人集住都市会議ホームページ
<http://www.shujutoshi.jp/>

目次

プログラム	1
外国人集住都市会議の概要	3
外国人集住都市会議 会員都市首長プロフィール	5
基調講演 「外国人住民とともに育む多文化共生社会へ」	8
パネルディスカッション1 育成就労制度を見据えた企業等の日本語教育推進に向けて	31
パネルディスカッション2 多文化共生新時代へ	33
総括	35
外国人集住都市会議資料 各種調査・会員都市における取組事例	36
関係省庁資料	59

プログラム

第1部

時間	プログラム
13:00-13:10	開会・来賓等紹介
13:10-13:55	全国の地方自治体首長によるディスカッション 「全国の市長がいま考える「多文化共生」とは」 【進行】 岡山県総社市長 片岡 聡一 【参加自治体】 千葉県市川市長 田中 甲 富山県南砺市長 田中 幹夫 石川県小松市長 宮橋 勝栄 大阪府東大阪市長 野田 義和 奈良県奈良市長 仲川 げん 岡山県高梁市長 石田 芳生 岡山県瀬戸内市長 黒石 健太郎 岡山県浅口市長 栗山 康彦 香川県三豊市長 山下 昭史 福岡県古賀市長 田辺 一城 熊本県熊本市副市長 岡田 芳和

第2部

時間	プログラム
13:55-14:15	基調講演「外国人住民とともに育む多文化共生社会へ」 岡山大学 社会文化科学学域 准教授 中東 靖恵
14:15-14:25	休憩
14:25-15:30	パネルディスカッション1 「育成就労制度を見据えた企業等の日本語教育推進に向けて」 【外国人集住都市会議会員都市】 三重県鈴鹿市長 末松 則子 愛知県豊田市副市長 辻 邦恵 静岡県浜松市長 中野 祐介 【省庁関係者】 出入国在留管理庁 在留管理支援部長 福原 申子 文部科学省 総合教育政策局日本語教育課長 降籬 友宏 厚生労働省 職業安定局外国人雇用対策課長 安藤 英樹 【コーディネーター】 武蔵野大学 グローバル学部 日本語コミュニケーション学科 教授 神吉 宇一
15:30-15:40	休憩
15:40-16:40	パネルディスカッション2「多文化共生新時代へ」 【外国人集住都市会議会員都市】 岡山県総社市長 片岡 聡一 愛知県小牧市長 山下 史守朗 【省庁関係者】 出入国在留管理庁 在留管理支援部長 福原 申子 総務省 自治行政局国際室長 黒田 夏子 文部科学省 総合教育政策局国際教育課長 釜井 宏行 【コーディネーター】 明治大学 国際日本学部 教授 山脇 啓造
16:40-16:50	休憩
16:50-16:55	全体総括 【コーディネーター】 明治大学 国際日本学部 教授 山脇 啓造
16:55-17:00	そうじゃ宣言
17:00	閉会 次期座長都市 静岡県浜松市長 中野 祐介

外国人集住都市会議の概要

1. 会議趣旨

外国人集住都市会議は、外国人住民に係る施策や活動を進めている都市及び同地域の国際交流協会をもって構成する。各都市の状況の情報交換等を行うなかで、地域で顕在化している様々な問題の解決に積極的に取り組むだけでなく、まちづくりの担い手やまちを活性化させる貴重な人材と捉え、多文化共生を推進していくことを目的としている。

また、外国人住民に係る諸課題は広範かつ多岐にわたるとともに、就労、教育、医療、社会保障など、法律や制度に起因するものも多いことから、必要に応じて首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言や連携した取り組みを行っている。

2. 開催経緯

2001年5月7日、浜松市で第1回会議を開催し、その後担当者会議を重ね、同年10月19日、「外国人集住都市公開首長会議」を浜松市で開催し、外国人住民との地域共生に向けた「浜松宣言及び提言」を採択。11月30日には、総務省、法務省、外務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、社会保険庁の5省2庁に「浜松宣言及び提言」の申し入れを行った。これは、基礎自治体では初めての外国人住民の支援に対する政府への提言であった。

以来、多文化共生社会を実現するための課題解決に向けたさまざまな研究や、提言・規制改革要望を続けてきた。その成果の一つとして、2012年7月に外国人住民に係る住民基本台帳制度が施行され、市町村において外国人住民の居住実態を今まで以上に把握できるようになった。また会員都市間で「災害時相互応援協定」を締結し、会員都市の地域で地震などによる災害が発生し、被災した会員都市単独では言語支援などが困難な場合に、相互に応援を行えるよう防災体制の整備を図っている。

しかし、日本語能力が十分でない外国人住民が多く存在することや、外国人住民の多くが派遣などの不安定な雇用形態に留まるなど、まだまだ取り組むべき課題が多くある。

会議設立から24年目を迎えた会員都市では、外国人住民の多国籍化・定住化が進み、アジア諸国からの外国人住民の増加など設立当時とは違った社会情勢の変化がある。

政府は2019年4月から新たな在留資格「特定技能」を創設し、さらに2027年には新たに「育成就労制度」の導入を予定しており、さらなる外国人受け入れの拡大を進めようとしている。「外国人集住都市会議そうじゃ2025」では、外国人集住都市会議がこれまで取り組んできた外国人住民に係る課題の解決に加えて、多様性を都市の活力とするための施策等について議論する。

3. 外国人集住都市会議会員都市の外国人人口データ

令和7年4月1日現在

都市名	総人口 (人)	外国人人口 (人)	外国人割合 (%)	国籍別1位 (人)	同2位 (人)	同3位 (人)
群馬県伊勢崎市	211,651	16,683	7.9%	ベトナム 3,904	ブラジル 3,300	ペルー 2,282
群馬県太田市	222,763	16,090	7.2%	ブラジル 3,669	ベトナム 2,567	フィリピン 1,827
群馬県大泉町	41,734	9,051	21.7%	ブラジル 4,840	ペルー 1,090	ネパール 555
長野県上田市	151,120	4,693	3.1%	中国 882	ブラジル 660	ベトナム 470
長野県飯田市	91,841	2,352	2.6%	中国 851	フィリピン 464	ベトナム 296
静岡県浜松市	781,011	30,286	3.9%	ブラジル 9,505	ベトナム 4,958	フィリピン 4,715
愛知県豊田市	415,138	22,182	5.3%	ブラジル 6,813	ベトナム 4,125	フィリピン 2,601
愛知県小牧市	148,674	11,309	7.6%	ブラジル 2,894	ベトナム 2,408	フィリピン 1,643
三重県鈴鹿市	193,763	10,295	5.3%	ブラジル 3,159	ペルー 1,283	ベトナム 1,182
岡山県総社市	69,450	1,947	2.8%	ベトナム 1,061	ブラジル 224	フィリピン 152

外国人集住都市会議 会員都市首長プロフィール

《会員都市》

群馬県伊勢崎市

臂 泰雄（ひじ やすお）【1952年12月11日生】

前職：群馬県議会議員 就任年：2021年1月

当選回数：2期目

多国籍の外国人市民が住む伊勢崎市は、誰もが活躍できる「SDGsによる共生」をまちづくりの軸の一つとして、お互いの多様性を認め合う持続可能な共生都市を目指します。



群馬県太田市

穂積 昌信（ほづみ まさのぶ）【1974年9月18日生】

前職：群馬県議会議員 就任年：2025年4月

当選回数：1期目

国籍の異なる市民が相互理解を深め、共に安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指します。言語や文化の違いを尊重しながら、すべての住民が快適に暮らせるまちづくりに取り組みます。



群馬県大泉町

村山 俊明（むらやま としあき）【1962年7月25日生】

前職：大泉町議会議員 就任年：2013年5月 当選回数：4期目

総人口の約22%を外国人が占める大泉町では、地域の安全と秩序を守りながら、行政と外国人が顔の見える関係を築き、共に地域を支え合い、全ての人々が活躍できる多文化共生のまちづくりを推進しています。



長野県上田市

土屋 陽一（つちや よういち）【1956年10月28日生】

前職：上田市議会議員 就任年：2018年4月 当選回数：2期目

多様な文化が共生できる社会を築くため、国籍や文化の違いを理解し尊重し合い、個々が自主的かつ自立的に地域づくりを担う「市民力」と、互いに心を寄せる「共感力」を重視し、多様に溢れる魅力的なまちづくりを目指します。



<p>長野県飯田市 佐藤 健（さとう たけし）【1967年10月21日生】 前職：総務省（地方公務員共済組合連合会事務局長） 就任年：2020年10月 当選回数：2期目</p>	
<p>多文化共生の日常的な取組を通じ、国籍や文化の違いを越え、多くの世代が日常的に交流し、外国人住民の皆さんが活躍できる多文化共生社会を創っていきたいと思います。</p>	

<p>静岡県浜松市 中野 祐介（なかの ゆうすけ）【1970年4月2日生】 前職：総務省（都道府県税課長） 就任年：2023年5月 当選回数：1期目</p>	
<p>浜松市は、外国人集住都市会議の提唱都市、アジア初のインターカルチュラル・シティ加盟都市として、外国人市民の持つ能力や多様性を都市の活力や発展に生かしていく価値創造型の多文化共生都市を目指します。</p>	

<p>愛知県豊田市 太田 稔彦（おおた としひこ）【1954年4月30日生】 前職：豊田市総合企画部長 就任年：2012年2月 当選回数：4期目</p>	
<p>本市は「SDGs 未来都市」として内閣府より選定され、SDGsの基本理念「誰ひとり取り残さない」を重視しています。様々な文化的背景を持つ市民が本市に愛着を感じ、多文化共生社会を実現するために積極的に活躍することを目指しています。</p>	

<p>愛知県小牧市 山下 史守朗（やました しずお）【1975年7月6日生】 前職：愛知県議会議員 就任年：2011年2月 当選回数：4期目</p>	
<p>人口の約7.6%が外国人市民である小牧市では、「みんな『こまき市民』、助けあって笑顔で暮らせるまち」をスローガンに、地域・企業・行政が一体となった事業を行い、さらなる多文化共生社会の推進に向けて取り組んでいきます。</p>	

<p>三重県鈴鹿市 末松 則子（すえまつ のりこ）【1970年11月14日生】 前職：三重県議会議員 就任年：2011年5月 当選回数：4期目</p>	
<p>育成就労制度の導入が1年半後に迫り、私たち地方を取り巻く環境はこれまで以上に大きく変化していくことが予想されます。国籍や文化の違いを超え、同じ地域の生活者として共に歩むために、互いを尊重し支え合い、日本人も外国人も活躍できる鈴鹿市を目指します。</p>	

基調講演

「基調講演テーマ： 外国人住民とともに育む多文化共生社会へ」

基調講演者	<p>岡山大学 社会文化科学学域 准教授 中東 靖恵</p> <p>岡山大学学術研究院社会文化科学学域准教授。専門は社会言語学、日本語教育学。日本語の地域的変種や多様な話し言葉の研究を通して、外国人住民を含む地域社会における言語コミュニケーションのあり方を探求している。</p> <p>ブラジル・サンパウロ大学客員研究員（2009年）、放送大学客員准教授（2014～2016年）を経て現職。地域日本語教育や「やさしい日本語」の実践に携わり、多文化共生社会における言語支援の仕組みづくりを推進している。研究と現場を往還しながら、言語を通じた包摂的社会の実現を目指して活動をしている。</p>	
講演骨子	<p>日本の在留外国人数は約396万人となり、多国籍化や在留資格の多様化が進み、外国人労働者も増加している。外国人住民は地域社会の重要な担い手である一方、様々な生活上の課題を抱えており、国・自治体の役割が一層重要となっている。国の施策と並行して、2024年に岡山県では「岡山県外国人材等支援推進条例」を制定し、外国人が安心して働き、生活し、活躍できる社会の実現を目指した基盤整備を進めている。</p> <p>総社市では、2009年から「顔の見える関係づくり」による安心・安全な多文化共生のまちづくりを推進し、日本語教育の質を保証した持続可能な地域日本語教育「総社モデル」を構築している。外国人住民の声を聞き、情報を伝え、ともに地域を創るだけでなく、外国人住民が「主体」となって地域を支え、次世代を育てている。総社市のように、外国人住民とともに「育む」多文化共生社会の実現こそが、地域社会に安心と活力を生み出し、魅力のある国・地域づくりにつながると考える。</p>	

《 メモ 》

外国人集住都市会議そうじや2025 基調講演

2025年11月19日(水)

「魅力ある国と地域を目指して ～多文化共生が支える安心と活力～」



外国人住民とともに育む多文化共生社会へ

岡山大学 学術研究院社会文化科学学域 准教授
総社市 日本語教育事業運営委員 兼 コーディネーター

中東 靖恵

1. はじめに～日本からの海外移民との関わり～

■ 2025年は岡山県ブラジル移民115周年

岡山県「南米次世代交流プログラム」で大学生5名がブラジルへ派遣

■ 総社市は岡山県内で戦前～戦後に最も海外移民を送り出した拠点

すでに1980年代から日系1世、2世がデカセギで来日、90年以降に激増

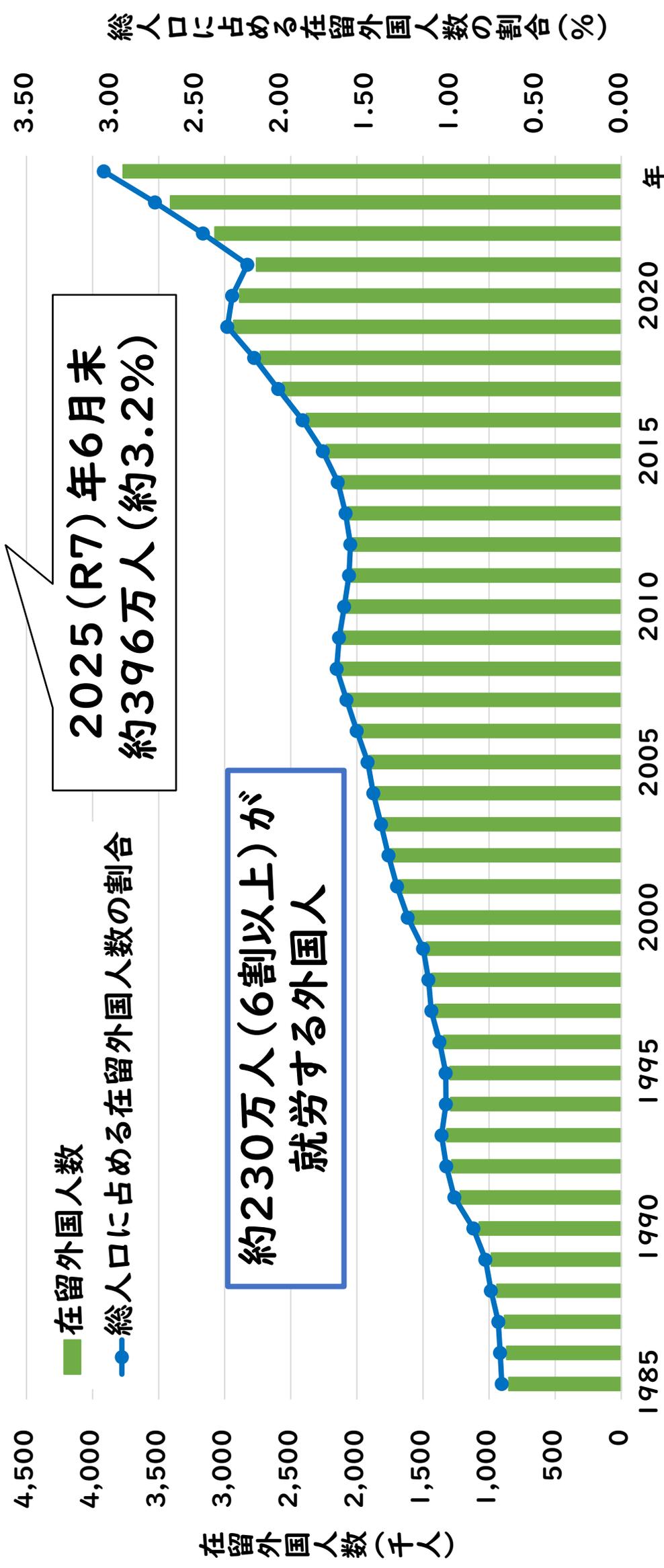
■ 総社市との出会い・絆～ブラジル移民の家族として～

1918(T7)年、広島から移民船「博多丸」でブラジルへ

2009年5月、サンパウロで奇跡的に親戚と出会い、その年の冬に総社市と出会う

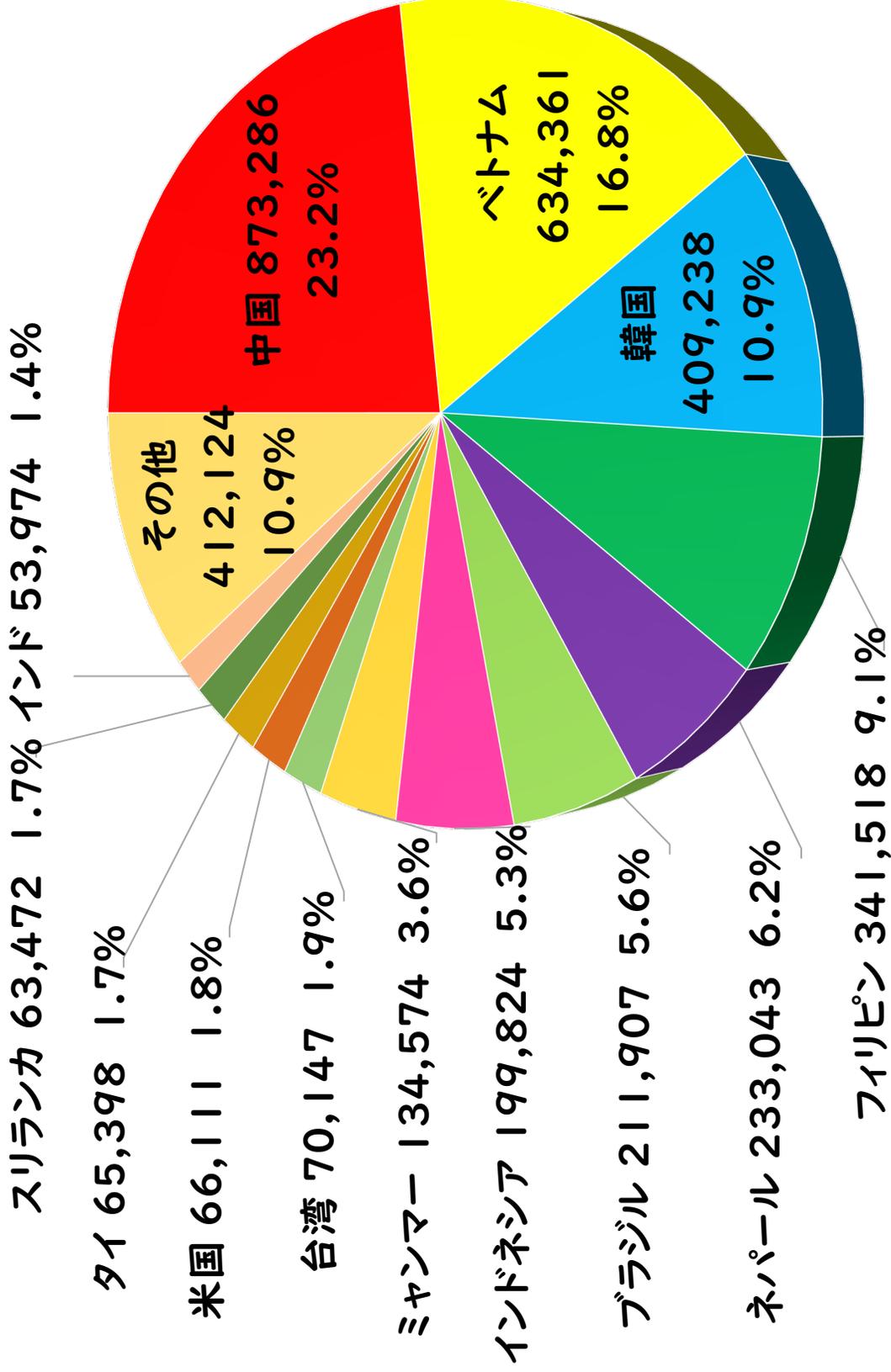
2. 日本に暮らす外国人住民の増加・多様化

2024 (R6) 年末現在で在留外国人数は約**377万人**, 総人口の約**3.04%**



出入国在留管理庁「在留外国人統計」・総務省統計局「人口推計」(1985~2024)
厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(2024)

国籍・地域別 在留外国人人数・割合 (2024.12)



多国籍・多言語化
が進行

非漢字圏の
外国人が増加

多言語翻訳・通訳
の限界



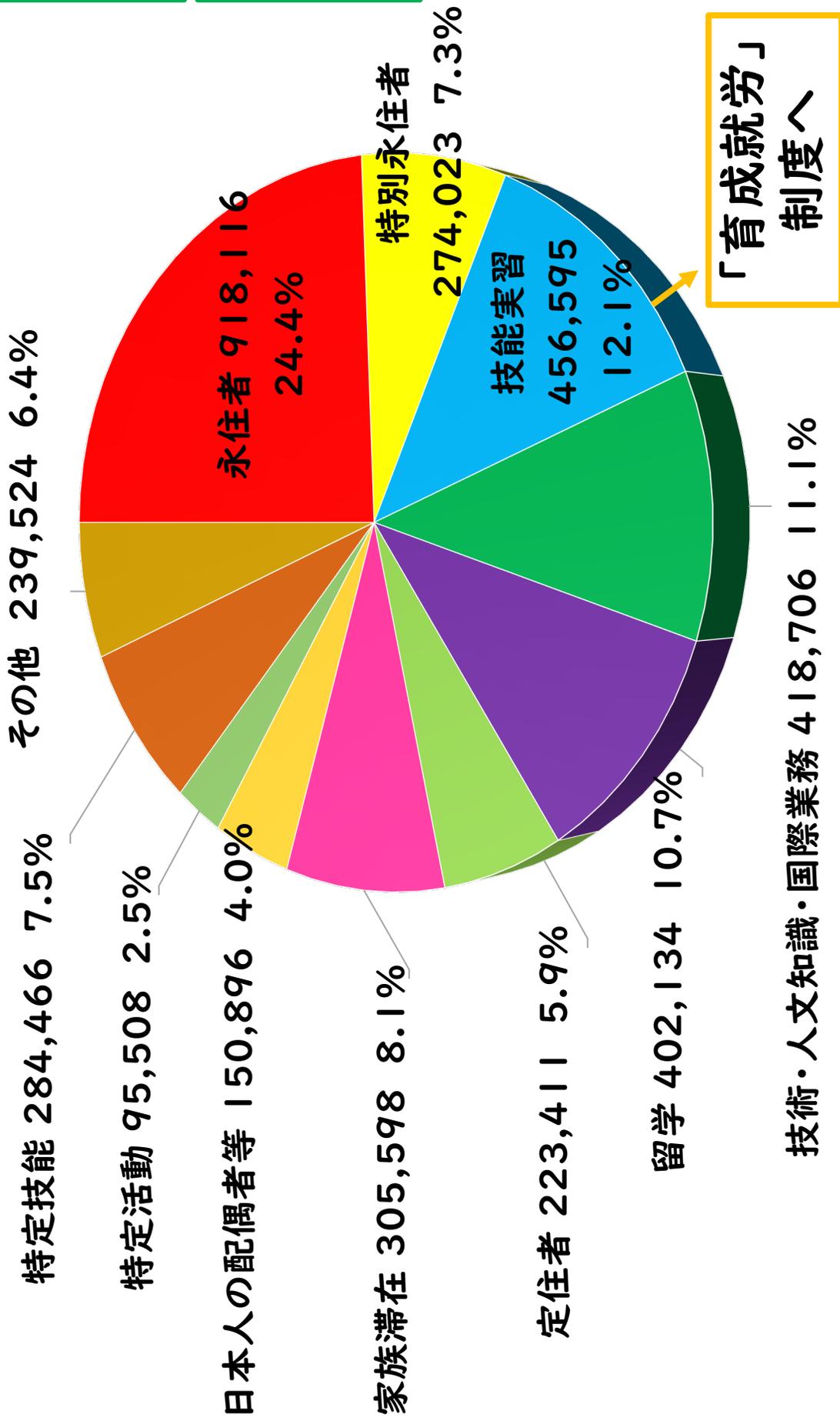
「やさしい日本語」
の活用・普及

在留資格別 在留外国人人数・割合 (2024.12)

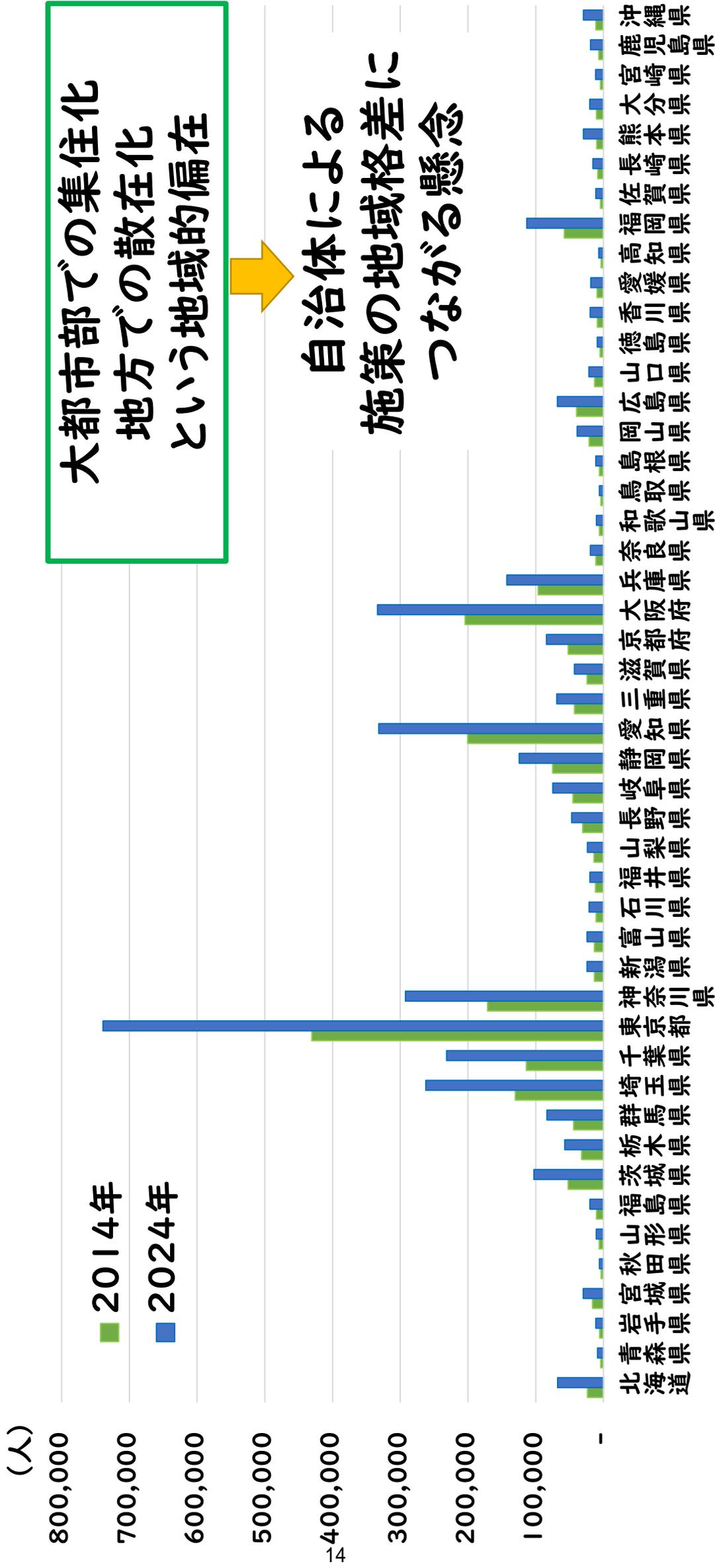
在留資格多様化
定住・永住化
就労者増加

外国人は一時的
滞在者ではない
地域住民

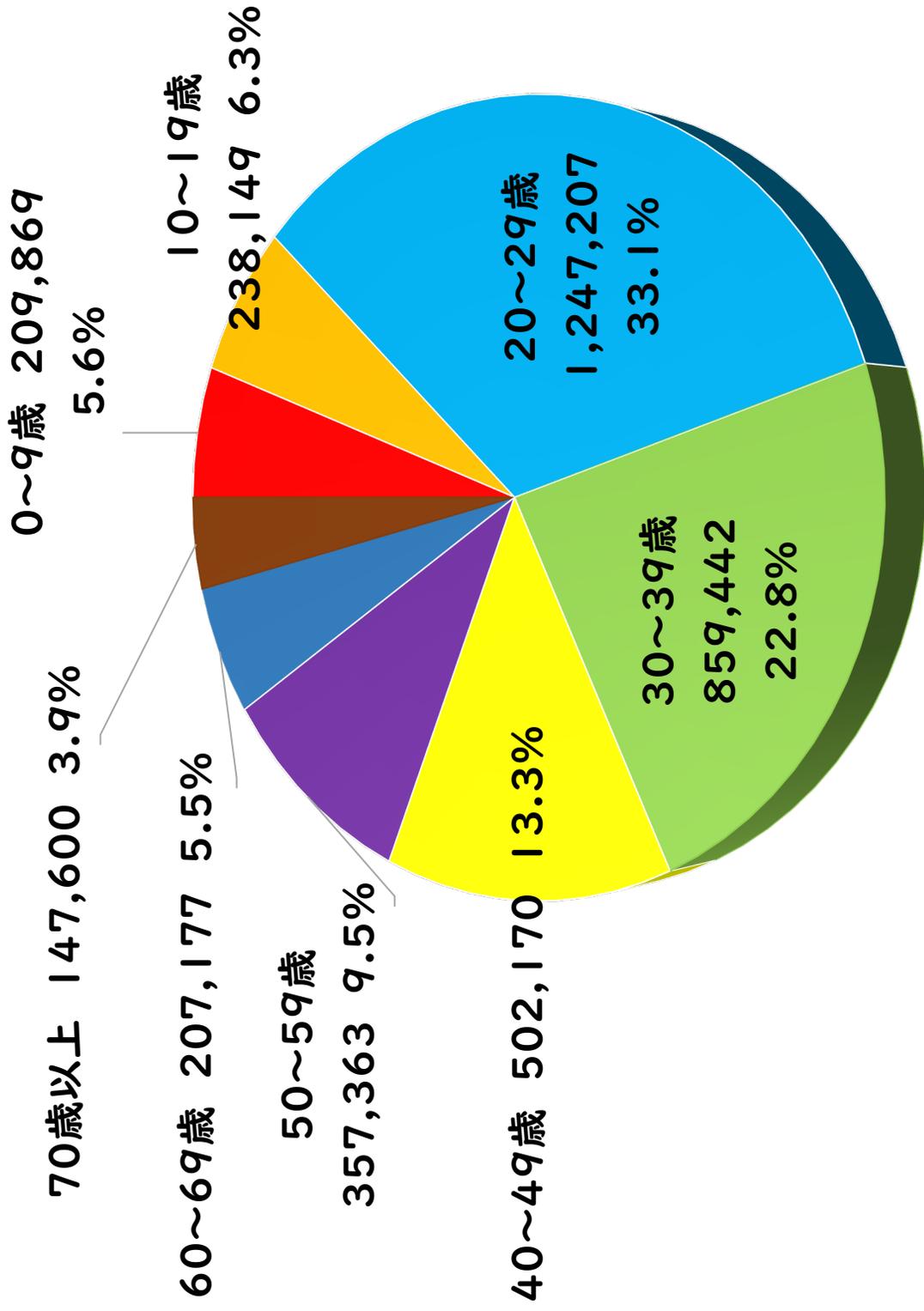
多文化共生
日本語教育
の基盤整備へ



都道府県別 在留外国人数の比較 (2014年末と2024年末)



年代別 在留外国人人数・割合 (2024.12)



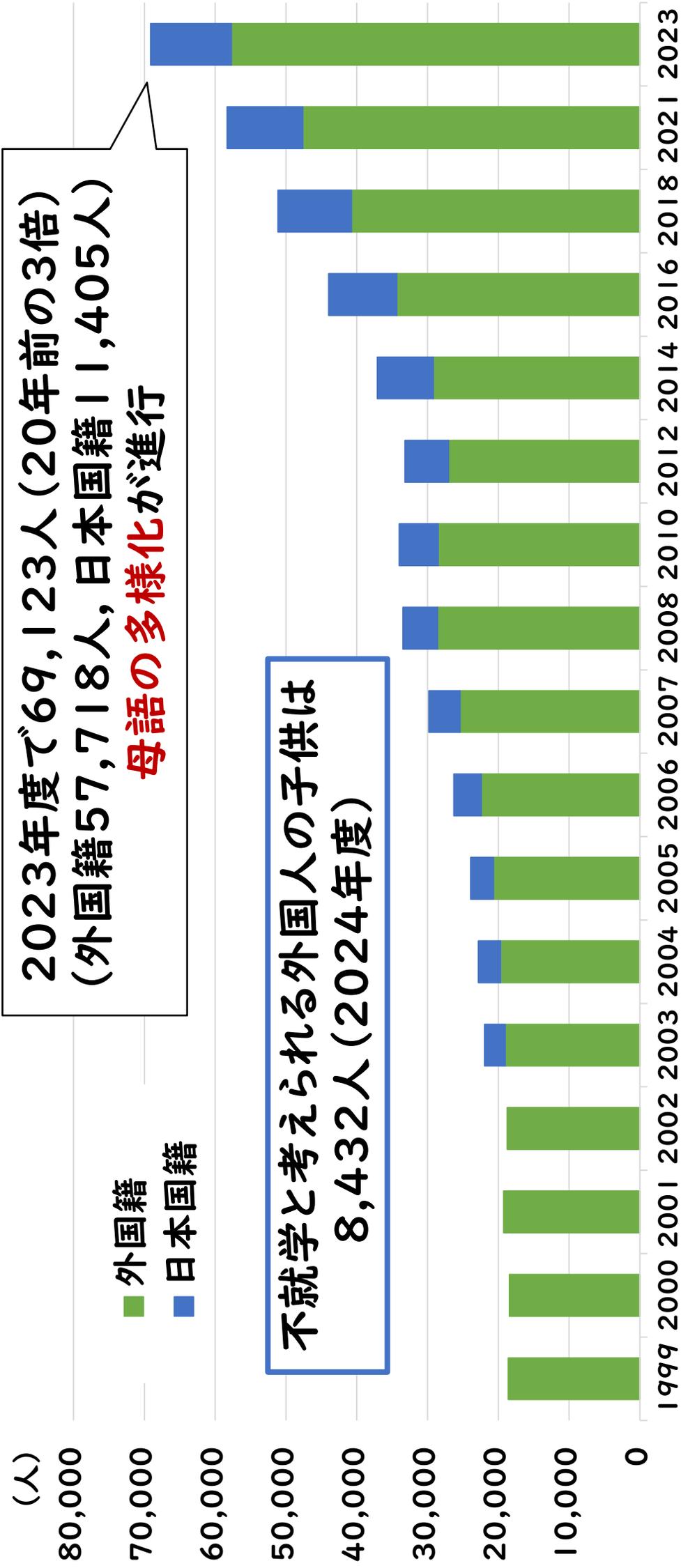
20～30代が約56%
10代以下が約12%



少子高齢化が進行する
日本社会の担い手

将来のキャリア形成に
必要な教育の重要性

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移



文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(1999~2023)
文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」(2024)

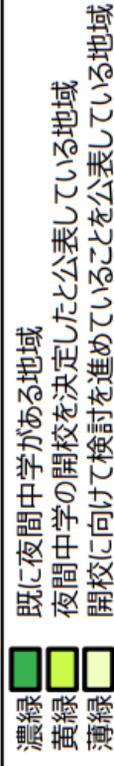
夜間中学の設置状況(2025.4)

41都道府県(26)・指定都市(15)に62校

↑10年で2倍に

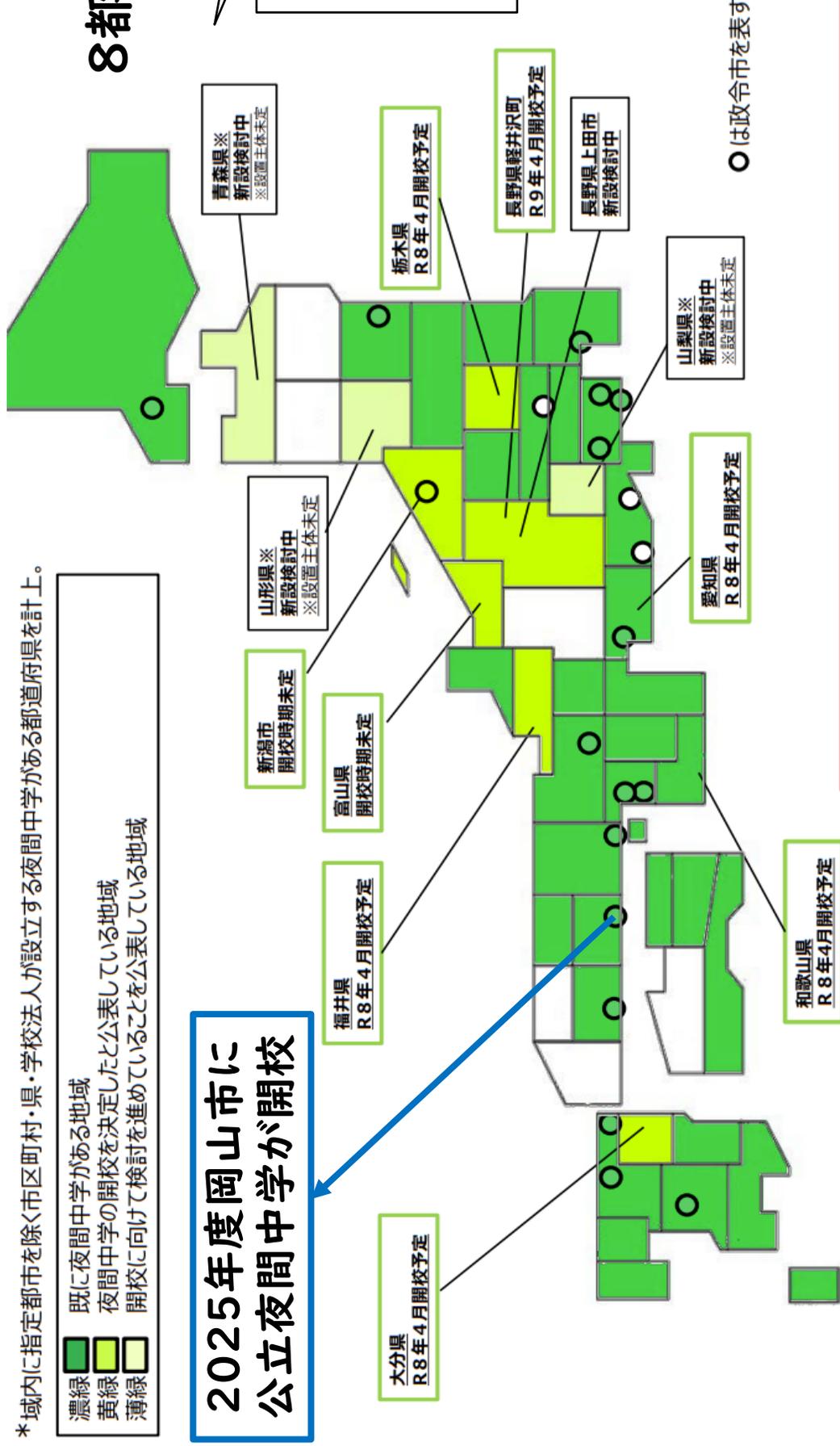
8都府県に31校(2014)

*域内に指定都市を除く市区町村・県・学校法人が設立する夜間中学がある都道府県を計上。



2025年度岡山市に
公立夜間中学が開校

2024年度で1,969人
(外国籍1,256人,
日本国籍713人)
外国籍生徒は64%



令和8年度設置予定：和歌山県、栃木県、福井県、大分県、愛知県（3校）
令和9年度設置予定：長野県軽井沢町

3. 地域に暮らす外国人住民が抱える様々な問題

- 日本語習得やコミュニケーション問題
- 生活ルール・マナーや文化・習慣の違い
- 雇用や社会保障の問題
- 職場での人間関係
- 近所付き合い
- 出産や子育て
- 子供の就学問題・学校での日本語教育
- 母語保持・母語母文化教育
- 高齢化、介護、医療、福祉の問題 など

法整備が進行中

2018年 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（以後改訂）
2020年 総務省「地域における多文化共生推進プラン」改訂
2022年 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（5年ごと）

ライフステージに応じて、地域社会に生活基盤を置く
「生活者として外国人」が抱える様々な問題に直面している

日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日 公布・施行）

（日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

令和2年6月23日閣議決定 → 改定：令和7年9月5日閣議決定）

■ 日本語教育推進は国・地方公団体・事業者・事業主の責務

→ **多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現**

■ 日本語教育を受ける機会を最大限確保

→ **地域の実情に応じた日本語教育の実施・日本語教室空白地域の解消**

■ 日本語教育の水準の維持向上（質・量の充実・日本語教育の参照枠の活用）

→ **国家資格「登録日本語教員」制度の創設**

→ **外国人児童生徒、夜間中学生、生活者、就労者への日本語教育拡充**

（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律

令和5年6月公布・令和6年4月施行）

■ 自治体・日本語教育機関・企業・地域社会との連携

→ **行政職員や地域住民に対する「やさしい日本語」の研修**

■ 文部科学省：地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業（2019年度～）

国・自治体による地域日本語教育の体制整備（都道府県・政令指定都市対象）

岡山市は2023年度～、岡山県は2024年度～

*中核市は対象外

■ 文部科学省：日本語教室空白地域解消推進事業（2016年度～）

地域日本語教育スタートアッププログラムによる日本語教室立ち上げ支援

ICT日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」（19言語対応）

■ 出入国在留管理庁：外国人との共生社会実現に向けた取組（2019年度～）

在留支援のための「やさしい日本語」普及、生活オリエンテーション動画（17言語）

在留外国人に対する基礎調査

岡山県外国人材等支援推進条例（岡山県議会2024.10.4可決成立）

人口減少による労働力の不足等を背景とした事業者による特定技能の在留資格に係る制度の活用等によって、外国人労働者が増加している。また、日本での就労やキャリアアップ等を希望し、将来の人材として期待される留学生も近年増加傾向にある。（中略）

このような背景を踏まえ、これからの県の経済の維持及び発展に向けて、地域住民との共生の下に、外国人材等を積極的に受け入れ、**外国人材等が安心して働き、生活し、及び活躍できる社会を実現するため、この条例を制定する。**

（日本語教育の機会）

第10条 県は、日本語を十分に理解できない外国人材等に対して、日本語を学ぶことができない機会を提供するものとする。

2 県は、外国人材等に伝わりやすい日本語での表現の周知に努めるものとする。

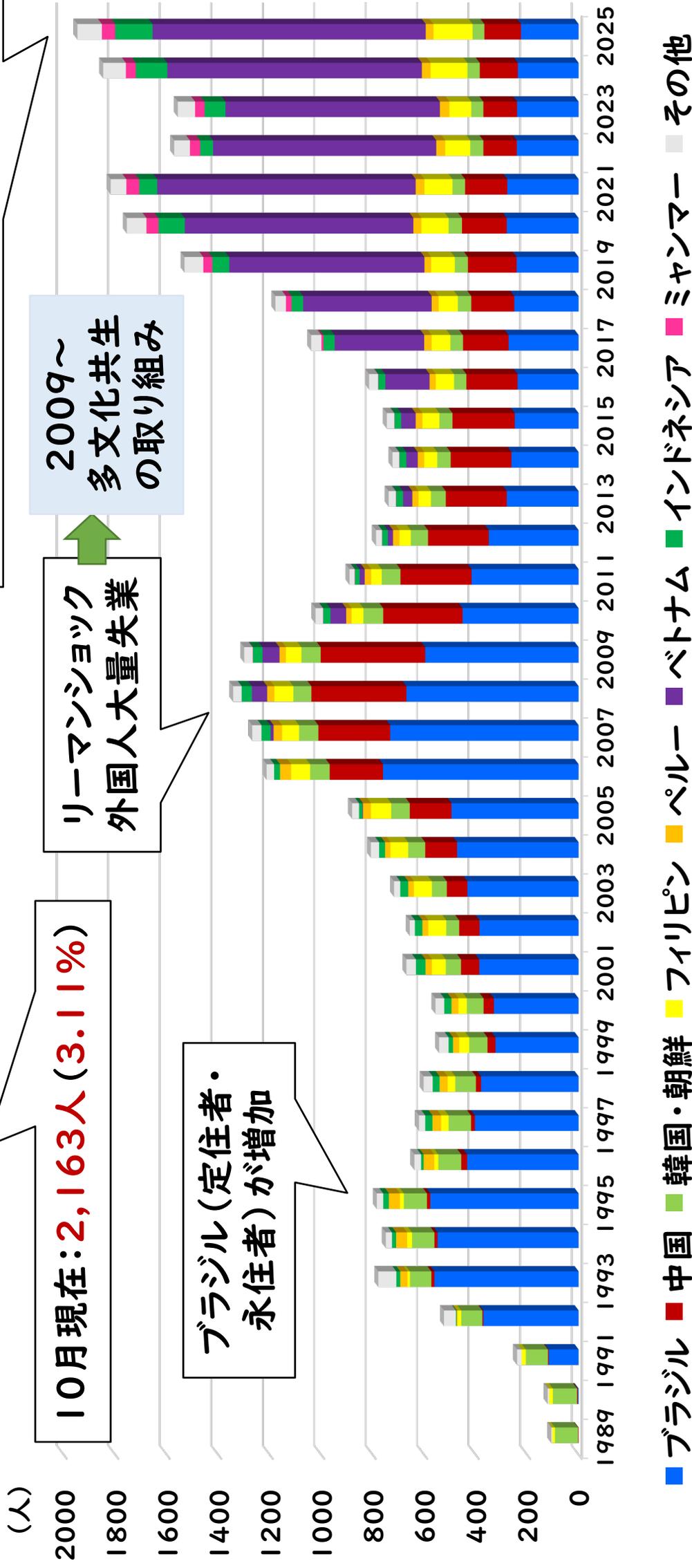
- 岡山市外国人労働者実態調査報告書(2025.3)
市内企業1,200社のうち、475社(39.6%)が回答
外国人労働者受け入れの課題:コミュニケーションが取りづらい(62.9%)
行政機関に対して望むサービス:日本語習得の支援(50.9%)
- 倉敷市外国人労働者雇用実態調査結果報告書(2025.3)
市内企業1,148社のうち、569社(49.6%)が回答
外国人労働者雇用での苦勞:コミュニケーションが上手く取れない(57.2%)
行政に期待すること:日本語学習に関する支援(50.2%)
- 県内企業等の外国人材等雇用実態調査報告書(2025.9)
県内企業5,000社のうち、2,368社(47.4%)が回答
外国人材雇用における課題:日本語でのコミュニケーションに苦勞(67.4%)
資格取得支援(29.9%)、ビジネスレベルの日本語への教育支援(26.2%)

岡山県外国人材等支援推進計画骨子案「魅力ある働き先として選ばれる県へ」

4. 総社市における多文化共生のまちづくり

- 総人口: 69,450人 (2025年4月現在)
- 在留外国人数: 1,947人 (総人口比2.80%)

2015～ベトナム(技能実習)が急増
 技能実習・特定技能・技人国:66%
 永住者・定住者:22%
 20～30代が70%、10代以下が10%



外国人住民とともに育む多文化共生社会
～「顔の見える関係づくり」による安心・安全な活力あるまちづくり～

■ 外国人住民の声を聞く

多文化共生推進員・外国人相談窓口（通訳）の設置
ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・ベトナム語対応
R6相談件数5,866件（内、行政手続が3,693件）
→外国人の声を多文化共生施策に反映



■ 外国人住民に伝える

広報紙の多言語化：ポルトガル語・中国語・ベトナム語・
やさしい日本語版
外国人世帯への配布・市HPやFacebook等で配信
→外国人住民への情報提供・情報格差の解消



■ 外国人住民と創る

外国人コミュニティ「総社SIC&MIA」が市と連携

SOJA INTERNATIONAL FESTAの開催

外国人住民関連イベント時の多言語通訳・翻訳

「やさしい日本語」研修での実践練習ゲスト参加

→地域の活動・交流を通じた**積極的な社会参画**



■ 外国人住民が支える

外国人防災リーダーの養成（多国籍・約90名）

防災訓練時には指導する側

西日本豪雨時には、災害ゴミの撤去作業・外国人相談

→「支援される」側から**「支援する」側へ**



■ 外国人住民が育てる

先輩外国人が来日した若い外国人を育てる→地域社会の**新たな担い手の育成**

多文化共生社会を支える外国人住民への日本語教育「総社モデル」
～日本語教育の「質」の保証と多文化共生推進の仕組み作り～

■ 行政が事業実施主体

地域住民としての外国人住民受け入れ
地域社会の生活に必要な**行政情報・生活情報を提供**

■ 有資格者の日本語教師（登録日本語教員）が有償で教える

日本語教育の「質」を保証
日本語指導者の育成と社会的地位の向上

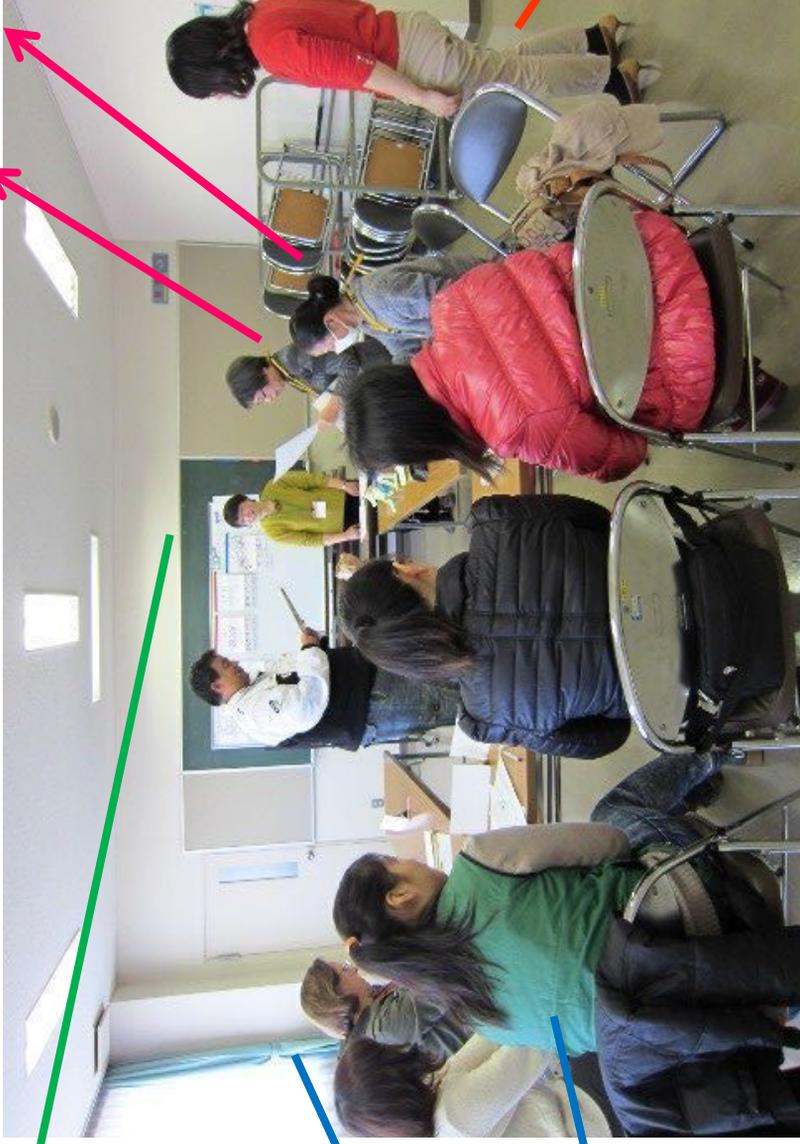
■ 市民が日本語学習サポーターとして参加

地域住民同士の交流を促進し、**多文化共生推進の場**に
無理のない**持続可能な教室運営**

総社市における地域日本語教育「総社モデル」

①日本語教師（有償）
（6名：毎回2名ずつ口
ーテーション）
有資格の日本語教師
教授歴・経験豊富

④日本語学習サポーター（無償）
地域居住のボランティア日本人住民



2023年度～
総社南高校の生徒が
授業の一環で参加

次世代の担い手に

②日本語学習者
地域に居住する
外国人住民（成人）
ゼロ初級レベル
母語は限定しない

③総社市役所職員
日本語教育事業の
事務局（国際・交
流推進係）

⑤コーディネーター

直接教室に参加せず、背後から客観的に俯瞰し全体統括・調整

■ 総社市における南米系定住外国人の言語生活実態調査(2012)

16歳以上の**南米系定住外国人**(全員278人)のうち、ブラジル人66票(23.7%)
限定的な日本語使用・日本語能力、地域住民同士の関係性希薄、多岐にわたる悩み

■ 総社市における多文化共生推進施策に関する意識調査(2016)

16歳以上の**日本人住民**(500人無作為抽出)のうち、231票(46.2%)
地域住民同士の関係性希薄、外国人住民への関心低い、多文化共生施策情報不足

■ 総社市における外国人就業者の日本語教育支援に関する調査(2018)

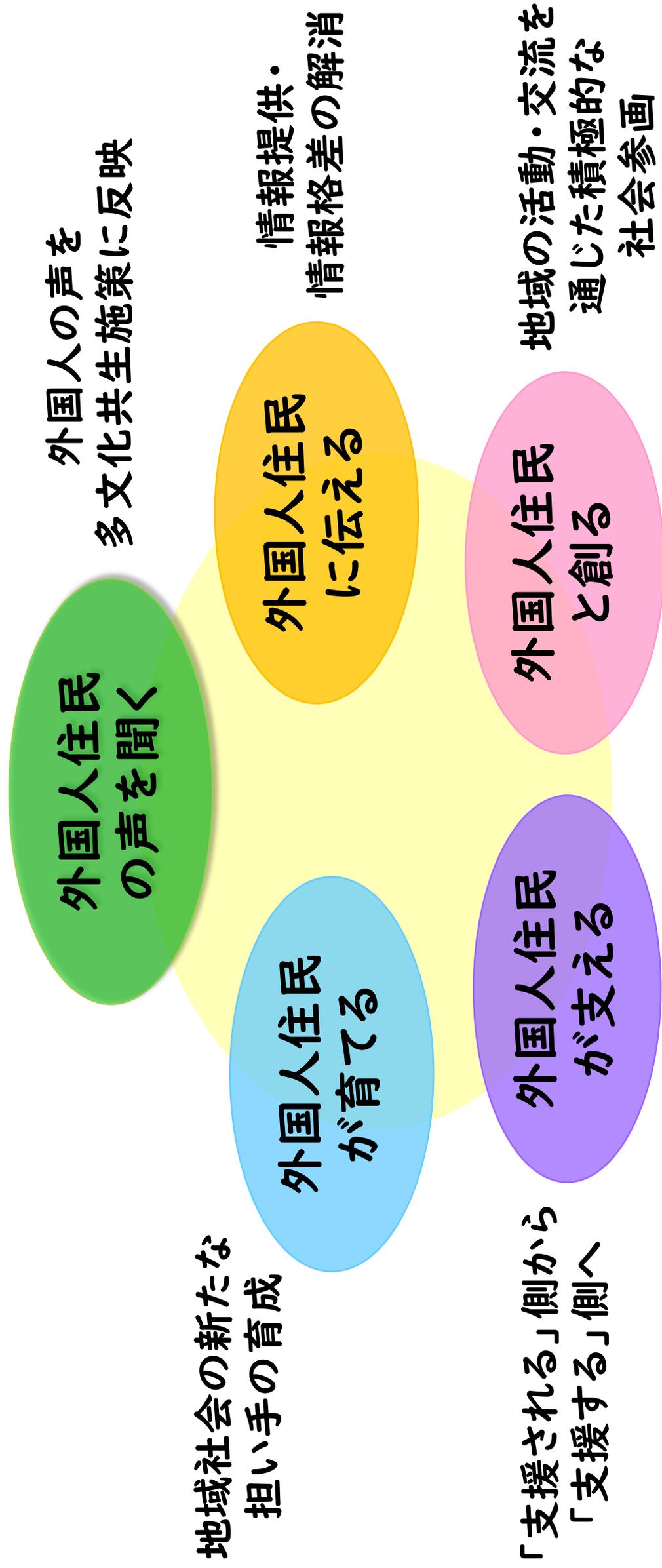
企業(15社)・企業で就業する**ベトナム人技能実習生**(160人)のうち、企業9票
(回収率60.0%)・実習生78票(48.8%)
企業が求める日本語能力と実習生のニーズの違い、日本語教育支援の難しさ

実態把握に必要な調査の実施・
情報公開による課題やビジョンの共有



地域住民への周知と理解促進
中・長期的展望を持った事業運営

外国人住民とともに育む多文化共生社会へ 魅力ある国と地域を目指して～多文化共生が支える安心と活力～



パネルディスカッション1

「育成就労制度を見据えた企業等の日本語教育推進に向けて」

2027年に「育成就労制度」が導入されることが決まり、今後は外国人労働者とその家族が地域に一層増加・点在していくことが見込まれます。このような中、多文化共生社会を実現するうえで、外国人労働者等と日常的に接する機会の多い企業において、日本語教育をいかに推進していくかが今後の重要な論点となります。

2019年の「日本語教育推進法」や2024年の「日本語教育機関認定法」により、制度面の整備は進んできましたが、企業における日本語教育の取組は十分に浸透しているとは言えません。コスト負担や制度の周知不足など、依然として多くの課題が残されています。育成就労制度では、入国前後における日本語講習の実施や日本語能力に関する基準などが新たに設けられましたが、これにより外国人の日本語力が実質的に向上するのか、また既存の永住者・定住者への支援をどのように進めていくのかは、今後も検討が必要です。

国・地方自治体・企業が連携し、外国人が地域の一員として安心して暮らし、活躍できるよう、企業における日本語教育の推進等を中心に具体的な議論を行います。

登壇者

【外国人集住都市協議会員都市】

三重県鈴鹿市長 末松 則子
愛知県豊田市副市長 辻 邦恵
静岡県浜松市長 中野 祐介

【省庁関係者】

出入国在留管理庁 在留管理支援部長 福原 申子
文部科学省 総合教育政策局日本語教育課長 降籬 友宏
厚生労働省 職業安定局外国人雇用対策課長 安藤 英樹

【コーディネーター】

武蔵野大学 グローバル学部 日本語コミュニケーション学科
教授 神吉 宇一

パネルディスカッション2

「多文化共生新時代へ」

少子高齢化による労働力不足やグローバル化の進展により、外国人住民の増加が進む中、日本における多文化共生の実現は、国際社会での存在感を高め、SDGsの理念「誰一人取り残さない」を具現化するためにも不可欠な課題となっています。

近年は、南米の日系人中心の定住化から、技能実習や特定技能などの制度変化を背景に、アジア諸国出身者の増加と多国籍化が進み、「多文化共生新時代」を迎えています。こうした中、国による財政支援の充実や「(仮称)多文化共生基本法」や「(仮称)多文化共生庁」の創設など、法的・行政的基盤の整備が急務です。

また、異文化を共に創造する「共創」の視点のもと、教育現場から意識醸成を図ることが重要です。

本セッションでは、日本が包摂的で活力ある社会を実現するための方策について議論します。

登壇者

【外国人集住都市協議会員都市】

岡山県総社市長 片岡 聡一

愛知県小牧市長 山下 史守朗

【省庁関係者】

出入国在留管理庁 在留管理支援部長 福原 申子

総務省 自治行政局国際室長 黒田 夏子

文部科学省 総合教育政策局国際教育課長 釜井 宏行

【コーディネーター】

明治大学 国際日本学部 教授 山脇 啓造

外国人集住都市会議資料

※令和7年4月1日時点

1 相談窓口

都市名	事業名	事業期間	事業担当部署	備考
伊勢崎市	外国人総合相談窓口	平日 8:30～17:00 (12:00～13:00 は除く)	多文化共生課	対応言語はスペイン語、ポルトガル語、英語、タガログ語、ベトナム語。 ※曜日により対応言語異なる。 ポケトークとタブレット端末あり。
太田市	外国人市民相談窓口ワンストップセンター	ポルトガル語 月・火・木・金 スペイン語 月・火・木 中国語 月・火・木 英語 月・木 ベトナム語 火・金 ※相談員の配置	国際課 国際交流協会	市役所市民相談窓口で在住外国人の行政相談に対応。 ポケトーク・3者間通訳・タブレット端末を導入し、音声翻訳体制を整備
大泉町	外国人相談窓口 (ポルトガル語・スペイン語・英語)	多文化協働課 (ポルトガル語) 平日 13:00～17:00 多文化協働課 (英語) 月・水・木・金 9:00～17:00 収納課 (ポルトガル語) 月・火・金 8:30～16:00、 水 8:30～19:15、木 8:30～17:15、 土 8:30～17:15 収納課 (スペイン語) 月・火・金 9:30～17:15 住民課 (ポルトガル語) 平日 9:15～17:15 こども課 (ポルトガル語) 平日 9:00～17:00 保健福祉総合センター (ポルトガル語) 平日 9:00～17:00	多文化協働課 収納課 住民課 こども課 保健福祉総合センター	通訳職員を配置し、各課窓口や電話口での外国人対応を行っている。 (スペイン語は収納課、英語は多文化協働課のみ)
	大泉町多文化共生コミュニティセンター相談業務 (ポルトガル語)	平日 8:30～18:30 (通訳対応は 10:00～18:30)	多文化協働課	ポルトガル語対応職員を配置し、相談の整理を行っている。(相談内容により必要に応じ、多文化協働課職員も対応)
	無料法律相談	年 1 回	多文化協働課 国際交流協会	県観光物産国際協会と共催による、無料の法律相談を実施
上田市	多言語相談ワンストップセンター	ポルトガル語、英語、スペイン語、中国語、インドネシア語 (平日 9:00～17:00)	人権共生課	多言語 (タブレット端末の翻訳機能も使用) による相談業務を実施
飯田市	外国語総合相談窓口	ポルトガル語 毎週火・木 中国語 毎週月・火・水・金 タガログ・英語 毎週水・金	共生・協働推進課	外国語相談窓口にて在住外国人の各種相談に対応する。
浜松市	多文化共生総合相談ワンストップセンター	通年	国際課 (多文化共生センター)	ポルトガル語 (週 6 日)、英語 (週 5 日)、フィリピン語・ベトナム語 (週 3 日)、スペイン語、中国語・インドネシア語 (週 1 日)
	外国人雇用サポートデスク (多文化共生センター内に設置)	通年 (平日 : 9:00～17:00)	労働政策課	・企業向けの外国人材活用相談 ・外国人向け就労相談、労働相談
	浜松市外国人メンターによる就労・起業促進事業	通年	労働政策課	外国人留学生等を対象とした就労・起業・生活等の相談
	外国人市民カウンセリング事業	通年	国際課	電話による心の悩み事のカウンセリング 言語: ポルトガル語 (週 1 回 2 時間)
	外国人メンタルヘルス相談	通年	精神保健福祉センター	浜松市多文化共生センターでメンタルヘルス相談を実施。 言語: ポルトガル語 (週 5 日)

都市名	事業名	事業期間	事業担当部署	備考
浜松市	帰国・外国人児童生徒相談	通年	教育委員会 教育支援課	相談員が常駐し、外国人のための就学ガイダンスや電話や来所による相談に対応する。学校や各課と連携を取り、校区の公立小中学校への編入を進める。
豊田市	ポルトガル語・スペイン語・英語（通訳職員）相談	通年	市民相談課	通訳職員によるポルトガル語・スペイン語・英語による日常の困りごとなど
	豊田市多言語サービスデスク	通年	市民相談課	外国人来庁者に対し、遠隔通訳サービスを用いて多言語で対応（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タガログ語・タイ語・ヒンディー語・インドネシア語・ネパール語・フランス語・ロシア語・ミャンマー語・マレー語）
	電話通訳サービス	通年	市民相談課	外国人、市職員、通訳者の三者が同時に会話できる電話通訳対応（英語・イタリア語・クメール語・タイ語・ネパール語・ベトナム語・マレー語・ロシア語・韓国語・インドネシア語・シンハラ語・タガログ語・ヒンディー語・ベンガル語・ミャンマー語・中国語・ウルドゥー語・スペイン語・ドイツ語・フランス語・ポルトガル語・モンゴル語）
	外国人多言語相談事業	・英語 TIA 開館時間 ・ポルトガル語、ベトナム語 土、日（いずれも 10：00～16：00） ・中国語 火（13：00～16：00）、水～金・日（10：00～16：00）、土（9：00～正午）	多様性社会共創課	英語・ポルトガル語・中国語・ベトナム語相談員による対応
小牧市	外国人のための相談（ポ語・ス語・英語・ベトナム語）	ポ語・ス語・英語・ベトナム語：月曜日～金曜日	多文化共生推進室	市役所多文化共生推進室窓口で相談員が在住外国人からの相談や行政情報の翻訳などの業務にあたる。
	在留相談	ポ語・ス語・英語・ベトナム語：毎月第1水曜日（13:00～16:45）要予約	多文化共生推進室	名古屋出入国在留管理庁の職員を招き、在留資格に関する相談に応じる。Zoom を利用した相談や、相談員による通訳対応も可能。
鈴鹿市	外国人相談窓口	通年	市民対話課 外国人交流室	市役所市民対話課窓口で外国人住民の生活相談等に対応。通訳員（ポルトガル語1名、スペイン語2名※令和7年4月現在）に加え、タブレット端末を利用した多言語通訳システムにより、16言語対応可能。令和5年度から庁内の電話機に3者通訳機能を付与。（対象所属のみ）外国人住民からの電話を受ける際のみ3者通訳が可能に。
	外国人のための行政書士相談	月1回第2木曜日	市民対話課 外国人交流室	行政書士によるビザ等行政手続に関する無料相談。
	救急通報等への多言語対応	通年	情報指令課 ※予算額については消防課消防G	高機能消防指令システムの外国語応答機能を使用し外国人からの通報に対応する。24時間31言語に対応可能。 ※令和7年11月からは津市・鈴鹿市・亀山市の3市合同による消防指令業務の共同運用となるため市単独での運用は本年11月まで。
総社市	外国人相談窓口	通年	人権・まちづくり課	多文化共生推進員による行政・生活相談業務全般を実施（ポルトガル語・スペイン語・英語：1名、中国語：1名、ベトナム語：1名）。

都市名	事業名	事業期間	事業担当部署	備考
総社市	就労支援（ポ語・ス語：ハローワーク）	通年	福祉課	ハローワークにおいて、就労支援チームの一員として日本人相談員（1名）を配置。

2 生活情報・広報

都市名	事業名	事業期間	事業担当部署	備考
伊勢崎市	伊勢崎市生活ガイドブック	通年	多文化共生課	ポルトガル語、スペイン語、英語、ベトナム語、中国語で作成し、転入者に配布したり、外国人総合相談窓口等に設置している。
	日本語と外国語の指差し会話集	通年	多文化共生課	「地域の会話編」と「防災の会話編」を日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、ベトナム語、中国語を併記で作成し、各行政区に配布したり、多文化共生課窓口等に設置している。
	総合防災マップ	通年	安心安全課	ポルトガル語、スペイン語、英語、ベトナム語で作成し、転入者等に配布している。
	家庭の資源とごみの分け方・出し方	通年	資源循環課	ポルトガル語、スペイン語、英語、ベトナム語、タガログ語、中国語で作成し、転入者等に配布している。
	ゴミ分別辞典	通年	資源循環課	ポルトガル語、スペイン語、英語、ベトナム語、タガログ語、中国語で作成し、転入者等に配布している。
	ゴミ収集カレンダー	通年	資源循環課	ポルトガル語、スペイン語、英語、ベトナム語、タガログ語、中国語で作成し、転入者等に配布している。
太田市	ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・ベトナム語・やさしい日本語版 広報紙「太田インフォルマ」の発行	毎月10日発行	国際課 国際交流協会	各小中学校の該当言語児童生徒に配布したり、行政機関窓口等に設置。
大泉町	ポルトガル語・英語版広報紙「ガラッパ」の発行	毎月10日発行 年に複数回 特集号発行	多文化協働課	公共施設や銀行、郵便局をはじめ、町内外の外国人学校や、店舗・事業所などに配布。
	大泉町多文化共生コミュニティセンターホームページへの情報掲載	通年	多文化協働課	日本語・ポルトガル語・英語による情報を配信（随時更新）。自動翻訳機能により、スペイン語・ネパール語・中国語・韓国語・ベトナム語・インドネシア語・タガログ語・タイ語への対応も行っている。
	ごみ収集カレンダーの配布	通年	環境整備課	英語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、カンボジア語(クメール語)のごみ収集カレンダー及びごみの出し方を説明した資料の配布。
	総合防災マップの配布	通年	安全安心課 多文化協働課	3カ国語（ポルトガル語・英語・日本語）による洪水ハザードマップと防災マニュアルの情報を合わせた総合防災マップの配布。
	「大泉町くらしの便利帳」の掲載	通年	長公室	役場窓口や各種サービスの利用手続等行政情報、地域情報などをまとめたものをHPに掲載。ポルトガル語・スペイン語・英語のページあり。
	転入者への資料配布	通年	多文化協働課 住民課	多文化共生コミュニティセンターの案内や、ごみカレンダーなど必要な資料を封筒に入れ、転入者に配布。
上田市	ポルトガル語、中国語、インドネシア語の広報紙発行	毎月発行	人権共生課	外国籍市民の勤務する企業や外国籍児童生徒のいる小中学校、関連店舗等へ配布及びホームページに掲載。
	上田市多言語メールの配信	通年	広報課	防災情報などを、多言語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、インドネシア語、スペイン語、タガログ語、フランス語、ベトナム語）でメール配信する。

都市名	事業名	事業期間	事業担当部署	備考
上田市	「上田市ごみの出し方パンフレット」外国語版の配布	通年	廃棄物対策課	外国籍市民に多言語（中国語・ポルトガル語・スペイン語・英語・韓国語・タイ語・インドネシア語・ベトナム語）で作成し、配布している。
	多言語及びやさしい日本語版ホームページ	通年	広報課	市ホームページの自動翻訳サービスにより、多言語（12言語）及びやさしい日本語による各種情報を提供
	「上田市ごみ分別アプリ」の外国語対応	通年	廃棄物対策課	外国籍市民向けにアプリを4言語（英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語）対応にしている
飯田市	市政情報の多言語及びやさしい日本語による情報発信	通年	共生・協働推進課 広報・ブランド推進課	外国人住民に多言語、やさしい日本語により市政情報を提供する
	コミュニティラジオ「いいだFM」 行政情報多言語放送	通年（毎週土、日）	共生・協働推進課	市の必要な情報をラジオを通じて提供する。（ポル・中・英3カ国語）
浜松市	外国語広報紙ポルトガル語版・英語版・やさしい日本語	毎月20日発行	広聴広報課	希望する自治会、協働センター、小・中学校等に配布し、webで公開
	広報紙の多言語 Web 配信（広報プラス）	通年	広聴広報課	広報紙「広報はままつ」の Web 上でのやさしい日本語を含むおよそ100言語による配信（自動翻訳・音声読み上げ機能）
	浜松市公式ホームページ自動翻訳機能の運営	通年	広聴広報課	英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語（簡体）、韓国語、フィリピン語、ベトナム語に対応。
	浜松市公式多言語生活情報サイト「カナル・ハママツ」の管理運用	通年	国際課	在住外国人向けに、生活・行政情報を提供。 やさしい日本語、ポルトガル語、英語、フィリピン語、スペイン語、中国語（簡体）、ベトナム語の7言語で運営
	在留外国人向けオリエンテーションツール「ウェルカムバック」の増刷	通年	国際課	本市に転入する外国人を対象に住民登録窓口で配布する、生活に必要な情報を多言語でまとめたオリエンテーションツール「ウェルカムバック」の増刷
	多文化共生センター運営事業	通年	国際課 （多文化共生センター）	多文化共生コーディネーターなどの専門スタッフを配置し、多言語による生活支援や相談業務をはじめ、自治会の多言語回覧文書の作成・翻訳など地域における多文化共生の取組や多様性を生かしたまちづくりに関連した事業を実施し、浜松市における多文化共生の推進を図る。
豊田市	広報誌（市HPにおける自動翻訳）	毎月1回	広報課	月1回発行の市の広報誌について、Web上でオンライン版を掲載。市ホームページの自動翻訳機能で閲覧可能。（英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タガログ語・やさしい日本語）
	外国語版ホームページ	通年	広報課	市ホームページに外国語自動翻訳機能を導入（英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タガログ語・やさしい日本語）
	くらしの便利帳外国語版	通年	広報課	緊急・災害時の対応、市役所での各種届出や各種手続き、福祉や子育てに関するくらしに役立つ情報をまとめた情報誌「くらしの便利帳」の外国語版（ポルトガル語・中国語・英語・ベトナム語）

都市名	事業名	事業期間	事業担当部署	備考
豊田市	ごみカレンダー	通年	循環型社会推進課	ごみの分別や出し方に関する啓発資料を多言語対応（ポルトガル語・中国語・英語・スペイン語・ベトナム語・インドネシア語・タイ語・タガログ語・ネパール語） ※インドネシア語・タイ語・タガログ語・ネパール語は簡易版
小牧市	「生活情報誌こまき（ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・ベトナム語・やさしい日本語）」の発行。	毎月1日発行	多文化共生推進室	行政機関窓口などに設置。保育園や外国人を雇う企業などを通して配布。
	ごみに関する多言語化（ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・インドネシア語・ベトナム語・タガログ語）	通年	ごみ政策課	ごみに関する啓発アプリを作成。多言語対応にすることで、外国人へより分かりやすく啓発を行う。 資源・ごみの分け方と出し方【概要版】を多言語でデータにて配信。
	防災情報メール配信サービス	通年	防災危機管理課	防災情報メールを多言語（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語）で配信。
	119番通報等多言語通訳業務委託 （英語・中国語・韓国語・ドイツ語・フランス語・スペイン語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・マレー語・タガログ語・ネパール語・ポルトガル語・ロシア語・イタリア語・ミャンマー語・クメール語・モンゴル語・シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語）	通年	消防総務課（消防指令センター共同運用事業）	日本語が話せない外国人が関係する119番通報、火災現場活動、予防業務等の消防業務遂行時に通訳センターに同時通訳を業務委託するもの。
	救急活動時の救急ボイストラの活用 （多言語音声翻訳アプリ）	通年	消防署	多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の入ったタブレットを救急車両に配備し、日本語が話せない外国人傷病者に対応。（15言語対応可）
	外国語版ホームページ（ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・ベトナム語）の運用	随時	多文化共生推進室	外国人向けの情報を多言語（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、ベトナム語、やさしい日本語）で発信。その他の情報は、自動翻訳機能（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語）で対応。
	住民異動等に伴う手続き案内の多言語化（ポルトガル語・英語・中国語・スペイン語・ベトナム語）	通年	市民窓口課	スマート窓口の呼び出しシステム（タッチパネル）と自動翻訳機により多言語で案内
庁内窓口等における多言語対応支援	通年	多文化共生推進室	タブレット端末（78台）への遠隔通訳サービスの導入、自動翻訳機（2台）の配備を行い、庁内窓口等での多言語対応を支援。	
鈴鹿市	Webサイトの多言語化（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タガログ語、インドネシア語、タミル語、ネパール語、タイ語）	通年	情報政策課	自動翻訳による多言語化
	外国語版防災マップ・防災ガイドの作成	通年	防災危機管理課	令和6年4月1日に日本語・ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・やさしい日本語に対応したウェブ版鈴鹿市総合防災マップを公開した。また、避難情報、避難方法等を記載した外国語版の防災ガイドを市ウェブサイト公開する。
	ごみ集積所、不法投棄禁止外国語看板補充事業	通年	廃棄物対策課	外国語（ポルトガル語、スペイン語）日本語併記の看板を補充し、利便を図る。また、不法投棄禁止の啓発に役立てる。

都市名	事業名	事業期間	事業担当部署	備考
鈴鹿市	ごみ収集カレンダー等作成事業	通年	廃棄物対策課	日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語併記のごみの収集カレンダー及び英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、やさしい日本語版等、計10言語の「ごみの分け方・出し方」を作成し配布している。
	外国人向けウェブサイト及びFacebook ページ「Amigo Suzuka」による情報発信	通年	市民対話課 外国人交流室	外国人市民にとって有益と思われる情報を市ウェブサイト上並びにFacebook ページ「Amigo Suzuka」により広報している。言語は、ポルトガル語、スペイン語、やさしい日本語。
	外国人向け多言語電子広報「City Guide Amigo Suzuka」による情報発信	通年	市民対話課 外国人交流室	外国人向けの広報誌「City Guide Amigo Suzuka」を配信。 【配信媒体】カタログポケット、Web ブラウザ 【配信頻度】月1回（毎月5日） 【配信内容】「広報すずか」の20日号と5日号に掲載の情報の内、外国人住民に取得いただきたい情報を掲載 【言語数】計10言語 ※やさしい日本語を掲載し、その他は機械翻訳
総社市	ポルトガル語版広報紙「SOJA BRAZILIAN NEWS」を作成	毎月発行	人権・まちづくり課	毎月、市報からイベント情報をはじめブラジル人住民に特に必要な情報等を選定し編集。市内のブラジル人世帯に配布。
	中国語版広報紙「総社チャイニーズニュース」を作成	毎月発行	人権・まちづくり課	毎月、市報からイベント情報をはじめ中国人住民に特に必要な情報等を選定し編集。市内の中国人世帯に配布。
	ベトナム語版広報紙「総社ベトナムニュース」を作成	毎月発行	人権・まちづくり課	毎月、市報からイベント情報をはじめベトナム人住民に特に必要な情報等を選定し編集。市内のベトナム人世帯に配布。
	やさしい日本語版広報紙「広報そうじゃ やさしい日本語版」を作成	毎月発行	人権・まちづくり課	毎月、市報からイベント情報をはじめ外国人住民に特に必要な情報等を選定し編集。市内の外国人世帯に配布。
	「ごみの正しい出し方」の作成		環境課	ごみの分別や出し方を記載した冊子を、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語で作成

3 日本語教育

都市名	事業名	事業期間	事業担当部署	備考
伊勢崎市	日本語教室	一期：5月～7月 二期：9月～11月 三期：1月～3月	国際交流協会	市有施設を会場に、日本語や生活ルールなどを学ぶための日本語教室を開催。 (NPO法人への委託事業)
	オンライン日本語教室	前期：7月～9月 後期：12月～2月	国際交流協会	日本語と生活ルールをインターネット環境下で学べる日本語教室を開催。 (民間企業への委託事業)
	日本語ボランティア講師養成講座	10月～12月	国際交流協会	日本語学習を支援するボランティアに興味を持つ人を対象に開催。 (民間企業への委託事業)
太田市	「あゆみの会」日本語教室	通年 前期：4月～7月 中期：9月～12月 後期：1月～3月	国際課 国際交流協会	多文化共生センターおおたを会場に、ボランティア講師による日本語教室を開催し、日本語や日本の文化を指導。
大泉町	大泉国際交流協会の日本語講座	通年コース	国際交流協会	ボランティアによる日本語講座。
	多言語サロン	通年	教育指導課	毎週土曜日、町立図書館にて開催。
上田市	日本語指導等に関する支援金の交付	通年	人権共生課（上田市多文化共生推進協会）	ボランティアによる市内日本語教室（4か所）へ支援金を交付。
	外国籍市民のための日本語教室	通年	人権共生課（上田市多文化共生推進協会）	目的や習得度に応じた日本語教室を開き、学びの場を提供する。
飯田市	各地区日本語教室の開催	通年（毎週1～2）	各地区公民館 飯田市公民館	市内公民館・集会所等で日本語支援者による日本語教室を開催し、各地区での外国人住民の地域参画の推進と地域住民の多文化共生意識の醸成を目的に開催する。
	外国籍住民の社会参画促進事業	通年	飯田市公民館	（一財）自治体国際化協会の支援を受け、日本語教育の人材育成と講座の実施の他、多文化交流事業を開催する。
浜松市	外国人学習支援センター運営事業	通年	国際課	外国人の子供から大人までを対象とした総合的な学習支援の拠点として、日本語教室をはじめ、日本語学習等支援者養成講座、多文化体験講座等の各種講座を市民協働により実施。
	（外国人学習支援センター運営事業） 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業	通年	国際課	総合調整会議の設置 総括コーディネーターの配置 地域日本語教育コーディネーターの配置 日本語教室（浜松版生活日本語コース（～B1）、平日/休日読み書きクラス、ひらがな漢字クラス、若者クラス、外国籍児童生徒向けクラス） 企業と連携した外国人支援者育成 大学と連携した日本語学習支援者養成 日本語学習支援ポータルサイトの運用
	（外国人学習支援センター運営事業） 日本語学習等支援者養成事業	通年	国際課	日本語学習支援ボランティア養成講座 日本語学習支援者スキルアップ研修 教職員多文化共生講座
	（外国人学習支援センター運営事業） 地域日本語学習支援事業	通年	国際課	日本語学習支援団体ネットワーク会議 地域日本語学習コーディネーター業務 日本語学習支援ボランティア活動コーディネーター業務 地域における日本語学習支援業務
	外国人材等日本語学習支援事業費補助金	随時	国際課	従業員の日本語能力試験N3以上の認定取得に要する経費を負担する事業者に対し補助金を交付する。

都市名	事業名	事業期間	事業担当部署	備考
浜松市	母国語支援	通年	教育委員会教育支援課	ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語の3教室を開設。土曜日の2時間程度実施。※NPO 団体への委託事業
	日本語・学習支援	通年	教育委員会教育支援課	市内の市立小中学校において、在籍する児童生徒に生活言語や学習言語を習得させるために、取り出しや入り込みによる日本語・学習支援を行う。市内を3つのエリアに分け、支援者を学校に派遣する。※NPO 団体への委託事業
豊田市	日本語学習支援事業①とよた日本語学習支援システムの運用②にはほんごひろば	①通年	多様性社会共創課	定住化の進む外国人が、生活に必要な不可欠な日本語能力と市の制度や生活ルール等の基礎知識を習得できる仕組みの運用 ※豊田市国際交流協会への委託事業
		②通年 金・土・日 (会話・読み書きクラス)		会話・読み書きクラス ※豊田市国際交流協会への委託事業
	外国人幼児向け日本語 教育事業	通年	多様性社会共創課	外国人の幼児向けに、今後の生活にスムーズに適應するために必要な日本語を習得する教室を開催 また、保護者に対しても、子どもの言語習得に関する啓発活動を実施 ※NPO 法人への委託事業
小牧市	日本語教室	通年 一期：5月～8月 二期：9月～12月 三期：1月～3月	国際交流協会	日本語教師による日本語教室を開催し、日本語や日本文化を指導。レベルごとにA～Iまでの計9クラスを開講。
鈴鹿市	日本語教室	通年	鈴鹿国際交流協会	市内日本語教室を実施しているボランティア団体への運営委託（市内3教室）。 ※令和6年度までは市から各教室へ補助金を交付していた。
	日本語講座	全12回×1期（前期） 全12回×1期（後期）	鈴鹿国際交流協会	日本語教師による入門・初級レベルの学習者に向けた日本語教室を行う。
	初級オンライン日本語教室	1期目：7月～9月 2期目：11月～2月	鈴鹿国際交流協会	市内企業で働く外国人労働者とその家族の日本語能力向上を目的に本年度から開催する。 対象のレベルは入門（N5相当）、初級（N4）を予定しており、日中と夜間の時間で開催する。
	日本語学習支援ボランティア養成講座	4日間+教室見学	鈴鹿国際交流協会	日本語を教えてみたい市民向けに養成講座を開催する。
総社市	地域でつながる日本語教室	毎年6月～3月 毎週日曜日（全30回）	人権・まちづくり課	外国人住民を対象とした日本語教育と日本人住民を対象とした人材育成研修を実施する。
	地域に根ざした日本語学習サポーター育成研修	毎年6月～9月 ・学習研修（全3回） ・実践研修 毎週日曜日（全30回）	人権・まちづくり課	外国人住民に対しては、教室内で日本での生活に必要な情報を提供するとともに、交流活動を通じて外国人住民の言語生活をサポートする人材を地域の中から発掘・育成する。
	地域コミュニティ連携防災訓練事業	年1回	人権・まちづくり課	外国人住民に対し、地域コミュニティ協議会、外国人防災リーダー、行政が連携し、行政主催の防災訓練に外国人住民が参加し、防災知識や災害時の日本語を体験的に学習するとともに、地域の日本人住民と「顔の見える関係づくり」を行う。
	地域ではぐくむ子育て応援事業	年4回	人権・まちづくり課	市内の保育・子育てNPO法人との連携により、子育て世代の外国人保護者と子供を対象に、同世代の親子が集まる交流の場に参加する機会を提供し、育児に関する基礎的知識、育児用語や学校用語など子育てに関する日本語の習得を目指す。

4 教育

都市名	事業名	事業期間	事業担当部署	備考
伊勢崎市	子ども日本語教室未来塾業務委託	通年	教育部総務課	外国籍児童生徒などに対する初期の日本語指導や学習支援をボランティア団体に委託
	巡回型日本語指導コーディネーター（TJC）	通年	学校教育課	日本語指導の経験豊かな教員を小中の校種ごとに1人ずつ任命し、週に一度、日本語教室未設置校を巡回し、指導体制を整えるための助言を行う。
	外国籍児童生徒学校生活支援助手	通年	学校教育課	ポルトガル語やスペイン語など外国語に堪能な人材を30人任用。学習支援を行ったり、外国籍児童生徒の学校生活における相談に乗ったり、保護者への通訳や通知の翻訳を行ったりしている。
	日本語教育研究班	通年	学校教育課	日本語教室担当教員（有志）による自主研究班。大学教員の助言を得ながら本市の日本語教育の課題に対応できるように研究を進めている。
太田市	プレクラス「ひまわり教室」（公立学校における帰国・外国人児童生徒に対する決め細かな支援事業）	通年	学校教育課	外国人児童生徒が公立小中学校への適応を図るために必要な初期指導を行うとともに、その保護者へオリエンテーションを実施する。
	バイリンガル教員の配置	通年	学校教育課	教員免許を持ったバイリンガル教員を主要校に配置し、単独での教科指導を含めた、きめ細かな指導や教材研究及び連携連絡の促進を図る。
	日本語指導助手の配置	通年	学校教育課	日本語と外国人の子どもたちの母語（ポ/ス/中/タ/ペ）の双方に堪能な人材を配置し、指導支援、通訳翻訳等を実施する。
	外国人児童生徒放課後学習支援	通年	国際課 国際交流協会	外国にルーツを持つ児童生徒への学習支援・日本語指導を実施する。
大泉町	小中学校「日本語学級」設置	通年	教育指導課	全公立小中学校に英語・ポルトガル語・スペイン語と日本語のできる指導助手を配置。合計13名。
	多言語サロン	通年	教育指導課	毎週土曜日、町立図書館にて開催。
	地域外国人学習支援	通年	国際交流協会	ボランティアによる外国人児童生徒などに対する教科の学習支援を実施。
	地域外国人就学支援	随時	国際交流協会	勉学意欲があり、就学支援を要する外国人住民を対象に実施。
上田市	集中日本語教室「虹のかけはし」、日本語教室	通年	学校教育課	外国籍児童生徒の公立小中学校への適応を図るために必要な指導援助を県と共同で行う。（市費は補助者のみ）
	外国籍児童生徒生活支援事業	通年	学校教育課	小中学校に週1回程度巡回派遣し、日本語指導を行う。必要に応じて生活習慣の指導や保護者との連絡、通訳を行う。
	外国籍児童生徒支援員	通年	学校教育課	外国籍児童生徒の公立小中学校への就学・通学の相談、学校と保護者との連絡調整、学校文書の翻訳等を行う。
	進学・教育ガイダンス	年1回	人権共生課	小中学校の外国籍児童生徒や保護者を対象とした進路の相談や指導を行う。
	外国籍児童生徒の日本語学習支援ボランティア登録制度	通年	人権共生課	小中学校等からの要請に応じて、登録している日本語の学習支援ボランティアを派遣する。

都市名	事業名	事業期間	事業担当部署	備考
飯田市	外国籍児童・生徒共生支援員の配置	通年	教育センター	母語支援を必要とする児童生徒の多く在籍する学校を中心に、児童・生徒が公立小中学校へ適応するために必要な指導援助を行う。
	外国籍児童・生徒支援のための通訳・翻訳	通年	教育センター	学校と日本語支援を必要とする児童・生徒の保護者との意思疎通のために、必要に応じて通訳や翻訳を行う。
	外国人就学促進事業	通年	教育センター	学校内で日本語の支援を必要とする児童生徒及び不就学の外国人の子どもに対する日本語、教科、母語の指導を行う。
	外国人児童・生徒キャリア形成支援事業	通年	共生・協働推進課飯田市民館飯田国際交流推進協会	外国人児童、生徒のキャリア形成につなげるための日本語学習支援や交流事業を行う。
浜松市	外国につながる次世代の学習支援事業	通年	国際課	外国にルーツを持つ青少年の社会参加を促進するため、外国人青少年の支援に係る関係諸機関と連携して「外国にルーツを持つ青少年のキャリア支援事業」を実施。
	外国人学校教育事業費補助金	通年	国際課	市内の南米系外国人学校のうち静岡県から各種学校として認可を受けた学校に対し補助金を交付する。
	外国人学校児童生徒教科書購入費補助金	通年	国際課	南米系外国人学校に通う児童生徒のうち、教科書を購入する学齢期の児童生徒の保護者に対し補助金を交付する。
	外国人学校への日本語教師派遣	通年	国際課	外国人児童・生徒の教育支援に資することを目的とし、市内の外国人学校に対して日本語教師を派遣する。
	外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業 (定住外国人の子供の就学促進事業)	通年	国際課	外国人の子どもの不就学を生まない仕組み(浜松モデル)を関係諸機関との連携により推進し、不就学等就学に課題を抱える外国人の子供の学びの場を確保するとともに、公立学校や外国人学校等教育機関への就学につなげるために必要な支援を行う。
	相談員の要請訪問	通年	教育委員会 教育支援課	相談員が学校の要請によって学校訪問を行う。
	外国人児童生徒就学サポーター	通年	教育委員会 教育支援課	外国人児童生徒が多く在籍する小中学校へ母国語が話せるサポーターを派遣し、通訳・翻訳等適応指導全般にかかわる業務を行う。
	外国人児童生徒教科指導員	通年	教育委員会 教育支援課	特別の教育課程を編成した指導が実施できるよう、小中学校に教員免許を持っている者を学校に配置または派遣する。
	母国語支援 ※再掲	通年	教育委員会 教育支援課	ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語の3教室を開設。土曜日の2時間程度実施。 ※NPO 団体への委託事業
	プレスクール	1～3月	教育委員会 教育支援課	小学新1年生とその保護者対象に、1～3月の土曜日に8回開催。対象は、日本の就学前教育を受けていないか、その就園期間が半年に満たない子供とその保護者。内容は初期適応指導と親子日本語教室及び入学準備ガイダンス
就学の手引き	通年	教育委員会 教育支援課	外国人児童生徒等の就学促進のため、本市の指導体制を学校及び保護者に向けて周知する。 保護者版は(やさしい日本語、ポルトガル語、英語表記)	

都市名	事業名	事業期間	事業担当部署	備考
浜松市	支援者研修	通年	教育委員会 教育支援課	外国人指導リーダー研修、パイリンガル研修、教科指導員研修、やさしい日本語研修
	日本語・学習支援 ※再掲	通年	教育委員会 教育支援課	市内の市立小中学校において、在籍する児童生徒に生活言語や学習言語を習得させるために、取り出しや入り込みによる日本語・学習支援を行う。市内を3つのエリアに分け、支援者を学校に派遣する。 ※NPO 団体への委託事業
	ステップアップクラスの開催	通年	教育委員会 教育支援課	高校進学を目指す、学習内容の理解を深めたいと希望する外国人生徒を対象とした、学習支援教室を開催する。
	ロールモデル派遣事業	通年	教育委員会 教育支援課	現在社会で活躍する外国人の経験を伝える講座を学校で開催し、外国人生徒の就学や進路選択に対する意欲等を啓発する。
	進路について語る会	年2回	教育委員会 教育支援課	浜松市内在住の外国人児童生徒と保護者を対象として実施する。浜松市で進学・就職をすることを見据えた情報提供を行う。個々の相談にも対応するために、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、インドネシア語の通訳が対応する
	初期日本語指導拠点校	通年	教育委員会教育支援課	中学生年齢で初めて日本の学校に編入する生徒を対象とし、通級による初期日本語指導及び日本語基礎指導、教科の補習を行うことで、在籍校への円滑な適応を図る。10週間（週4日は通級し、週1日は在籍校に投稿する）令和6年4月から「浜北教室」を開設し、「江南教室」との2教室に増設。
豊田市	外国人青少年に対する健全育成事業	通年	多様性社会共創課	外国人児童生徒への学習支援や外国人青少年の自立支援事業 ※NPO 法人への委託事業
	外国ルーツの子どもへの日本語学習を通じた就学サポート・居場所づくり事業	通年	多様性社会共創課	複雑な問題を抱える子どものケア社会適応のための初期日本語・学習指導 ※NPO 法人への委託事業
	母語・継承語保持教室の開催支援	通年	国際交流協会	子どもを対象にした母語・継承語保持教室の開催支援
	国際理解教育事業 (小・中・高等・特別支援学校)	年5回	多様性社会共創課	市内の小・中・高等・特別支援学校に通う児童生徒に各国の文化などを紹介
	学校日本語指導員の配置	通年	学校教育課	日本語教育が必要な外国人児童生徒への学習支援及び保護者との通訳や翻訳を行う
	プレスクール	11月～3月	学校教育課	新1年生になる外国人幼児への初期日本語指導・小学校への適応指導を行う ※NPO 法人への委託事業
	外国人学校教育推進費補助金	通年	教育政策課	外国人学校（ブラジル人学校）に運営費の一部を補助する 教職員の人件費補助：上限70万円
	外国人学校通学費特別補助金	通年	教育政策課	朝鮮人学校に就学する児童・生徒の通学費の一部を補助する 一律：1万2千円

都市名	事業名	事業期間	事業担当部署	備考
小牧市	日本語初期教室	通年	学校教育課	日本語の指導を3ヶ月間集中的に行い、日本の学校への就学および適応が円滑に行えるように指導する。
	語学相談員	通年	学校教育課	各学校を巡回指導して日本語教育が必要な外国人児童生徒の学習支援や補助や進路相談等の通訳、保護者への連絡事項などの翻訳を行う。
	日本語指導員	通年	学校教育課	各学校を巡回指導して日本語教育が必要な外国人児童生徒への日本語指導を行う。
	プレスクール	11月～3月	国際交流協会	小学校入学前の児童に対し、日本の学校にスムーズに順応できるよう、日本語や学校生活について5ヵ月間(14回)指導する。
鈴鹿市	外国人児童生徒サポート事業/ 受入促進事業	通年	教育支援課	①国際教室のない学校に日本語指導支援員を配置する。 ②家庭訪問等による保護者の支援、子どもの適応支援を行う就学促進員・母語協力員を配置する。 ③JSL生徒と保護者を対象に進路ガイダンスを企画運営する。 ④就学年齢に達した子どもとその保護者を対象に入学ガイダンスとプレスクールの企画運営する。 ⑤指導者の育成を図るため、研修会を開催する。
	外国人児童生徒サポート事業/ 就学支援事業	通年	教育支援課	①就学支援教室を設置する。 ②就学支援教室に、コーディネーターを配置する。 ③就学支援教室にバイリンガル指導員を配置する。
	外国人児童生徒サポート事業/ 適応支援事業	通年	教育支援課	①市内に在籍するJSL児童生徒のために巡回支援をおこなう外国人児童生徒支援員を配置する。②JSL児童生徒の割合が多い学校に、外国人教育指導助手を配置する。
総社市	日本語教育サポート事業	通年	学校教育課	日本語と外国語(ポルトガル語)を話すことができる人材を日本語教育サポーターとして1人配置し、外国人児童生徒の保護者への通訳、文書翻訳等の業務を行い、外国人児童生徒の学校生活への円滑な適応を支援する。

5 各会員都市における取組事例

群馬県伊勢崎市「やさしい日本語研修」

外国籍住民の増加や多国籍化が進む中で、各所属の職員に「やさしい日本語」の知識やスキルを定着させることを目的として研修を実施しました。講師の方から、「はっきり」「さいごまで」「みじかく」といった「やさしい日本語」のコツをレクチャーしてもらったほか、実際に想定される窓口での案内を「やさしい日本語」に変えて説明してみるグループワークなどを行いました。実施後の参加者アンケートでは、9割以上が研修に満足し、今後、日常業務で活用できそうだと回答であったため、今後も実施していく予定です。



研修の様子

地域における多文化共生の推進に中心的な役割を果たしている6人を、「伊勢崎市多文化共生キーパーソン」として認定し、市の多文化共生事業に協力をいただいています。

令和7年2月には、市長との座談会を実施し、外国籍住民が地域で生活していくうえで抱えている問題などについて意見交換をしました。

また、キーパーソンと協力しながら、「多文化共生フェスタいせさき2024」を開催しました。イベントでは、ベトナム、ブラジル、ペルー、ミャンマーなどといった国や地域のダンスや伝統衣装が披露され、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラディッシュなどの各国の料理も味わうことができ、国籍関係なく参加者が多文化交流を楽しみました。



座談会の様子



多文化共生フェスタの様子

群馬県太田市「多文化共生センターおおた開設」

2024年12月1日、国籍の異なる市民が相互理解を深め、共に安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指し「多文化共生センターおおた」を開設しました。

開設を記念し特別イベントを開催、民族舞踊の披露や多国籍料理のキッチンカー出店・ボランティア団体の活動紹介など、多彩なプログラムにより多くの交流を図りました。

また、新規事業として「外国にルーツを持つ児童生徒放課後学習支援事業」をスタート。市内小中学生が学校生活を充実できるよう、学習支援や日本語指導に取り組んでいます。



群馬県太田市「太田日本語教室 あゆみの会」

「太田日本語教室 あゆみの会」は、太田市で30年以上日本語教室を開催しているボランティア団体です。多文化共生センターおおたを拠点に、毎週日曜日、火曜日、水曜日の3期制で教室を開催し、令和6年度は25カ国546名の受講生を迎えました。

年間を通じて、受講者一人ひとりのレベルに合わせたカリキュラムを提供し、日本語学習を支援しています。また、日本語の学習だけでなく、講師や他の受講生との交流も大切にしており、日本文化への理解を深めるためのバス研修や日本文化体験なども実施しています。

これらの活動を通じて、日本の自然や文化についての知識を広げ、より豊かな多文化共生の実現に貢献しています。



群馬県大泉町「多文化共生懇談会」

「多文化共生懇談会」では、外国籍住民が多く集まる場所や機会を捉え、町職員がその場へ出向き、町からの情報提供や外国籍住民からの情報収集を行っています。町の多文化共生の基本目標である「正しい情報を正しく伝え正しく理解してもらう」ためにも、様々な機会を捉えて実施しています。

ポルトガル語での落語会では、日系ブラジル人3世の落語家・らむ音氏を講師に迎え、日本文化を楽しむとともに、町から情報提供を行いました。

外国人キーパーソンとの意見交換会では、町長を交え、地域のキーパーソンから町の取組に対する意見を伺いました。



ポルトガル語落語会



外国人キーパーソンとの意見交換会

群馬県大泉町「多文化共生地域交流会」

「多文化共生地域交流会」では、地域における多文化共生の推進を目的として、地域に住む日本人と外国籍住民を繋げる取組をしています。

令和6年10月には、新たな取組として、ハロウィーンイベント「いずハロ☆ワールド」を開催しました。日本人をはじめ、ブラジル、ベトナム、ウクライナの4か国52名の参加者が集まり、仮装をしてパレードやダンスを楽しみました。パレード中にはミニゲームや各国のお菓子試食コーナーを設置し、様々な国籍の住民が相互に文化を学び合いながら、楽しく交流する場となりました。



いずハロ☆ワールドの様子①



いずハロ☆ワールドの様子②

長野県上田市「にほんご アムアム」

上田市では、地域の多文化共生を推進する「上田市多文化共生推進協会（AMU）」を中心に、地域の多様なニーズに応じた教育機会を提供し、多文化共生のまちづくりに力を入れています。AMUでは、すべての年齢層を対象とした日本語教室「にほんご アムアム」を開催しています。この教室では、大人や子ども向けに専門の日本語支援コーディネーターが指導にあたり、日本語を学びたい方とボランティアのマッチングを通じて、サポートを行っています。

また、日本語を教えるボランティアのスキル向上や新しいボランティアの募集を目的とした日本語支援者養成講座を毎年実施しています。



「にほんご アムアム」学習の様子



日本語支援ボランティアステップ
アップ研修の様子

長野県上田市「うえだ多文化交流フェスタ」

AMUでは、外国籍市民と地域住民の交流のため、「多文化交流フェスタ」を開催しています。外国籍市民の母国の文化、関係団体等の活動を紹介する展示ブースや防災意識の啓発のための防災ブースがあります。また、この日のために練習をしてきた世界各地の歌や踊り、様々な楽器の演奏などで盛り上がるステージ発表、世界各地を代表する料理の試食があります。



長野県飯田市 市民交流施設「ムトスぷらざ」を拠点とした日常的な国際交流

中心市街地に立地する市民交流施設「ムトスぷらざ」を拠点に、外国人住民の皆さんとの日常的な交流の機会を作ることで、相互理解をもとに多文化共生につながる事業を実施しています。

1. ハッピープロジェクト～世界の料理と文化を知ろう

市内に暮らす外国人住民の皆さんを講師に、世界の料理体験や文化を知る講座を開催し、相互理解に取り組んでいます。これまでに、フィリピン、タイ、ベトナム、中国、スリランカ、フランス、カナダ、ウクライナ等の国の料理体験やお話を通じて、お互いの交流や講師の国の理解を深めています。



2. NIHONGO & MIRAI クラブ

義務教育課程を卒業した外国人住民の若者を中心に、交流や就業した先輩の話聞くなどの、キャリア形成に関わる事業を実施しました。

実施にあたっては、外国につながる若者がクラブ運営のスタッフとして関わり、多文化共生支援員やそのサポーターの皆さんと連携しました。

様々な世代の外国人住民や日本人住民との交流を通じた、若者の居場所づくりとともに、自身のキャリアを考える機会となっています。



静岡県浜松市「浜松版生活日本語教育プログラムの本格実施」

浜松市では、日本語教育施策推進の拠点施設として「浜松市外国人学習支援センター」を開設しており、地域日本語教育推進の体制づくりを進めています。

令和7年4月からは、全国の自治体初となる「生活」に関する年間600時間の「浜松版生活日本語教育プログラム」の本格実施を開始しました。

このプログラムは、文部科学省「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の採択を受け、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 Can do」を参照した質の高い体系的な日本語教育を編成・提供するものです。

浜松での日常生活の中で日本語を使って“できること”が広がり、より生活が有意義な時間となるよう、自立した言語使用者として社会参画し、自己実現するために必要な日本語学習機会を提供します。



開講式



学習の様子



校外学習（バス乗車）



消火器体験

愛知県豊田市「豊田市多文化共生推進協議会」

豊田市では、外国人住民とともに互いを尊重し暮らすことができるふれあいのあるまちづくりを進めることを目的として、平成13年に「豊田市多文化共生推進協議会」を発足させました。以来、多文化共生に関する様々な課題に対して「ワーキング部会」を設置し、議論を深めてきました。

令和6年度は、多文化共生の担い手促進を目的に、若者の関心を高めるためのハンドブックを作成しました。市内において多文化共生の分野で活躍する団体や個人の活動事例、活動を始めたきっかけや活動に対する想い等を紹介し、多文化共生を身近に感じられるよう周知を図りました。

令和7年度は、これまでの成果を踏まえ、次期豊田市国際化推進計画の策定に着手しています。計画策定委員会を組織し、国籍や文化的背景の違いにかかわらず、互いを尊重し、支え合いながら、多様な市民と共に創る多文化共生都市とよたの実現を目指します。

愛知県豊田市「外国人の幼児向け日本語教育事業」

外国人の集住地域において、外国にルーツを持つ児童生徒の中には日本で生まれ育った場合でも、学校における学習言語への対応が難しく、日本語のサポートが欠かせない状況にあります。

豊田市では、外国につながる子どもに対し、幼児期から日本語の基礎を育むことで「言葉の力」を身につけ、就学後の学校生活や教科学習において主体的に学ぶ力を養うことを目的に、令和2年度より幼児向け日本語教室を開設しています。令和7年度は市内7箇所で開催しており、遊びや体験を通して日本語を身に付けることができる教室を実施するとともに、保護者や保育者に対して、子どもの日本語の習得と母語・継承語の保持に関して共に考える機会を設けています。

今後の外国人人口の増加に伴う在住外国人の多国籍化や、散在地域の広がりによる日本語教育の必要性の広域化に対応するため、幼児向け日本語教育の担い手の育成・確保を図っていきます。



愛知県小牧市「外国人のための合同相談会」

令和7年7月27日（日）に、名古屋出入国在留管理局と共催で「外国人のための合同相談会」を小牧市役所で実施しました。愛知労働局、ハローワーク春日井、法テラス愛知、名古屋北年金事務所、市収税課の方にもご協力いただき、各ブースで通訳付きの相談会を行いました。事前予約でほとんどの相談コマが埋まり、当日は32組、45名の方の相談を受けることができました。予約時に相談内容を聞き取ることで、当日は個別具体的な相談をすることができ、ご好評いただきました。

相談できること

- 労働環境の相談
- お仕事探しの相談
- 生活に関する相談
- 納税関係の相談
- 法律関係の相談
- 年金の相談
- 入管手続きの相談

外国人のための
合同相談会
7.27 (日)
10:00~16:00
会場：小牧市役所2階
多目的スペース

予約・問い合わせ
名古屋出入国在留管理局 ☎0570-052259-(140#)
小牧市 多文化共生推進室 ☎0568-76-1675 (雑談専用)

共催：名古屋出入国在留管理局 小牧市
参加機関：愛知労働局 ハローワーク春日井 法テラス愛知 名古屋北年金事務所

愛知県小牧市「小牧市国際交流協会設立30周年記念式典」

令和6年12月1日、小牧市国際交流協会は設立30周年を迎え、市内のホールにて記念式典を開催しました。式典では、協会の発展に長年ご尽力いただいた法人会員・団体3組および個人会員11名の方々に感謝状を贈呈しました。また、市内に在住・在勤・在学されているパキスタン、中国、ベトナム出身の3名の方によるスピーチが行われ、日本人市民と外国人市民が協働して魅力的な国際交流と活気ある地域活動を推進する「笑顔あふれる支え合いと活力ある地域」の実現を目指した未来宣言が発表されました。



三重県鈴鹿市「企業向けオンライン初級日本語教室の実施」

本市は、(公財)鈴鹿国際交流協会と連携し、市内企業の外国人労働者とその家族を対象とした「企業向けオンライン初級日本語教室」を実施しました。本教室は第1クール(7月~10月)、第2クール(11月~2月)の2期に分けて開催し、延べ8社33名の外国人労働者が参加しました。

本教室の特徴は、受講申込みを企業の担当者に行っていただく点にあります。日本語教育の受講を外国人労働者自身に任せるのではなく、企業が申込みや学習環境の整備等を補助することで、外国人従業員の日本語学習を「会社全体の取組み」として位置づけ、社内における多文化共生を考えるきっかけとしました。加えて、賛同いただいた企業に国際交流協会の賛助会員となっていただくことで、本市の多文化共生の取組に継続的に関わっていただく「地域貢献の枠組み」として位置づけました。

また、外国人労働者にとって、上司や同僚などから受講を勧められることで前向きに参加しやすく、結果として全参加者の出席率はほぼ100%を維持することができました。日本語教師の有資格者に講師を務めていただくことで、参加者アンケートでは高い満足度が示され、企業からも「外国人従業員が日本語学習に積極的になった」「日本人従業員との会話が増えた」といった評価をいただきました。

育成就労制度の導入が1年半後に迫る中、全国的に外国人労働者とその家族の一層の増加が予想されます。そうした状況においては、企業が多文化共生の拠点として重要な役割を果たし、企業内での日本語教育をいかに推進するかが大きな課題となります。

「そうじゃ2025」での議題の一つである「企業等の日本語教育推進」に向けて、日本語教育の趣旨に則り、国・自治体・企業が連携して取り組むことの重要性を、本取組はまさに体现しています。

《画像①》
やさしい日本語版チラシ

《画像②》
企業向けチラシ

《画像③》
参加者に手渡した修了証

岡山県総社市「総社市外国人防災リーダーの養成」

総社市では、平成25年度から「外国人防災リーダー」の養成研修を行っています。

外国人防災リーダーは、災害時に情報弱者になりがちな外国人市民の自助・共助の担い手として、行政とも連携できる人材として期待されています。

研修では、普通救急救命講習のほか、総社市で起こった過去の災害状況を知り、今後予想される災害について学ぶとともに、外国人防災リーダーとしての今後の取り組みについて話し合うワークショップを実施しています。

令和7年度の研修では、新たに13名の仲間が加わり、総社市外国人防災リーダーのメンバーは11カ国85名となりました。ワークショップでは、「地震が起きた時にどう行動すればいいか」を参加者全員で考えました。

また、令和5年度には、避難や平時の備えなどの情報を多言語化した「防災マニュアル」の作成に取り組み、やさしい日本語を含む8ヶ国語のマニュアルを作成しました。

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）の際には、市内の広域で水害に見舞われる中、防災リーダーは自主的に被災者のために災害ゴミの撤去作業や、復旧等の手続きに関する相談に日本人・外国人市民の分け隔てなく対応しました。

今後も研修を重ね、外国人防災リーダーを中心とした外国人市民が、災害時に「支援する側」の担い手となるよう取り組みを続けていきます。



關係省庁資料

※機構順

文部科学省	日本語教育課	60
文部科学省	国際教育課	90
厚生労働省	外国人雇用対策課	104

外国人集住都市会議そうじや2025
令和7年11月19日(水)

日本語教育施策の現状

総合教育政策局日本語教育課

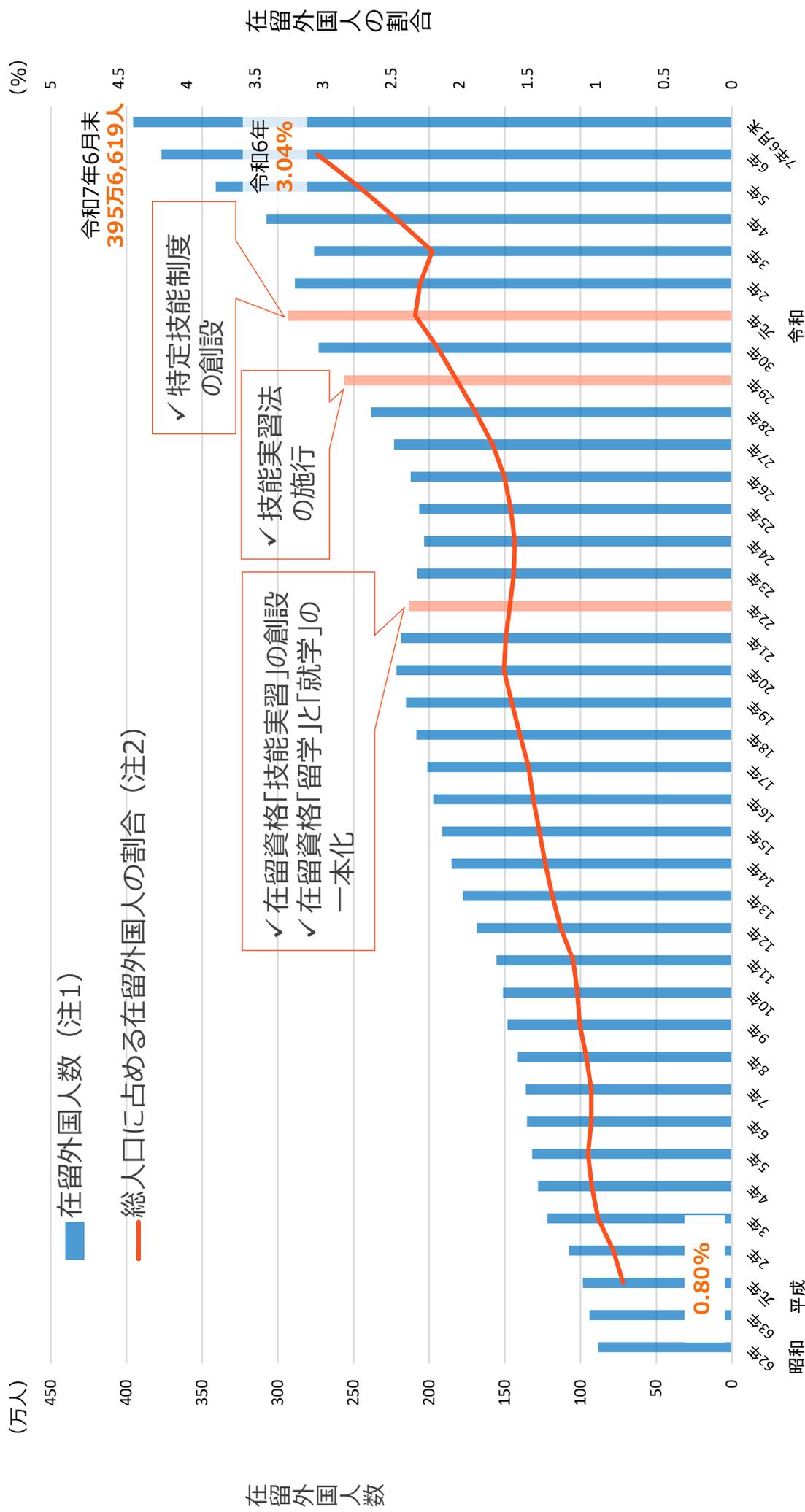


文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

在留外国人数の推移

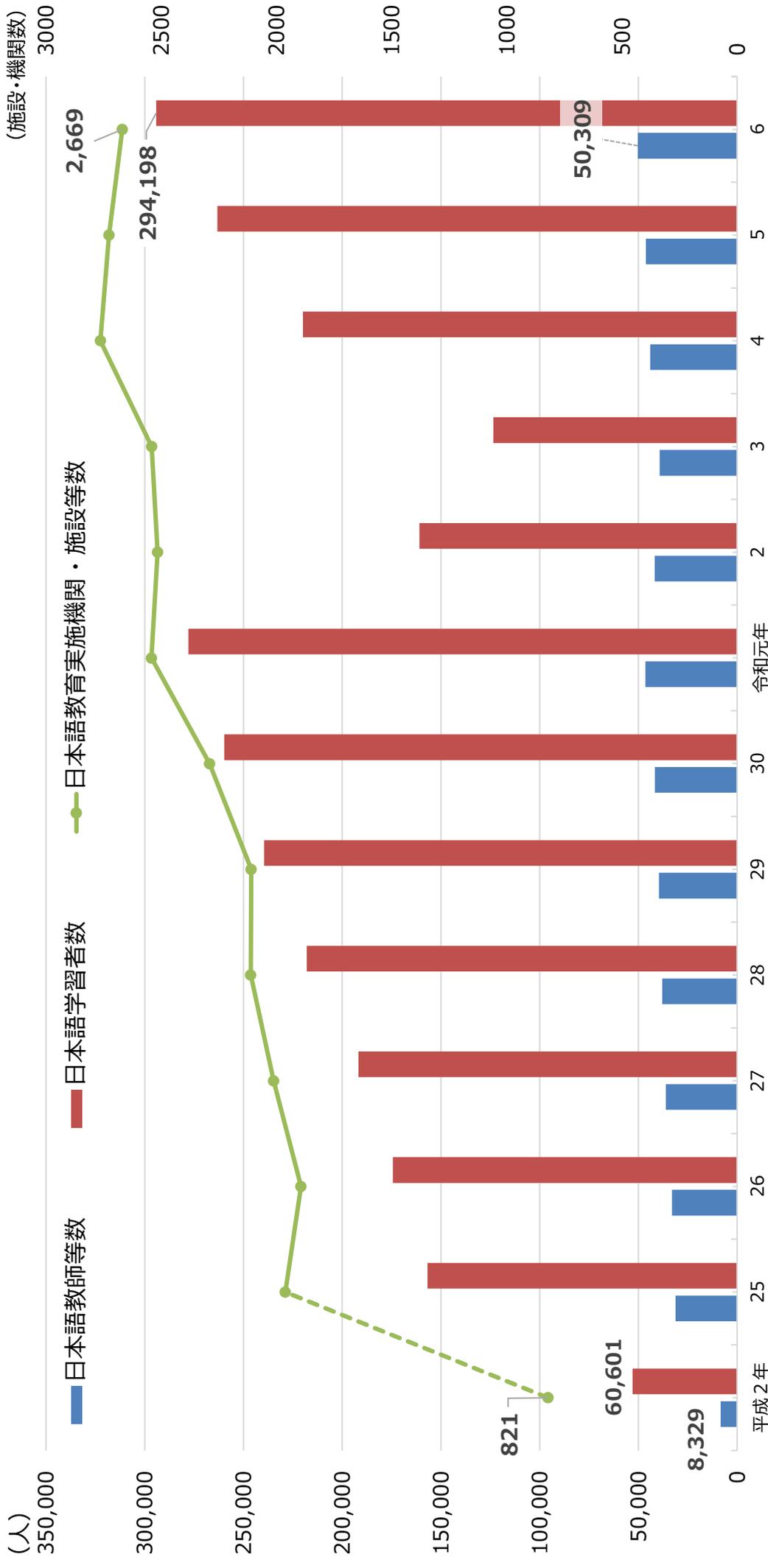


国内の日本語学習者、教育機関・施設及び日本語教師等数の推移

○日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数は過去30年あまりで大幅に増加。

- ▶日本語学習者 (平成2年：6万人 → 令和6年：29万人)
- ▶日本語教育実施機関・施設等 (平成2年：821機関 → 令和6年：2,669機関)
- ▶日本語教師等数 (平成2年：8,329人 → 令和6年：50,309人)

○在留外国人及び外国人労働者の継続的な増加が見込まれており、日本語教育環境の整備は引き続き重要。



(注) 外国人に対する日本語教育等を実施している国内の機関・施設等のうち回答のあったものについてのみ集計した数値であり、国内のすべての日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではありません。【令和6年度：回収率56.2%】

主体別日本語教育実施機関数／教師数／学習者数の内訳（令和6年度）

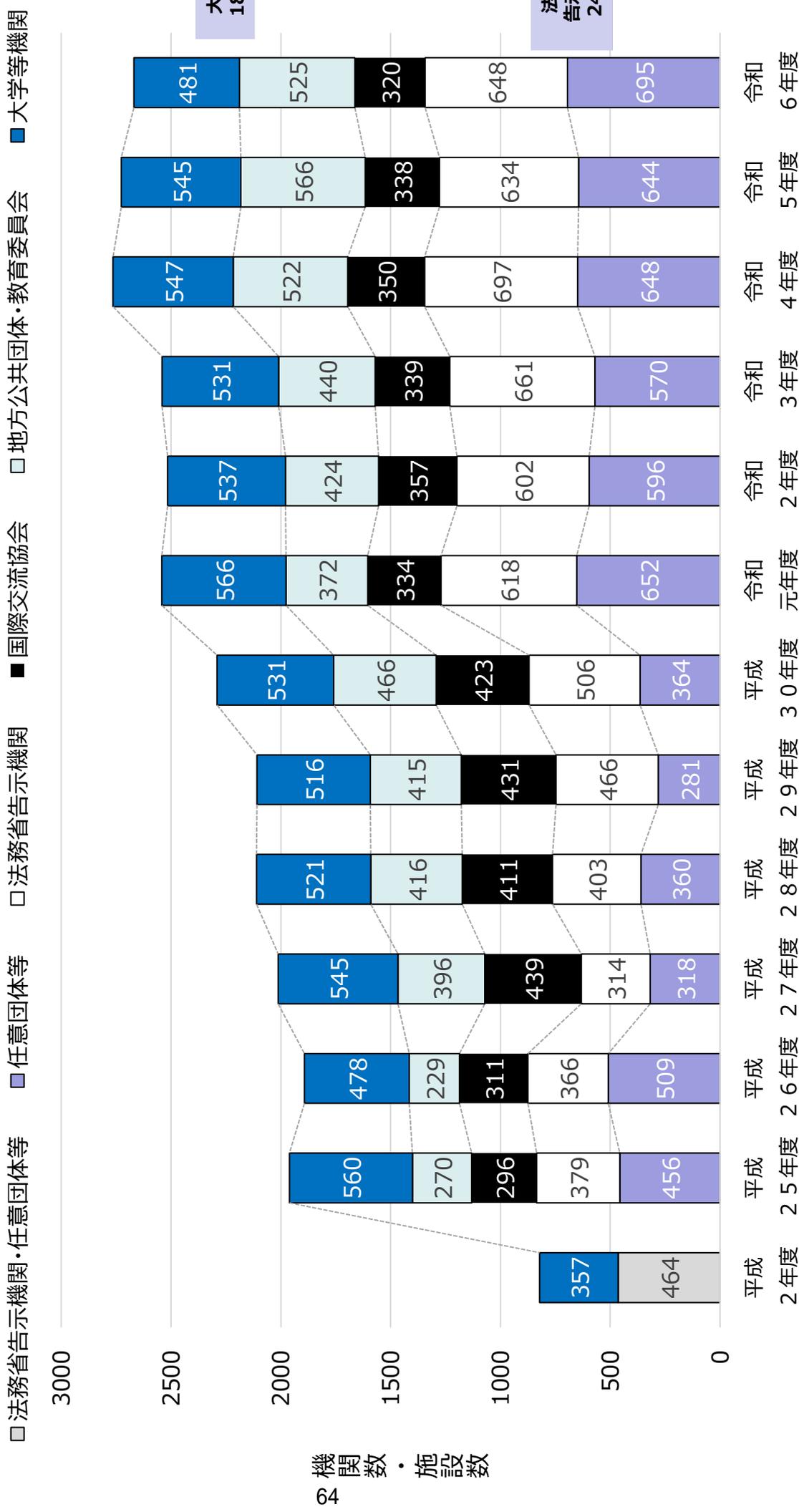
	機関等数	教師等数	学習者数
法務省告示機関	648 (24.3%)	14,424 (28.6%)	136,232 (46.3%)
大学等機関	481 (18.0%)	4,456 (8.8%)	54,928 (18.7%)
国際交流協会	320 (12.0%)	8,329 (16.5%)	24,477 (8.3%)
地方公共団体	329 (12.3%)	7,855 (15.6%)	27,050 (7.6%)
教育委員会	196 (7.3%)	2,258 (4.4%)	10,168 (3.9%)
任意団体	510 (19.1%)	7,829 (15.5%)	19,629 (5.5%)
その他	185 (6.9%)	5,160 (10.2%)	21,714 (7.3%)
合計	2,669	50,309	294,198

・ボランティア 53.1%
 ・非常勤による者 33.3%
 ・常勤による者 13.6%

(注) 令和6年度日本語教育実態調査より抜粋。調査票を送付し、回答があった機関のみを集計。

日本語教育機関・施設等数の推移

○令和6年度は、大学等18.0%、法務省告示機関24.3%、地方公共団体等19.7%、国際交流協会12.0%、任意団体等26.0%であった。

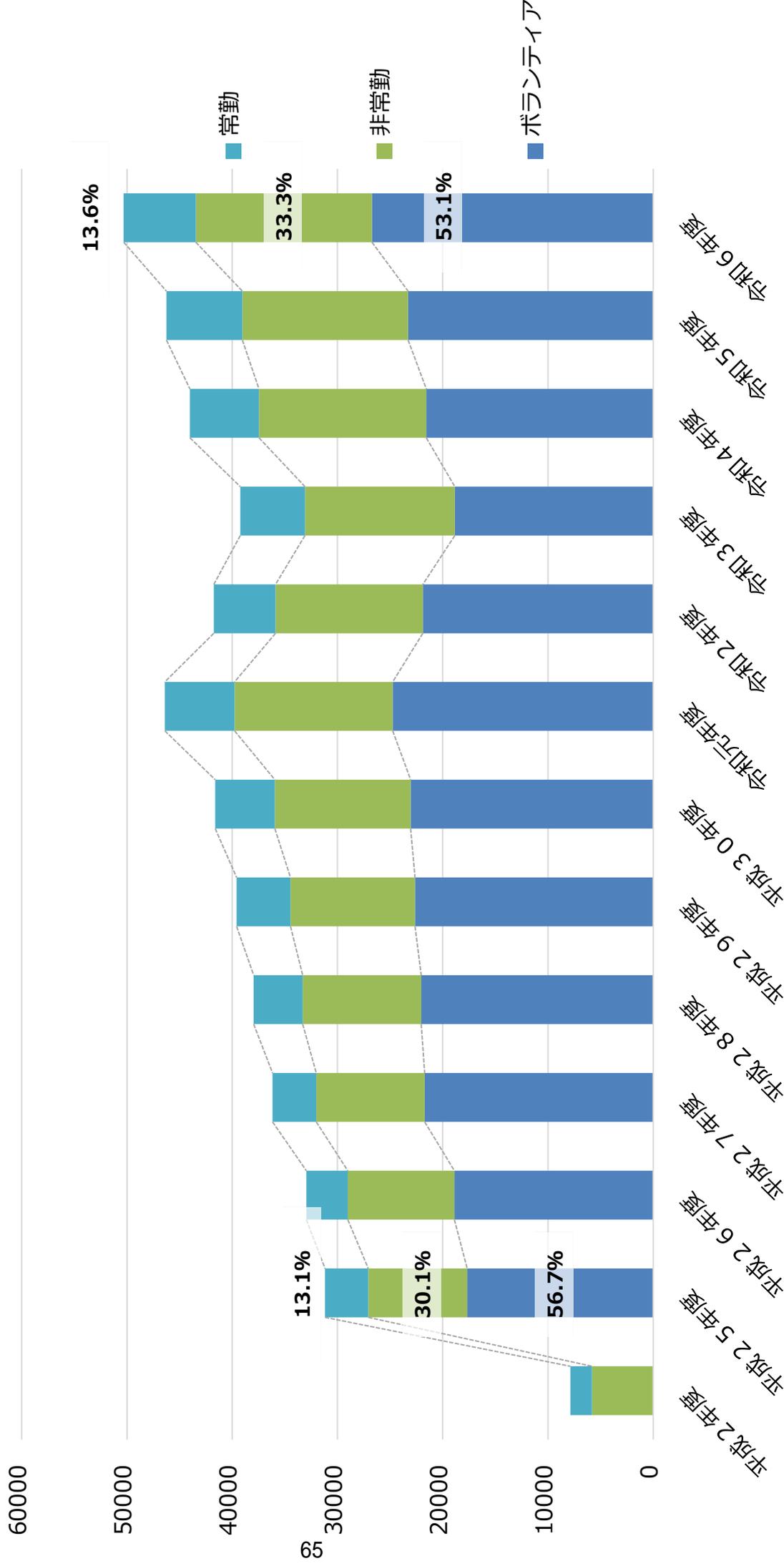


(注) 外国人に対する日本語教育等を実施している国内の機関・施設等のうち回答のあったものについてのみ集計した数値であり、国内のすべての日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではありません。【令和6年度：回収率56.2%】

日本語教師等数の推移

○過去10年間程度、日本語教師のうちボランティアによる者の割合は5割から6割で推移。

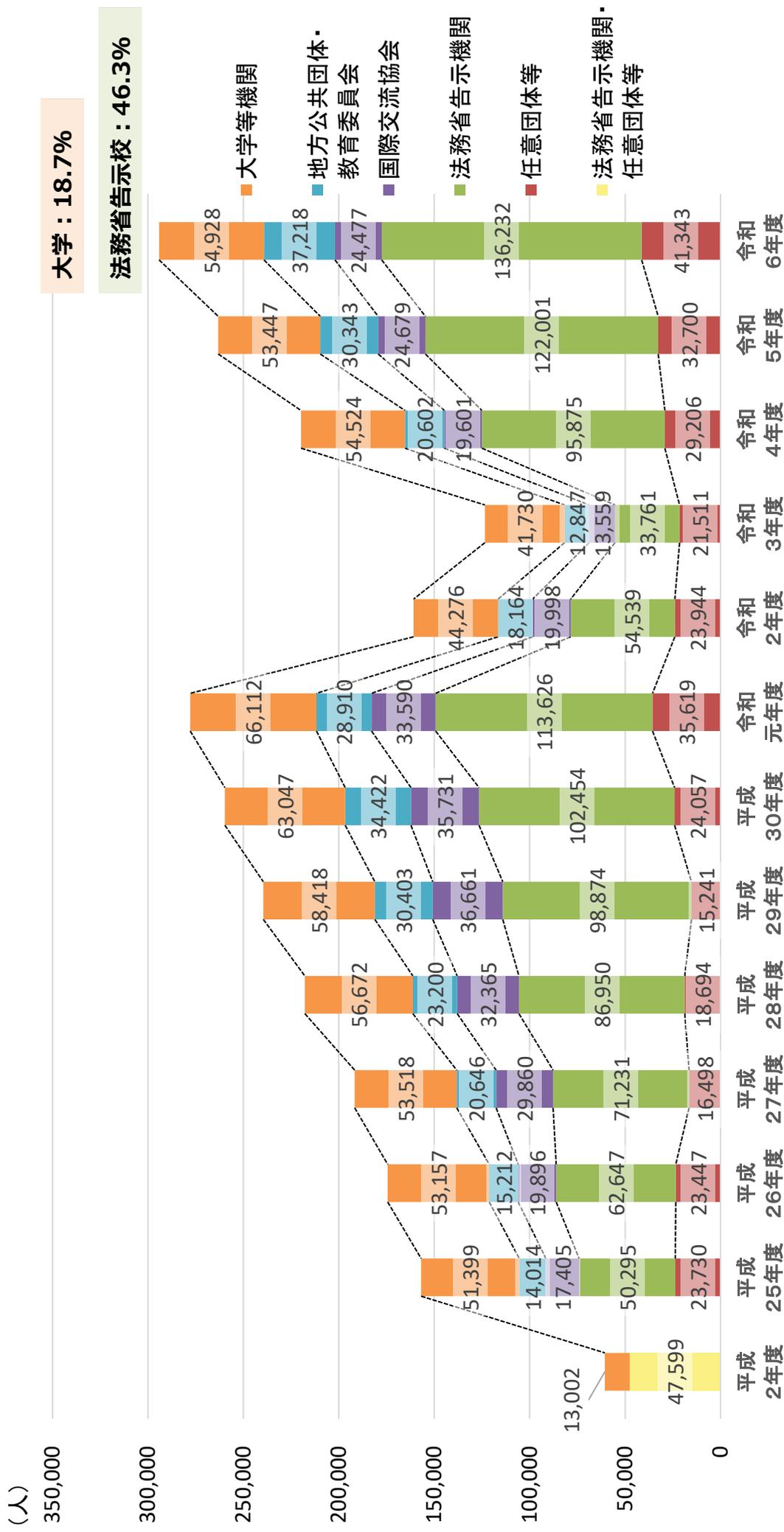
令和6年度においても、ボランティア53.1%、非常勤による者33.3%、常勤による者13.6%となっており、日本語教育の提供は、ボランティア・非常勤の教師等に支えられている現状。



(注) 外国人に対する日本語教育等を実施している国内の機関・施設等のうち回答のあったものについてのみ集計した数値であり、国内のすべての日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではない。【令和6年度：回収率56.2%】

国内の日本語学習者数の推移

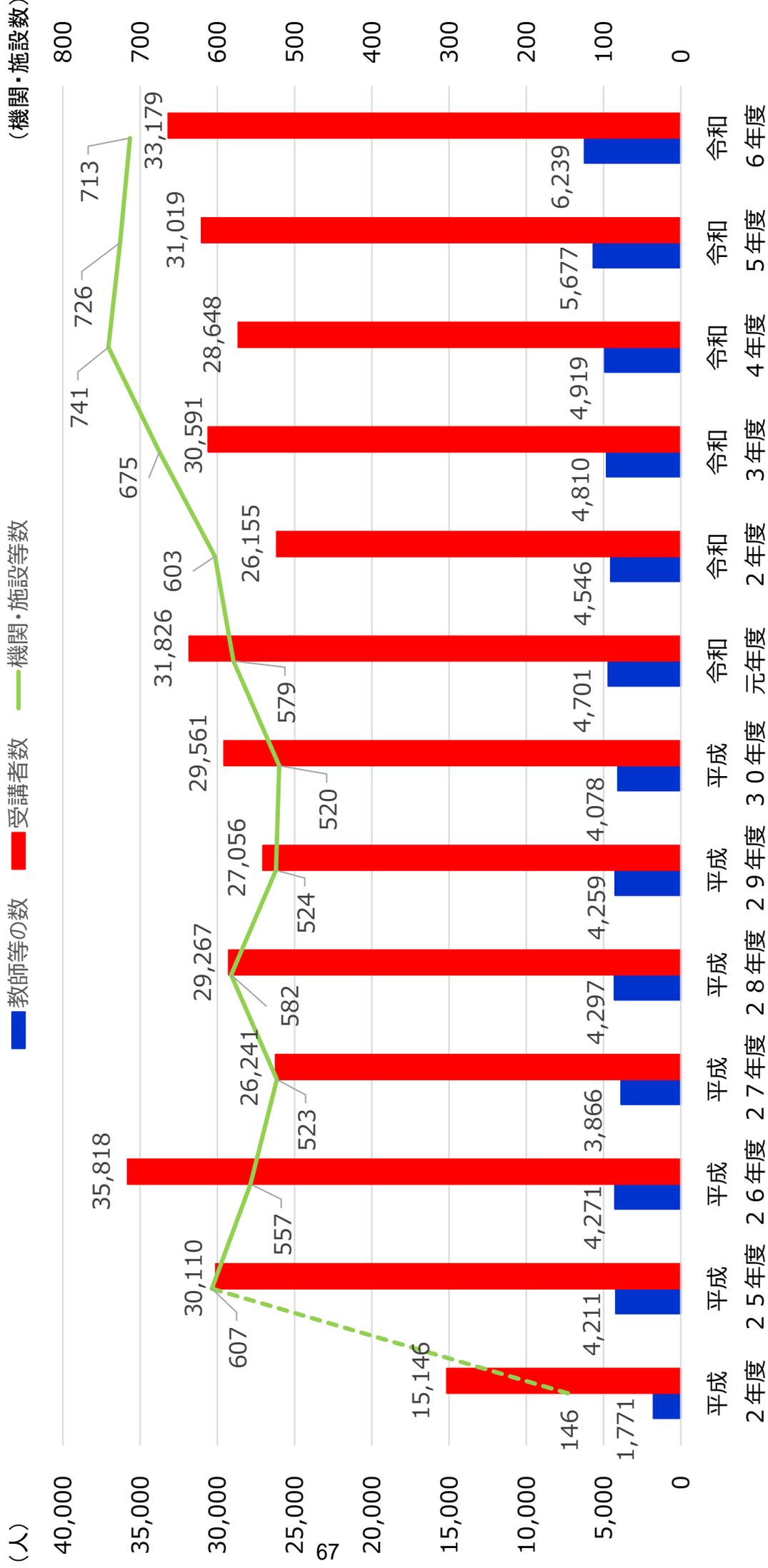
○令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大による入国制限等の影響により大幅に減少していたが、令和4年度、令和5年度に引き続き、令和6年度も増加。
 ○学習先機関別の内訳は、令和6年度は、大学等18.7%、法務省告示校46.3%、地方公共団体等12.7%、国際交流協会8.3%、任意団体等14.1%であった。



(注) 外国人に対する日本語教育等を実施している国内の機関・施設等のうち回答のあったものについてのみ集計した数値であり、国内のすべての日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではありません。【令和6年度：回収率56.2%】
 出典：文部科学省「日本語教育実態調査」（令和6年度）

日本語教師の養成・研修実施機関・施設等数の推移

○国内における日本語教師養成・研修課程（コース）又は科目等を設け、日本語教師等の養成・研修を実施している機関・施設等数は、平成2年度と比べ約5倍に増加。

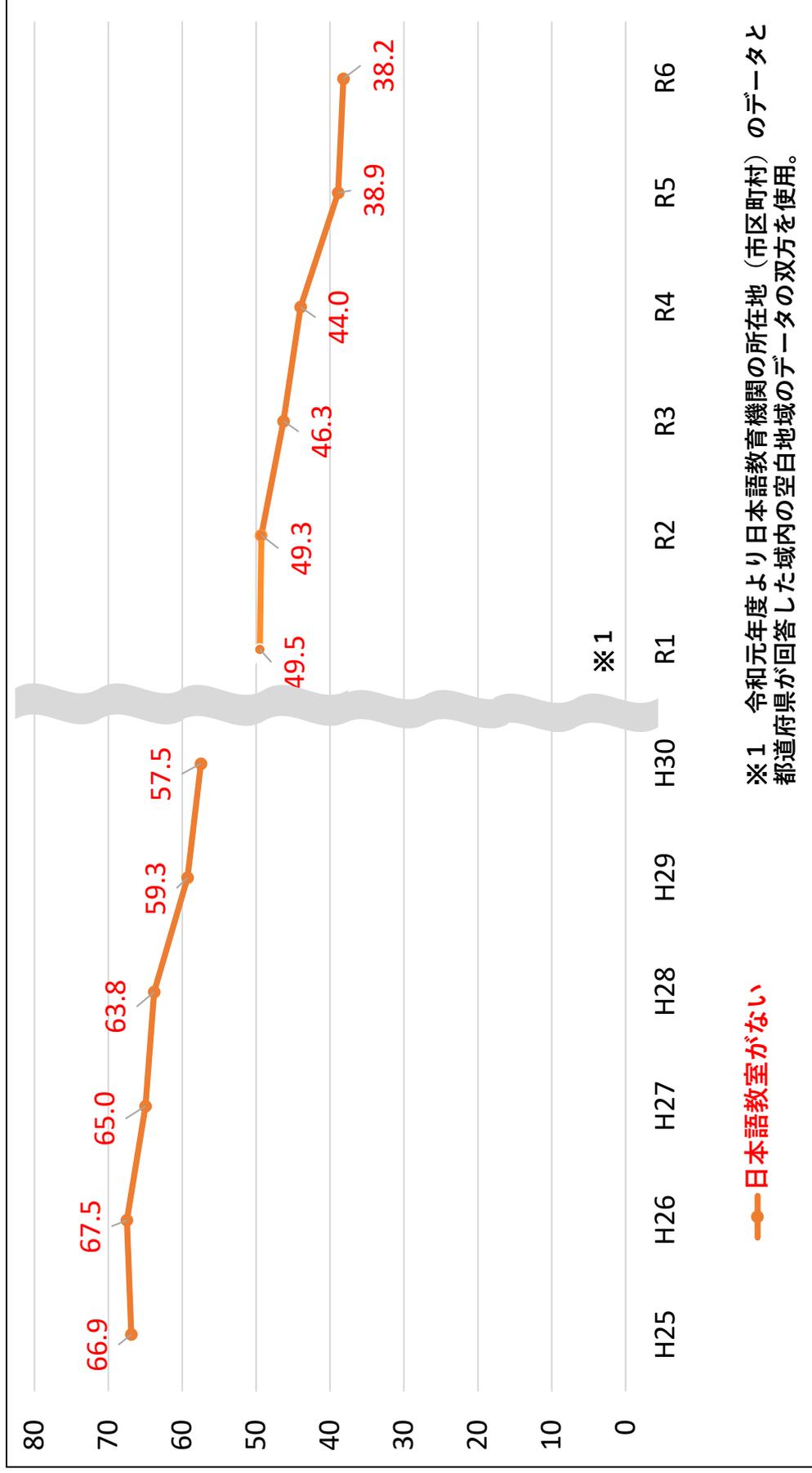


(注) 外国人に対する日本語教育等を実施している国内の機関・施設等のうち回答のあったものについてのみ集計した数値であり、国内のすべての日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではありません。【令和6年度：回収率56.2%】

市区町村における日本語教室の有無の推移

(日本語教育実態調査令和6年度 結果まとめ)

「日本語教室空白地域」(※)は平成25年度は66.9%であったが、令和6年度は38.2%



(※) 「日本語教室空白地域」とは、地域における日本語教育が実施されていない市区町村を指す。

(注) 外国人に対する日本語教育等を実施している国内の機関・施設等のうち回答のあったものについてのみ集計した数値であり、国内のすべての日本語学習者、日本語教育実施機関・施設等及び日本語教師数を集計したものではない。【令和6年度：回収率56.2%】

目的（第一条関係）

- （背景）日本語教育の推進は、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- 我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものと認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

国の責務等（第四条—第九条関係）

- 国の責務：
基本理念のつとり、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する
- 地方公共団体の責務：
基本理念のつとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する
- 事業主の責務：
基本理念のつとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努める
- 連携の強化 ・ 法制上、財政上の措置等 ・ 資料の作成及び公表

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- 地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条—第二十六条関係）

国内における日本語教育の機会の拡充

- 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- 外国人留学生等に対する日本語教育
- 外国人等の被用者等に対する日本語教育
- 難民等に対する日本語教育
- 地域における日本語教育
- 日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- 日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- 日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- 教育課程の編成に係る指針の策定等
- 日本語能力の適切な評価方法の開発

地方公共団体の施策

- 地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- 政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議を設ける。
- 関係行政機関は、日本語教育推進関係者会議を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- 地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、合議制の機関を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

- 国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
 - 二 外国人留学生の在留資格に基づき活動状況の把握に対する協力を係る日本語教育機関の責務の在り方
 - 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
 - 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

日 本 語 教 育 の 推 進 に 関 する 基 本 的 な 施 策 を 方 針 【 概 要 】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、令和2年6月23日に日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定（閣議決定）。令和7年9月5日に改定。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

- 1 日本語教育推進の目的
共生社会の実現、諸外国との交流、友好関係の維持・発展に寄与
- 2 国及び地方公共団体の責務
○ 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施、必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
○ 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。
- 3 事業者の責務
国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力、外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。
- 4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等、留学生、被用者等、難民に対する日本語教育、地域日本語教育
（日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の活用、日本語指導に必要な教員定数の安定的な確保、日本語指導補助者・母語支援員の活用、就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保、留学生の国内就職のための日本語教育等、特定技能・育成就労制度における日本語能力向上方策、教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援、条約難民・補完的保護対象者・第三国定住難民への日本語教育支援、地域日本語教育の体制づくり支援、自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等）

(2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育、海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育
（日本語教育専門家等の派遣、教材開発・提供、海外の日本語教育機関への支援、海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援、在外教育施設への教師派遣等）

2 国民の理解と関心の増進

3 日本語教育の水準の維持向上等

- (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上
日本語教育機関認定制度の実施、認定日本語教育機関の活用促進・質向上等
- (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
登録日本語教員の登録・活用促進、日本語教師の養成・研修の充実等

4 教育課程の編成に係る指針の策定等

「日本語教育の参照枠」の諸制度における活用・普及等

5 日本語能力の評価

試験等の対応付け手続きを含めた「日本語教育の参照枠」の普及、「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施等

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

1 推進体制

2 基本方針の見直し

おおむね5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは基本方針を変更。

これまでの日本語教育に係る課題



教育の質

- ✓ 教育の質の確保のための仕組みが不十分
- ✓ 専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分



情報発信

- ✓ 学習者、自治体、企業等が日本語教育機関選択の際、教育水準について正確・必要な情報を得ることが困難



地域間格差

- ✓ 地域によって教育機関や教員養成機関の整備が不十分
- ✓ 全国の学習機会提供のためのオンライン教育の環境整備が不十分



- A) 学習ニーズに対応した①質が確保された「認定日本語教育機関」、②日本語教師の資格化に関する法整備
- B) 希望する学習者、企業、自治体等に向けて、文科省と法務省・厚労省・外務省・経産省・総務省等関係省庁との連携による多言語情報発信等の推進

- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和6年4月施行）
- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月施行）

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等

○ 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。

○ 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

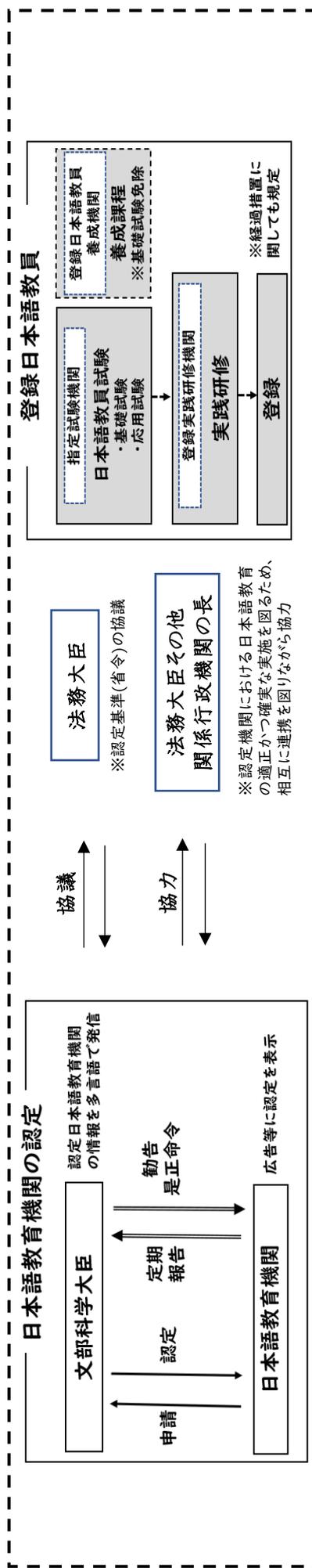
※ 認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

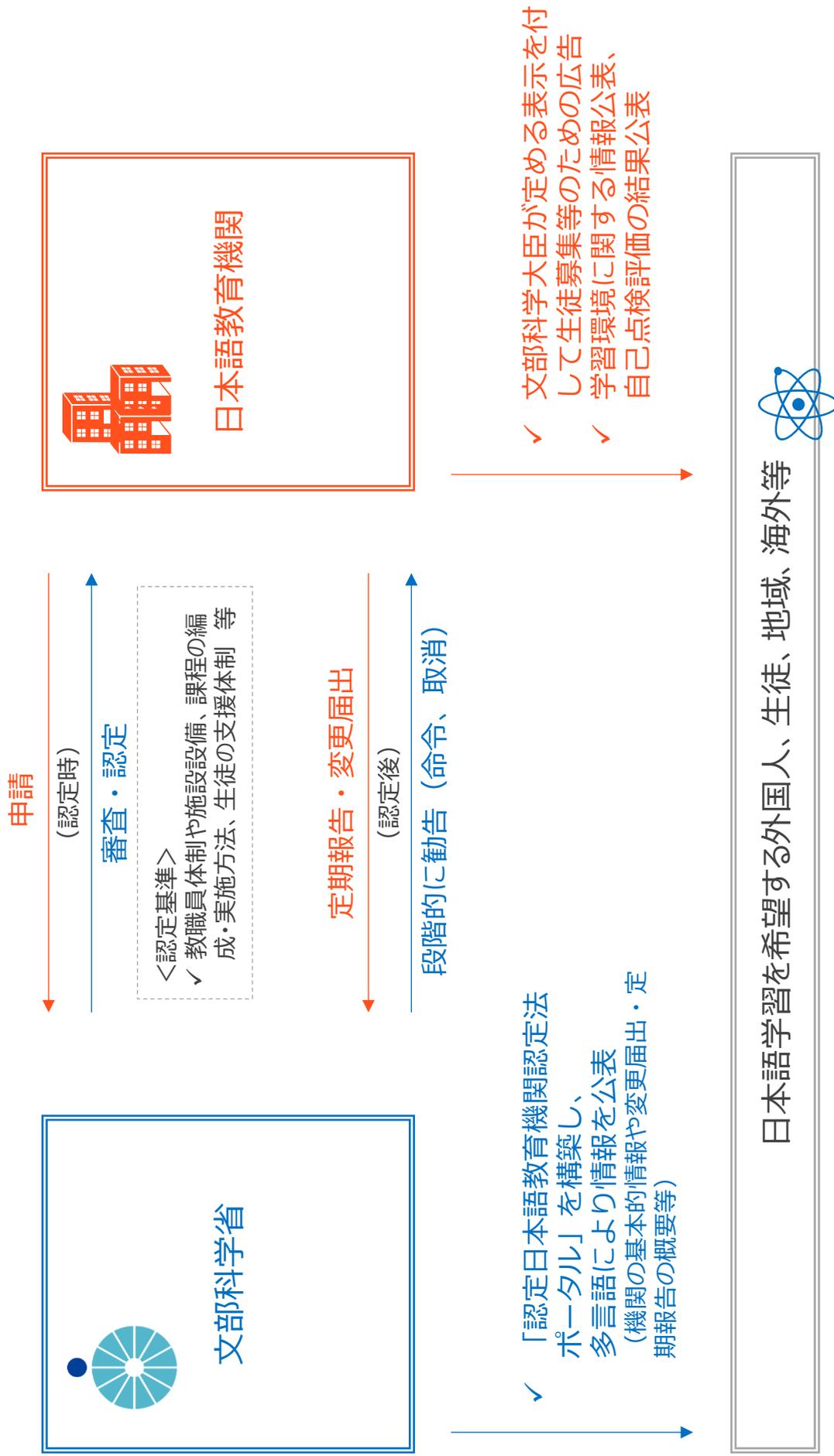
○ 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。

○ 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。

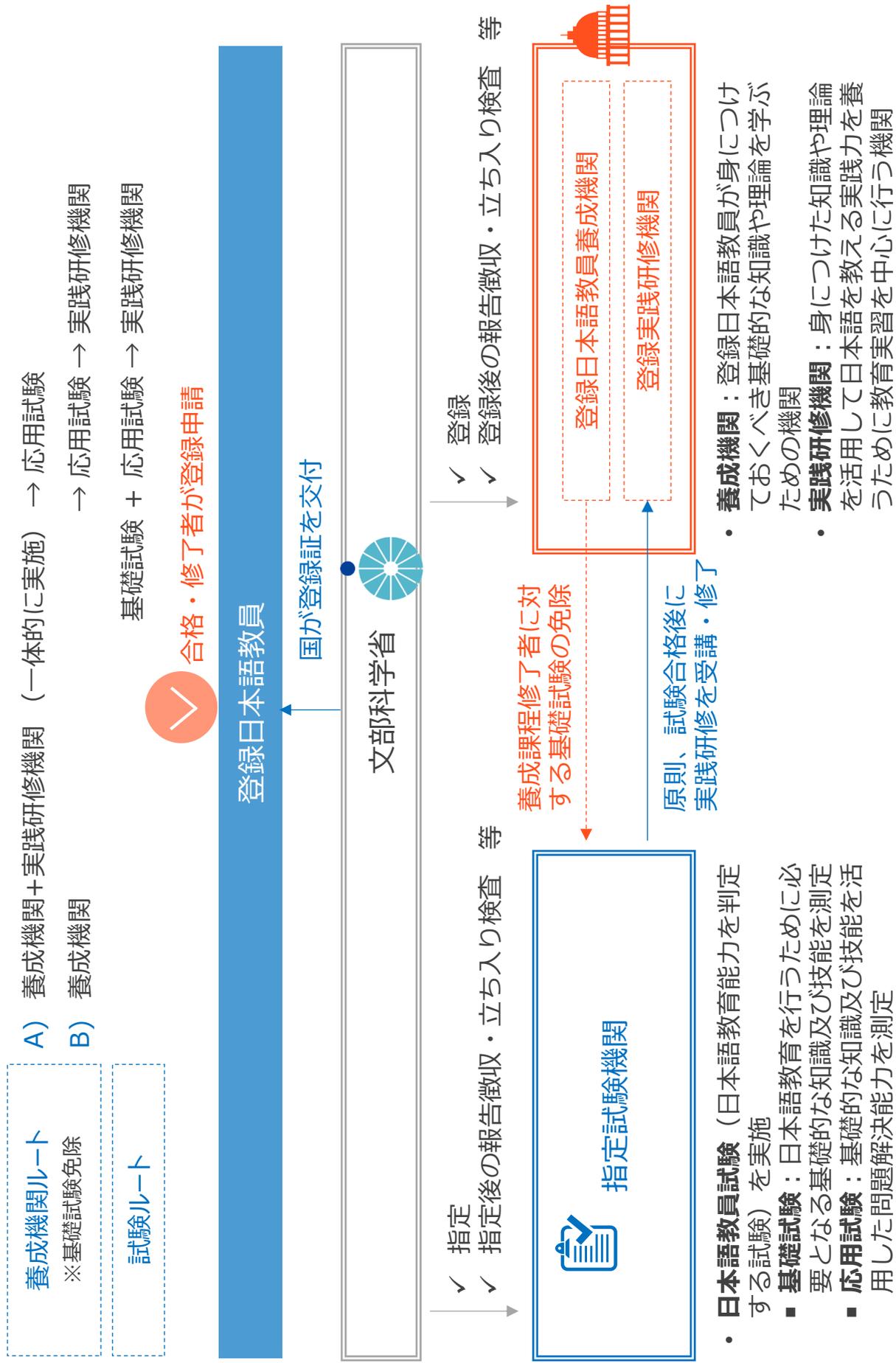
○ 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



認定日本語教育機関制度の概要



登録日本語教員制度の概要



登録日本語教員養成機関について

登録日本語教員養成機関とは

- ✔ 文部科学大臣の登録を受けた登録日本語教員養成機関において日本語教員養成課程を実施する。
- ✔ 日本語教師としての基盤となる「日本語教師【養成】」に求められる資質・能力（①知識、②技能、③態度）の育成を目的とする。
- ✔ 「養成課程コアカリキュラム」は認定日本語教育機関で働く登録日本語教員となる者にとって、最低限学んでおくべき内容を示しており、同カリキュラムに示された「必須の教育内容」の49項目を網羅的に学修する教育課程であることが求められる。
- ✔ 高度な専門性と知見を有する教授者が配置されていることが求められる。
- ✔ 養成課程の授業時間は375単位時間以上。
(1 単位時間は45分以上。大学の単位の場合は25単位以上。)
- ✔ **登録日本語教員養成課程を修了した場合は、「日本語教員試験」の基礎試験が免除となる。**



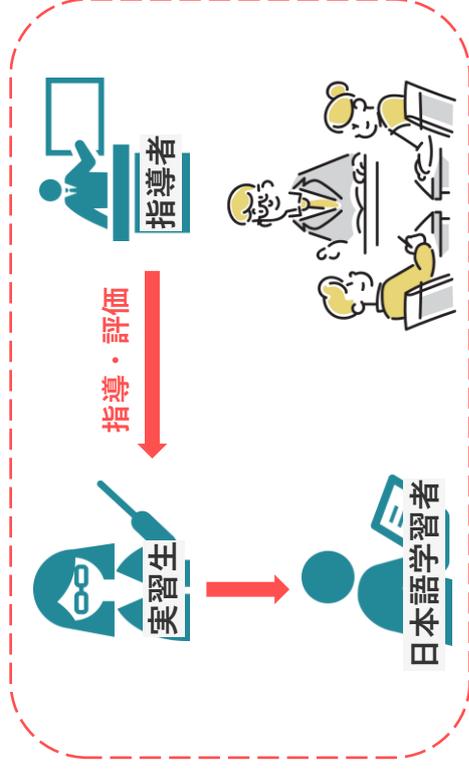
「登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム」において示された日本語教師【養成】における教育内容

3 領域	5 区分	必須の教育内容
社会・文化	社会・文化・地域	(1)世界と日本の社会と文化、(2)日本の在留外国人施策、(3)多文化共生、(4)日本語教育史、(5)言語政策、(6)日本語の試験、(7)世界と日本の日本語教育事情
	言語と社会	(8)社会言語学、(9)言語政策と「ことば」、(10)コミュニケーションストラテジー、(11)待遇・敬意表現、(12)言語・非言語行動、(13)多文化・多言語主義
	言語と心理	(14)談話理解、(15)言語学習、(16)習得過程、(17)学習ストラテジー、(18)異文化受容・適応、(19)日本語の学習・教育の情意的側面
教育	言語と教育	(20)日本語教師の資質・能力、(21)日本語教育プログラムの理解と実践と実践、(22)教室・言語環境の設定、(23)コースデザイン、(24)教授法、(25)教材分析・作成・開発、(26)評価法、(27)授業計画、(28)教育実習、(29)中間言語分析、(30)授業分析・自己点検能力、(31)目的・対象別日本語教育法、(32)異文化間教育、(33)異文化コミュニケーション、(34)コミュニケーション教育、(35)日本語教育とICT、(36)著作権 ※(28)は養成課程ではなく実践研修で実施されるため、養成課程は全49項目となる。
	言語	(37)一般言語学、(38)対照言語学、(39)日本語教育のための日本語分析、(40)日本語教育のための音韻・音声体系、(41)日本語教育のための文字と表記、(42)日本語教育のための形態・語彙体系、(43)日本語教育のための文法体系、(44)日本語教育のための意味体系、(45)日本語教育のための語用論的規範、(46)受容・理解能力、(47)言語運用能力、(48)社会文化能力、(49)対人関係能力、(50)異文化調整能力

登録実践研修機関について

登録実践研修機関とは

- ✓ 文部科学大臣の登録を受けた登録実践研修機関において実践研修を実施する。
- ✓ 実践研修では「実践研修コアカリキュラム」等で示された
 - ①オリエンテーション、②授業見学、③授業準備、④模擬授業、⑤教壇実習、⑥振り返り
 を全て含む45単位時間（1単位時間は45分以上。大学の場合は1単位以上）以上の教育プログラムを実施する。
- ✓ 登録実践研修機関は、教壇実習を行う実習先を選定し、要件を満たした指導者を確保した上で、所定の教育プログラムを適切に実施することが求められる。



実践研修の流れ（6つの学習項目と到達目標）

学習項目	学習項目	学習項目	学習項目	学習項目	学習項目
01	02	03	04	05	06
オリエンテーション	授業見学	授業準備	模擬授業	教壇実習 (45分以上×2回)	実践研修全体総括 (振り返り)
実践研修全体の目的・目標を理解し、日本語教師として求められる資質・能力と実践研修がどのように関わるか理解している。	授業の流れ及び学習者や教師の様子を観察し、授業を分析することができる。	教壇実習の場となるプログラムやコースのカリキュラムを踏まえて、授業で扱う内容を理解し、学習者の学びを計画するとともに、その実施のために必要な教材・教具等を準備することができる。	授業計画や教材・指導方法などの妥当性を検討するたために、模擬授業を実施し、振り返りや改善を行うことができる。	単独で教壇に立ってクラス指導を行うとともに、授業を客観的に分析し、改善を図ることができる。	日本語教師として自律的に成長していくために、実践研修全体を振り返り、内省することができる。



日本語教員試験について

日本語教員試験とは

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律により、認定日本語教育機関において日本語教育課程を担当する者は、登録日本語教員でなければならぬこととされている。また、国家資格である登録日本語教員となることにより、日本語教育を行うために必要な知識・技能及び実践的な技術を習得していることを示すことが可能となる。

登録日本語教員になるには、日本語教員試験に合格し、登録実践研修機関が実施する実践研修を修了することが必要。なお、令和11年3月31日までの間に、一定の資格又は実務経験を有する者については試験免除や実践研修免除などの経過措置が設けられている。

試験の概要

	試験時間	出題数	出題形式	配点
基礎試験	120分	100問	選択式	1問1点 (計100点)
応用試験	聴解：50分 (休憩) 読解：100分	聴解：50問 読解：60問	選択式	1問1点 (計110点)

受験料

通常：18,900円

基礎試験免除：17,300円

基礎試験及び応用試験免除（※）：5,900円

※基礎試験と応用試験の両方を免除される場合も、資格取得のためには試験に出席することが必要。

出題範囲

「登録日本語教員 実践研修・養成課程コアカリキュラム」（令和6年3月18日中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会決定）の養成課程コアカリキュラムにおける必須の教育内容から出題。

合格基準

① 基礎試験

必須の教育内容で定められた5区分において、各区分で6割の得点があり、かつ総合得点で8割の得点があること。

② 応用試験

総合得点で6割の得点があること。

令和6年度日本語教員試験の実施結果

- 試験日：令和6年11月17日（日）
- 出願受付：令和6年8月1日（木）～9月6日（金）

試験地：全国8地域

北海道（北海道札幌市）、東北（宮城県仙台市）、
関東（東京都23区内）、中部（愛知県名古屋）、
近畿（大阪府堺市）、中四国（広島県広島市）、
九州（福岡県福岡市）、沖縄（沖縄県宜野湾市）

- 結果通知日：令和6年12月20日（金）

- 合格発表：日本語教員試験システムを通じて受験者に通知し、合格者には合格証書を交付。

- 受験者数：17,655人

- 合格者数：11,051人※

- 合格率：62.6%



※「合格者数」には経過措置による全試験免除者を含む。また、経過措置による試験免除者のうち、出願時点で試験免除要件である課程修了等が「見込」である者については、試験免除要件を満たすことを証する書類が令和7年4月30日までに提出された者に対して、合格証書を交付する。

なお、当該期日までに必要書類の提出がなかった場合、合格は無効となる。

詳細については、日本語教員試験ホームページ

→ https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_00004.html

令和7年度日本語教員試験

実施日：令和7年11月2日（日）

日本語教育機関認定法の施行状況について

- ◆ **認定日本語教育機関の認定結果**

令和6年度	認定	41機関	(申請機関数	120機関)
令和7年度(第1回)	認定	23機関	(申請機関数	74機関)

- ◆ **登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録結果**

登録実践研修機関				
令和6年度	登録	54機関	(申請機関数	64機関)
令和7年度(第1回)	登録	20機関	(申請機関数	24機関)
登録日本語教員養成機関				
令和6年度	登録	64機関	(申請機関数	77機関)
令和7年度(第1回)	登録	22機関	(申請機関数	29機関)

- ◆ **日本語教員試験の結果(令和6年度)**

受験者数	17,655名
合格者数	11,051名
合格率	62.6%

- ◆ **登録日本語教員の登録状況(令和7年9月末時点)**

登録者数	10,143名
------	---------

日本語教育機関認定法ポータル

日本語教育機関認定法ポータル

Language ▶ このサイトについて ▶

認定日本語教育機関案内	登録実践研修機関・ 登録日本語教員養成機関案内	登録日本語教員案内	申請・届出
-------------	----------------------------	-----------	-------



このサイトは、日本語を学びたい方、日本語教育機関（日本語学校）を探したい方、国家資格をもった日本語教員を目指したい方をはじめとした、すべての日本語教育関係者のための情報掲載サイトです。



文部科学大臣の認定を受けた日本語教育機関と
文部科学大臣の登録を受けた日本語教員養成機関・実践研修機関を公開しています。

「日本語教育の参照枠」の概要

「日本語教育の参照枠」とは

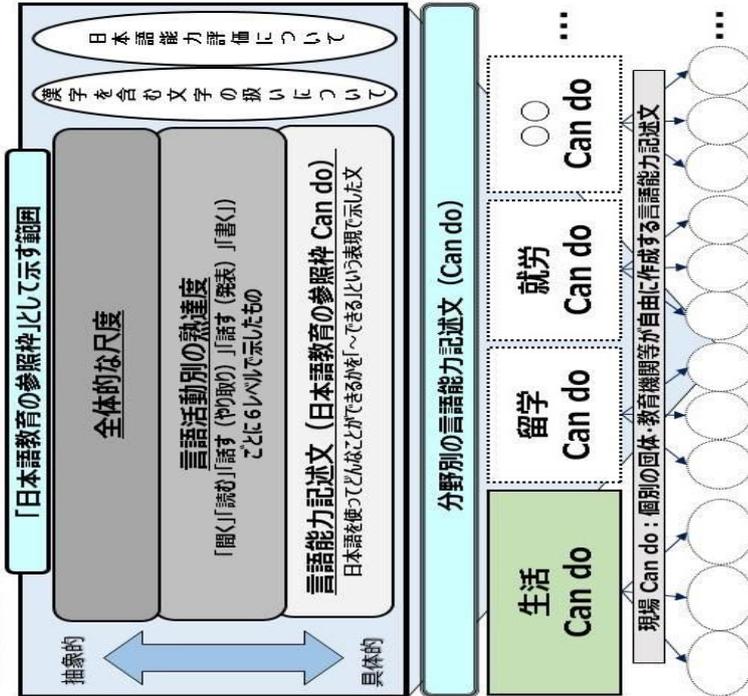
CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会で令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和3年10月に「日本語教育の参照枠(報告)」を取りまとめた。このほか、参照枠活用のための手引や「生活Can do」、日本語能力自己評価ツール「にほんごチェック!」等を作成・公開している。

* CEFRとは

ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR: Common European Framework of Reference for Languages)は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

日本語教育の参照枠

1. 「日本語教育の参照枠」の全体像



全体的な尺度(抜粋)

日本語能力の熟達度について6レベルで示したものを

C2	熟達した言語使用者	聞いた、読んだりしたりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
C1	自立した言語使用者	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができる。含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
B2	基礎段階の言語使用者	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないくらい流ちょうかつ自然である。
B1		仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解でき、身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
A2		ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
A1		具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話し、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

*各レベルについての説明は、CEFR日本語版(追補版)の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

5つの言語活動

(言語活動別の熟達度を示す)

- 聞くこと
- 話すこと (やりとり)
- 話すこと (発表)
- 読むこと
- 書くこと

期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより、**国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けられる**ことができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文(Can do)が開発され、**生活者・就労者・留学生等に対する具体的なかつ効果的な教育・評価が可能になる**。
- 日本語能力が求められる様々な分野で**共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる**。
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより、**試験の質の向上**が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、**共生社会の実現に寄与する。**

「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月 日本語教育推進会議

- 新たな法案「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を基に、**文科科学省と関係省庁との連携の下、各省庁の制度・事業等の枠組みにおいて、認定日本語教育機関等の情報を、地方自治体、外国人を受け入れる企業、経済団体等幅広く提供する仕組みを構築し、「留学」、「生活」、「就労」の各分野において、教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進。**

留学関係

○在留資格「留学」付与の要件

- ・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

○日本語教育機関の認定に関する協議等

- ・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

- ・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

教育関係

○外国人のこどもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討

就労・生活関係

○「技能実習」「特定技能」制度における活用

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討

- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供

○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供

- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

- ・外国人在留支援センター（FRESC）との連携
- ・外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供
- ・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイスストラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供
- ・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供

※ ○ は制度・施策の主務官庁

外国人等に対する日本語教育の推進

令和8年度要求・要望額

2,246百万円

(前年度予算額)

1,598百万円)



文部科学省

現状・課題

我が国の在留外国人は令和16年末で約377万人。過去30年で約2.78倍に増加し、日本語学習者も令和5年で約26万人である。新型コロナウイルス感染症の影響による入国規制等で在留外国人数の伸びは一時鈍化した。今後更に外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和7年度改訂）、円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年6月施行）、「日本語教育機関認定法」（令和6年4月施行）による日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の資格制度の創設等を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

事業内容

1 日本語教育の全国的な展開・学習機会の確保

① 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充)

652百万円 (550百万円)

地域日本語教育の中核を担う都道府県・政令指定都市が、市区町村や関係機関と連携し教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。

令和8年度には62自治体（全体の9割）まで支援。B1レベルの体系的な日本語教育には補助率を加算。

② 日本語教室空白地域解消の推進強化

141百万円 (147百万円)

日本語教室空白地域の市区町村に対しアドバイザーを派遣、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。

ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供。「日本語教育の参照枠」に基づくB1レベルの動画コンテンツを追加開発。

③ 「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

18百万円 (18百万円)

NPO法人、公益法人、大学等が行う、広域で共通する「特定の課題に対する学習ニーズに対応した先進的な取組を創出。（障書を有する外国人に対する日本語教育、文化や宗教上の理由により学習へのアクセスが困難な外国人への日本語教育等）

1 日本語教育の全国的な展開・学習機会の確保が必要

2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

条約難民等に対する日本語教育

236百万円 (236百万円)

条約難民、第三国定住難民、補完的保護対象者に対する日本語教育を実施。

③ 省庁連携日本語教育基盤整備事業等

8百万円 (9百万円)

日本語教育を推進するため、以下を実施。
・日本語教育推進関係者会議の開催
・日本語教育大会の開催
・日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）の運用保守

④ 日本語教育に関する調査及び調査研究

17百万円 (17百万円)

日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施。

⑤ 日本語教育機関認定法等の施行事務に必要な経費(拡充)483百万円 (392百万円)

日本語教育機関認定法等に基づき、以下を実施。
・日本語教育機関の審査等
・日本語教員試験の実施、改善
・日本語教員試験の免除を受けるための講習の実施
・日本語教育機関認定法ポータルサイトの運用保守

① 「日本語教育の参照枠」等に基づく教育カリキュラム編成・質向上支援事業(新規)

353百万円 (新規)

アドバイザーの派遣等を通じた課題改善支援、日本語教育機関と関係者が連携した質向上に向けた支援を行うことにより、教育カリキュラムの質向上プロセス・モデル等を確立・普及する。

・「日本語教育の参照枠」を踏まえた教育カリキュラムの構築
・目的・出口志向の教育カリキュラムの構築等

② 日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業(拡充)

337百万円 (229百万円)

日本語教育人材の資質・能力の向上を図るため、日本語教師の資格取得後のキャリア形成、及び養成・研修への高度かつ専門的な教育研究・手法の反映に向け、以下を実施。

・日本語教師の養成に必要な研修の改善・実施、及び新規研修の開発の企画・検証
・地域の日本語教育関係者のネットワーク構築、登録日本語教員養成・実践研修の担当教員向け研修の継続実施、各地域の課題・ニーズ等を踏まえた特色ある取組の開発・展開

アウトプット(活動目標)

- ・地域日本語教育の全国的展開
- ・日本語教育の質を高める取組の展開

短期アウトカム(成果目標)

- 日本語学習者の増
(日本語教育環境の整備)

中期アウトカム(成果目標)

- 日本語学習者の増
(日本語教育環境の整備)

長期アウトカム(成果目標)

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与

(担当：総合教育政策局日本語教育課)

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

背景・課題

在留外国人の増加に伴い、日本語教師、日本語学習支援者の不足や学習者のニーズに応じた日本語教育の実施が不十分などの課題がある中、令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、それに基づく国の基本方針が閣議決定された。それらに基づき、地方公共団体の責務を踏まえ、外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置き、地域の状況に応じた日本語教育施策を確実に実施し、生活等に必要な日本語能力を身に付けられる仕組みづくりを推進できるよう、地域における日本語教育環境を強化するための体制整備を図る必要がある。

「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」には、日本語教育が重点事項として位置付けられ、「経済財政運営と改革の基本方針2025」や「成長戦略等のフォローアップ」でも、地域の日本語教育の体制整備推進が明記されている。

事業内容

1 企画評価会議の実施 600万円 (600万円)

2 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進

【補助】 615百万円 (513百万円)

対象：都道府県・政令指定都市 件数：62件 (53件)

補助率：2分の1
※ (2) ◇ i・ii を実施する団体には
補助率加算【最大3分の2】

(1) 広域での総合的な体制づくり【普通交付税措置】

域内の地方公共団体や関係機関と連携して行う、広域での日本語教育の体制づくりの推進

- 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

(2) 地域の日本語教育水準の維持向上【普通交付税措置】

- ◇「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組の開発・試行
- i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
- ii 「地域における日本語教育の在り方について(報告)」で示すレベル(B1) 時間数(350h以上)に応じた体系的な日本語教育

(3) 都道府県等を通じた市町村への支援(間接補助)【特別交付税措置】

- 市町村が都道府県等の関係機関(民間団体等)と連携して行う日本語教育等の取組への支援

3 総合的な体制づくりの優良事例等の普及・連携強化【委託】 3100万円 (3100万円)

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

アウトプット(活動目標)

- 都道府県・政令指定都市に対する本事業による支援の実施

短期アウトカム(成果目標)

- 各地域での日本語教育支援体制の整備

中期アウトカム(成果目標)

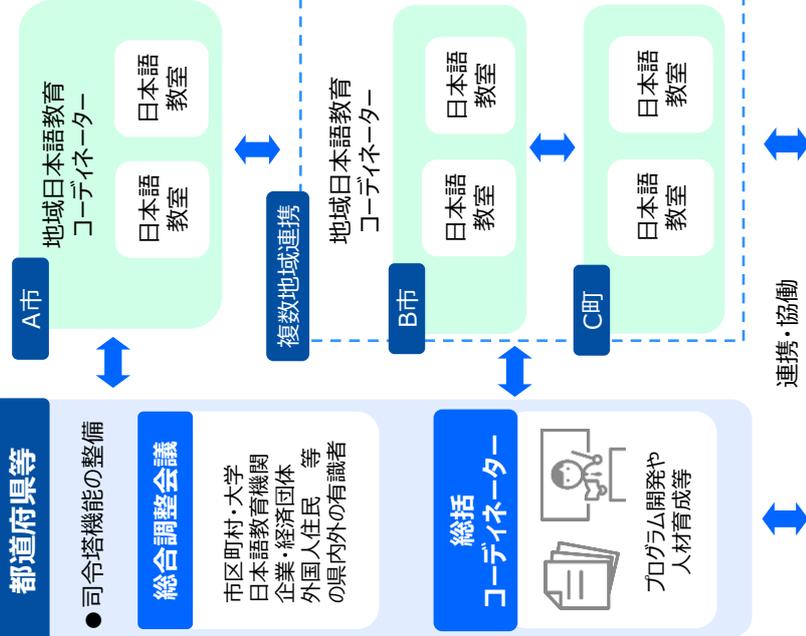
- 日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

長期アウトカム(成果目標)

- 日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

※オンラインを積極的に活用

地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり 連携イメージ

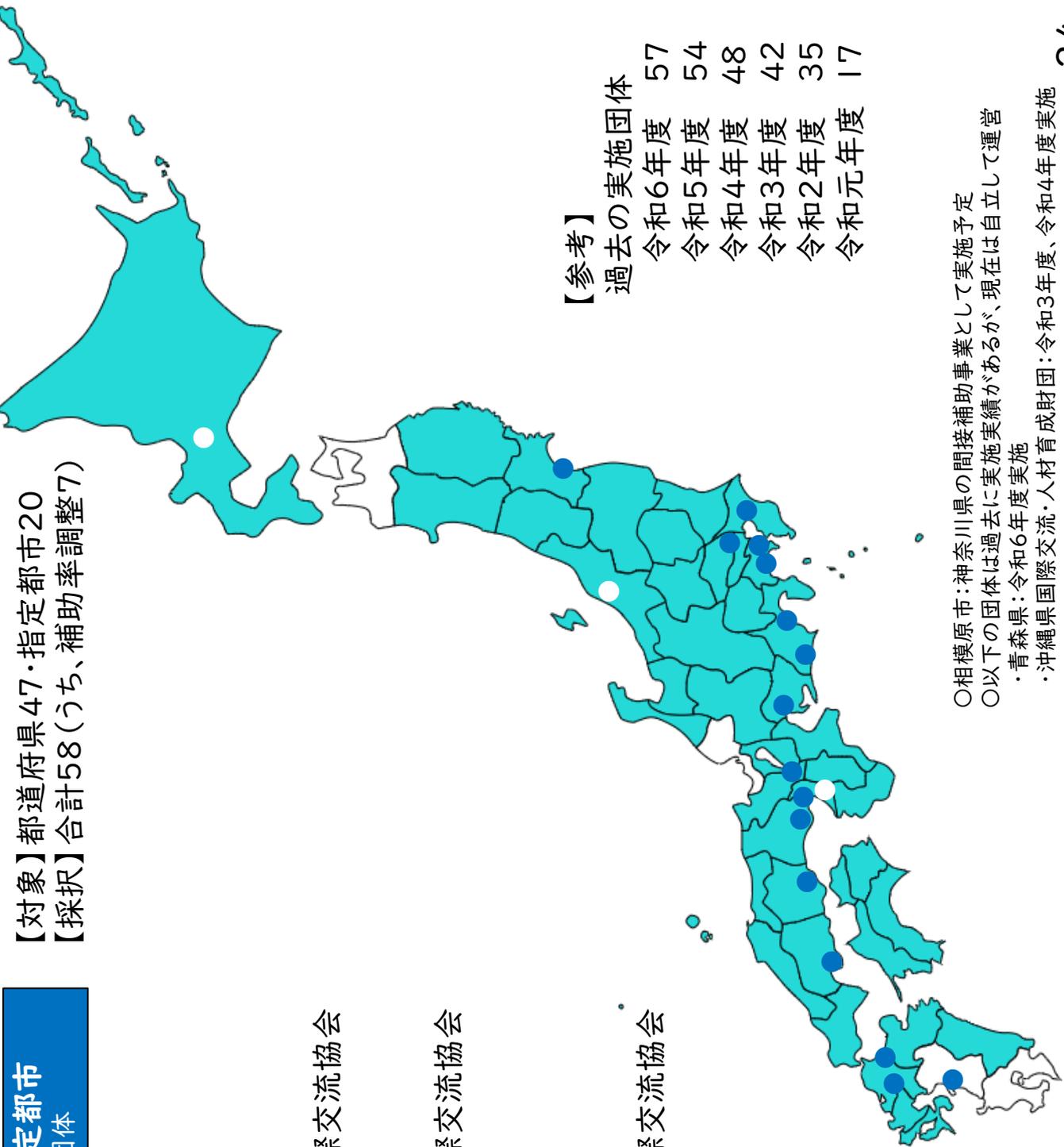


令和8年度要求・要望額 652百万円
(前年度予算額 550百万円) 文部科学省

令和7年度 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体

都道府県
42団体

政令指定都市
16団体



【対象】都道府県47・指定都市20
【採択】合計58(うち、補助率調整7)

- 北海道
- 岩手県
- 宮城県
- 秋田県【新】
- 山形県
- 福島県【新】
- 茨城県
- 栃木県
- 群馬県*
- 埼玉県*
- 千葉県
- 東京都
- 神奈川県
- 新潟県
- 富山県
- 石川県
- 山梨県*
- 長野県
- 岐阜県
- 静岡県
- 愛知県
- 三重県
- 滋賀県
- 京都府
- 大阪府
- 兵庫県
- 奈良県
- 和歌山県
- 鳥取県*
- 島根県*
- 岡山県
- 広島県
- 山口県
- 徳島県
- 香川県
- 愛媛県
- 高知県
- 福岡県
- 佐賀県
- 長崎県
- 大分県
- 宮崎県
- 仙台市
- さいたま市
- 千葉市*
- 横浜市
- 川崎市
- 静岡市国際交流協会
- 浜松市*
- 名古屋市
- 京都市国際交流協会
- 大阪市
- 神戸市
- 岡山市
- 広島市
- 北九州国際交流協会
- 福岡市
- 熊本市*

【参考】過去の実施団体

令和6年度	57
令和5年度	54
令和4年度	48
令和3年度	42
令和2年度	35
令和元年度	17

○相模原市：神奈川県の間接補助事業として実施予定
○以下の団体は過去に実施実績があるが、現在は自立して運営
・青森県：令和6年度実施
・沖縄県国際交流・人材育成財団：令和3年度、令和4年度実施

*「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を活用した日本語教育プログラムの開発・試行を計画に含む団体(補助率を3分の2に調整)



文部科学省

TSUNAHIRO

「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト つながるひろがるにほんごでのくらし



概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が
独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開
(開発・運営：文部科学省、委託：TOPPAN株式会社)



内容

- ・生活場面の動画中心、日本語・外国語字幕表示、表現・語彙、文型の確認、生活に必要な情報等を掲載した学習サイト
- ・活用方法等のセミナーの開催、広報活動



対応言語 <全20言語>

中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール(カンボジア)語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語、フランス語、シンハラ語、ベンガル語【令和7年度対応予定】



使い方ガイドブック等の作成

活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- ・使い方ガイドブック
- ・パンフレット、ポスター各種
- ・広報用動画 等



実績

- <令和6年度>
約360万アクセス
- <令和5年度>
約216万アクセス



お知らせ：令和6年7月より、当サイトのドメインが～.bunka.go.jpから、～.mext.go.jpに変わりました。

このサイトでは、日本で生活する外国人の皆さんが、日本語でコミュニケーションをとったり、生活できるよりに関わったりすることを目的として、日本語を学習することができます。自分に合った日本語のレベルや、学びたいシーン、キーワードに応じて学習コンテンツを選択することができます。日本語を勉強し実際に使うことを通じて、社会とつながり、生活をより豊かにしましょう。

- 自分に合ったレベルを探そう >
- このサイトについて >
- サイトの使い方 >

はじめに覚えよう！日本語の便利なフレーズ



認定日本語教育機関活用促進事業

令和6年度補正予算額

4億円



背景・課題

- 我が国の在留外国人は急増。(H25：207万人→R5：341万人※) 育成就労制度の創設等、今後も外国人労働者等の増加が見込まれる。
- 経済成長・共生社会の実現のため日本語教育の重要性が高まる中、教員の処遇改善等、日本語教育の質の向上が課題。
- 外国人に対する日本語教育から受益する産業界等から、日本語教育機関に対する教育投資を促進し、教育の質向上に繋げる好循環の創出が必要。

※出典：出入国在留管理庁

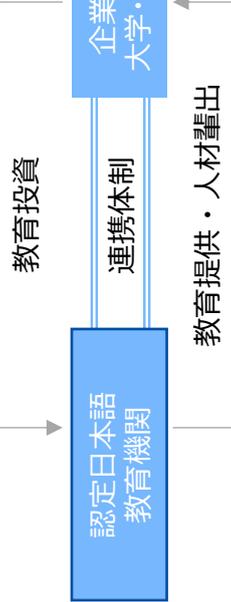
事業概要

- 全体統括機関がコーディネートを行い、認定日本語教育機関を中核とした企業や自治体、大学・専門学校等との連携体制を構築し、企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルを確立。
- 国は連携体制の構築を支援し、確立した自走可能なモデルを普及。これにより産業界等からの教育投資と日本語教育の質向上の好循環を創出。

モデルの確立

【企業等からの投資により実施】

- ✓ 出口側のニーズに応じた教育の提供
- ✓ 教員の処遇改善



認定日本語教育機関と連携機関の取組をハンズオン支援

全体統括機関

【国からの支援により実施】

- ✓ 認定日本語教育機関を中核とした体制構築
- ✓ 出口側のニーズに応じたカリキュラムの開発
- ✓ 教育投資促進のスキーム確立

【事業スキーム】

- ✓ 委託先：民間事業者（全体統括機関）
（全体統括機関から認定日本語教育機関を中核とする連携体制に一部再委託）
- ✓ 規模：1 機関1,000万円程度（再委託先）
- ✓ 件数：22件程度（再委託先日本語教育機関数）
- ✓ 企業等の連携先から認定日本語教育機関への教育投資（教育提供の対価等）、及びそれを原資とした日本語教員の給与水準の改善が採択要件

地域経済の活性化・共生社会の実現

産業界等の投資と教育質向上の好循環創出

モデルの普及

＜経済財政運営と改革の基本方針2024＞
（令和6年6月21日閣議決定）
（外国人材の受入れ）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき、（中略）認定日本語教育機関の体制整備・活用、生活日本語のモデルカリキュラムを活用した地域の日本語教育や外国人児童生徒の教育の体制整備、オンラインによる学習機会の確保等に取り組む。

連携モデル構築実施団体（認定日本語教育機関活用促進事業）



文部科学省

代表機関・連携日本語教育機関名		事業計画概要
1	学校法人北工学園 東川国際文化福祉専門学校	企業版ふるさと納税を活用した外国人介護人材に対する日本語教育等による地域定着支援
2	公益財団法人名古屋YWCA	外国ルーツの高校生・留学生のキャリア形成等を支える教育連携モデル
3	学校法人アリス国際学園 専門学校アリス学園	地元企業が受け入れるインド人エンジニアへの就労前後一体型の日本語教育支援モデル
4	Ibis株式会社・YAMASA言語文化学院	外国籍人材支援育成機関と日本語教育機関による、就労現場で活きる日本語教育・定着支援強化の実践型プログラム
5	一般社団法人国際パートナーシップセンター・上山学院日本語学校・名古屋国際日本語学校	地域経済団体と連携した日本語教育機関による企業への教育提供モデルの普及
6	学校法人香川学園 メロス言語学院	自治体と連携した地域の外国人就労者・生活者向けの日本語教育基盤の整備
7	一般財団法人日本国際協力センター	宿泊業、自動車運送業等の業界団体と連携した業種別ニーズに応じた日本語教育モデルカリキュラムの開発
8	株式会社アイ・シー・エイ	外国人留学生の地元旅館業への就職を目指すインターンシップを組み込んだ教育プログラム
9	学校法人アジアの風 岡山外語学院	地域の経済団体と連携した育成就労制度を見据えたオンライン日本語講習カリキュラムの開発
10	与野学院日本語学校	自治体と連携した生活者向けプレA1カリキュラムの開発
11	株式会社TCJグローバル	企業への外国人材紹介と就労前後の日本語教育等の一体型サービスの提供モデル
12	学校法人千駄ヶ谷教育学園 千駄ヶ谷外語学院	ビジネス日本語eラーニング教材と企業交流イベントを組み合わせた外国人留学生の国内企業就職支援
13	一般社団法人全日本教育研究会・ミッドリム日本語学校	AIを活用したビルメンテナンス業界向けの発話型学習教材の開発

新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ

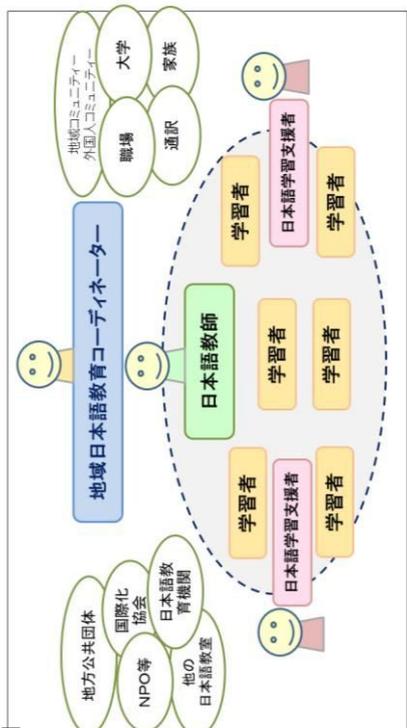
- 日本語教師がキャリア形成を描けるような養成・資格取得・登録日本語教員・初任・中堅・日本語教育コーディネーター等の研修などの仕組みを構築
- あわせて、地域日本語教育を支える、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者（ボランティアなど）の育成・確保を推進



※基礎試験：日本語教育についての基礎的な知識及び技能に関する区分、応用試験：日本語教育に必要な知識及び技能の応用

日本語学習支援者は、
○コーディネーターや日本語教師と共に、日本語教育の現場に参加し、日本語学習を支援し促進する役割が期待される。
○地方自治体等が主催する研修が全国で実施されている。

日本語教育人材	日本語教師	日本語教育コーディネーター	日本語学習支援者
日本語学習者に直接日本語を指導する者	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者(ボランティアとして参加)	



地域日本語教育関係研修（現職日本語教師研修プログラム普及事業）

◆「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】研修

「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力を「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」（報告）にある教育内容を基に養成することを目的とし、「日本語教育の参照枠」及び「生活Can do」を研修の中で学び、教育実践として活用できるようにすることを目指す研修。

◆地域日本語教育コーディネーター研修（3コース）

・地域日本語教育コーディネーターコース

地方公共団体、国際交流協会、地域の日本語教室等で日本語教育プログラムの編成・実施及び日本語教育プログラムの実施に必要な地域の関係機関との連携・調整に携わっている人を対象に「地域日本語教育コーディネーター」に必要な資質・能力について理解を深め、その向上を図ることを目的とした研修。

89 ◆地域日本語教育の総合的な体制づくり推進のためのコーディネーターコース

文部科学省「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」における総括コーディネーターを主な対象者として想定し、地域日本語教育システムの構築、「地域日本語教育コーディネーター」育成などの取組みを通じて、多文化共生社会の形成に寄与する人材（「総合的な体制づくり推進のためのコーディネーター」）の育成を目的とした研修。

・日本語教育プログラムデザインコース

「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を実施している地方公共団体、国際交流協会等において日本語教育プログラムの編成・実施を担う地域日本語教育コーディネーター等を対象として、「日本語教育プログラムデザイン」に関する資質・能力について理解を深め、その向上を図ることを目的とした研修。

◆日本語教育コーディネーター【主任教員】研修

「日本語教育の参照枠」に基づき学習成果の評価と手法を理解し、実践に生かす力を養うとともに、人材育成の目的や考え方を知り、育成方法を考え実践する研修。

外国人集住都市会議 そうじや2025
令和7年11月19日(水)

共生社会の実現に向けた教育の推進について

文部科学省総合教育政策局国際教育課



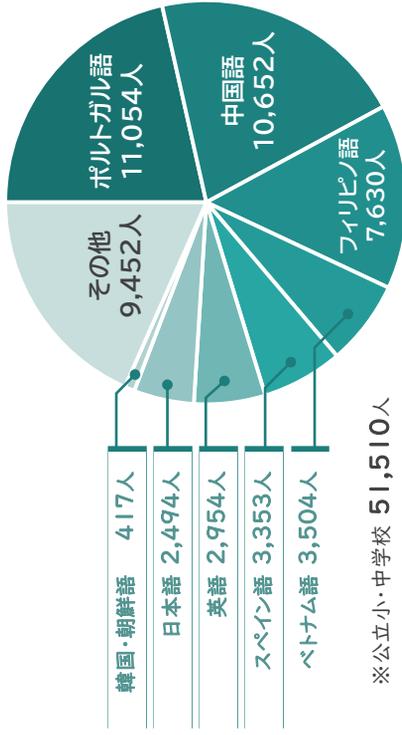
文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

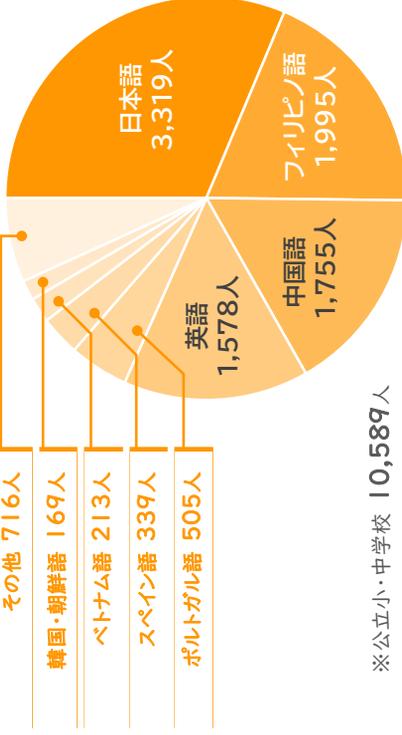
外国人児童生徒等に対する日本語指導の現状

1 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

外国籍児童生徒



日本国籍児童生徒

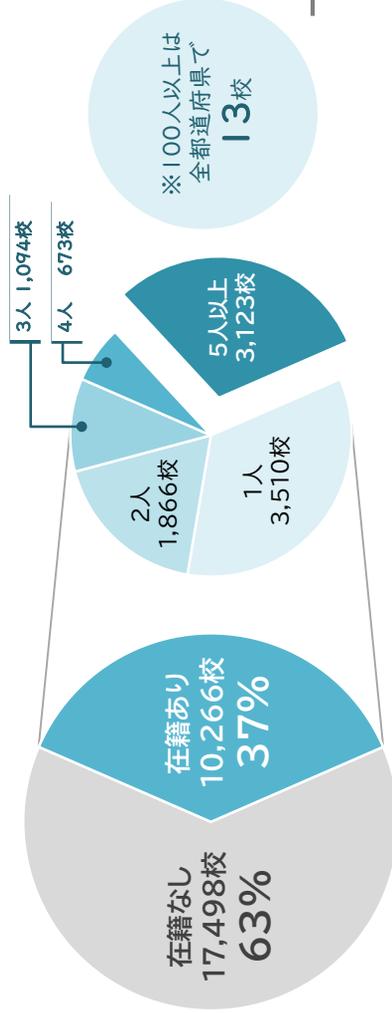


「その他」の言語

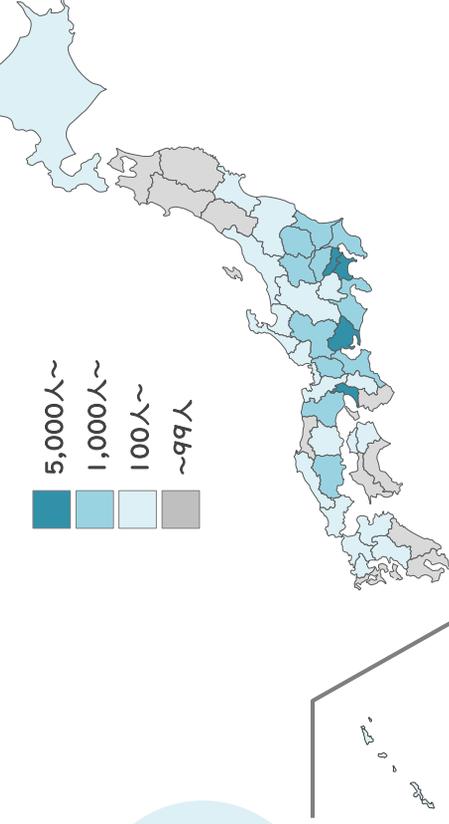
インドネシア語
ウルドゥー語
タイ語
ネパール語
ベンガル語
モンゴル語
ロシア語
アラビア語
ウクライナ語
パンシュトゥワー語 等

2 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

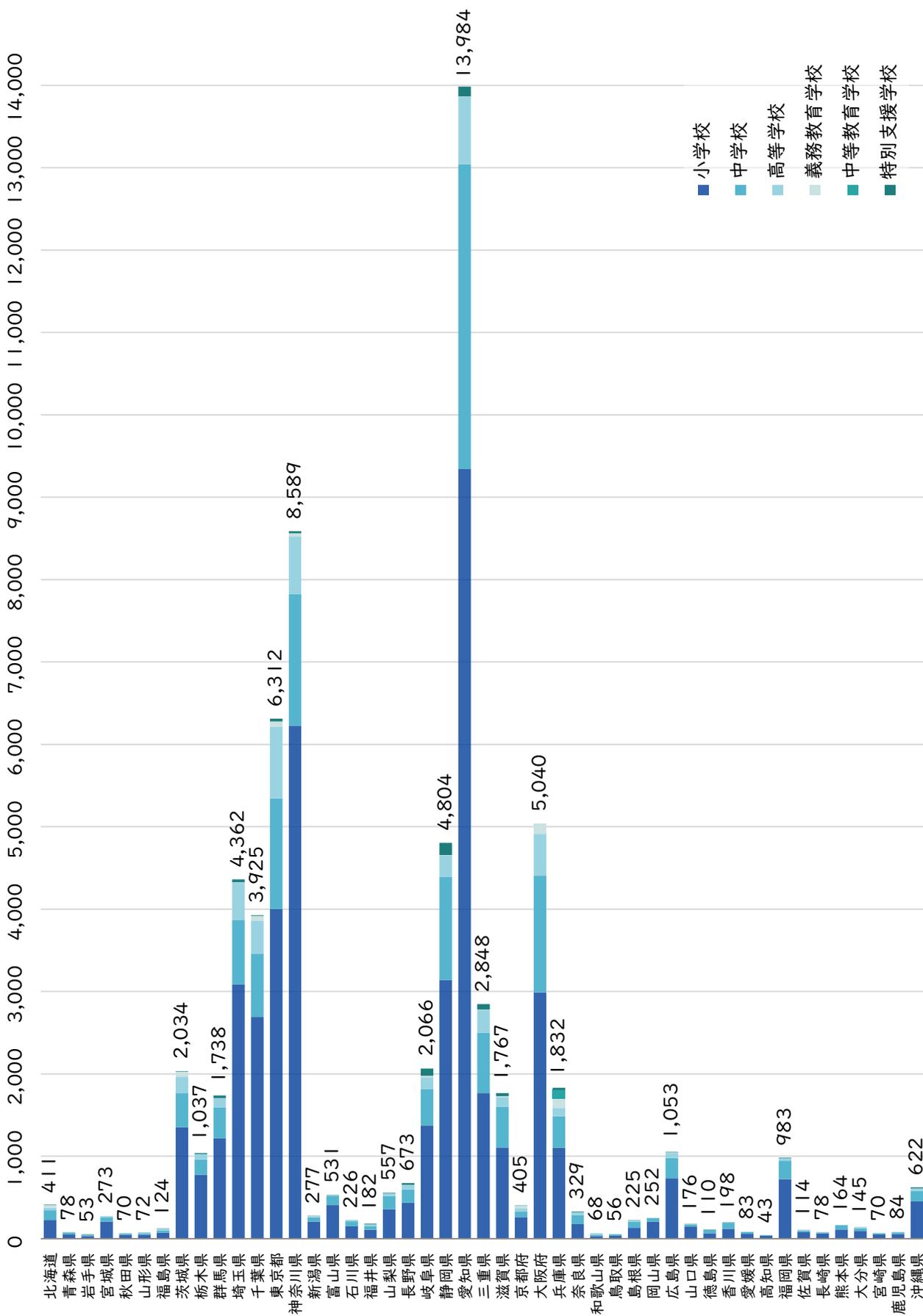


都道府県別 日本語指導が必要な児童生徒数



日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）※日本国籍・外国籍合計（令和5年度）

文部科学省
(児童・生徒数:人)



(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和5年度）」

帰国・外国人児童生徒等教育に関する主な施策

<p>1 指導体制の確保・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別的教育課程」の制度化（義務教育段階：平成26年度～、高等学校段階：令和5年度～） ● 義務標準法に基づく日本語指導に必要な教員の基礎定数化（児童生徒18人に1人、平成29年度～令和8年度まで計画的に措置） ● 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、日本語指導補助者・母語支援員の派遣、ICTを活用した教育・支援等を推進 ● 高等学校「特別的教育課程」の制度周知及び資料作成（令和5年度）
<p>2 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● (独)教職員支援機構における「指導者養成研修」の実施 ● 外国人児童生徒等教育を担う教員等の養成・研修のための「モデルプログラム」の開発（令和元年度） ● 外国人児童生徒等教育アドバイザーの教育委員会等への派遣（令和元年度～） ● 「かすたねっと」(教材等の情報検索サイト)の運営 ● 日本語指導を担当する教員・支援者向け研修動画を制作し、文科省HPにおいて公開 ● 日本語能力評価方法の研究（令和4年度）及び改善のための調査研究の実施（令和5年度・令和6年度） ● 児童生徒の実態把握のためのネットワーク構築に向けた調査研究（令和5年度・6年度） ● 高等学校における日本語指導のカリキュラムづくり等のための指導資料の開発（令和3年度・令和4年度）
<p>3 就学状況の把握、就学の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「外国人の子供の就学促進事業」により、就学状況・進学状況の調査等を実施する自治体を支援 ● 外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供（令和2年3月） ● 日本語教育推進法の基本方針に基づき、地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を発出（令和2年7月）。 ● 学齢簿の編製にあたり外国人の子供の就学状況の一体的な管理・把握、個別の就学勸奨等を推進 ● 外国人の子供・保護者に対し、日本の学校生活について紹介する動画を制作し、文科省HPにおいて公開 ● 夜間中学の設置促進（学齢を超過した外国人への対応等）
<p>4 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、進路指導・キャリア教育の充実、生活相談・心理サポートに資する取組、放課後や学校内外での居場所づくりに資する取組等を推進 ● 上記「指針」において、進路ガイダンス・進路相談等の実施や、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮等の取組を推進（令和2年7月）
<p>5 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て調査研究を実施（令和2年度～令和4年度） ● 日本の幼稚園について7言語で説明している「幼稚園の就園ガイド」及び「外国人幼児等の受入れにおける配慮について」を作成し周知

外国人児童生徒等教育を進める枠組み

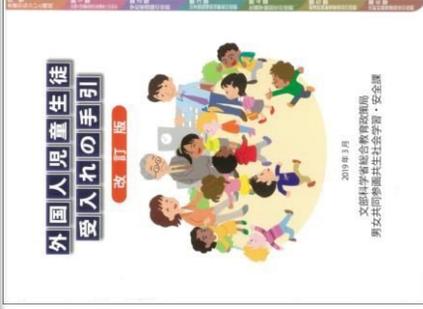
- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定。令和7年6月6日改訂）
- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）及び「基本方針」（令和7年9月5日閣議決定）
- 中央教育審議会答申（令和3年1月26日） ※項目の一つに「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が位置づけ



外国人児童生徒受入れの手引

外国人児童生徒等教育にかかわる様々な人々が、それぞれの立場で具体的にどのような視点を持ち、どのような取組を行うことが必要かを示しています。

- ◆ 都道府県・市町村教育委員会の役割
- ◆ 学校管理職・日本語指導担当教師・在籍学級担任の役割
- ◆ 支援体制の構築
- ◆ 先進的な自治体の取組事例



<https://www.mext.go.jp/a/menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm>



情報検索サイト「かすたねっと」

効果的に日本語指導・教科指導等を行える環境づくりを支援するための情報検索サイトです。

外国人児童生徒等の受入れ実績豊富な教育委員会等が作成した「外国人児童生徒等教育のための教材」や「多言語の学校文書」等を、地域の実践事例として検索できます。



<https://casta-net.mext.go.jp/>



教材検索

生徒への指導・学習に利用できる多言語対応の教材・資料です。

よく利用される資料

人英	急上昇				
科目種別	国語	社会	算数・数学	理科	
	生活	外国語	日本語		
学校種	小学校	中学校	高等学校		

外国人児童・保護者向け動画

これから日本の学校に通う外国人児童やその保護者などを対象に、日本の小学校の学校生活の様子について、アニメーションで紹介しています。就学案内やプレスツールで活用いただけます。

動画内容

- 「はじめまして! 今日からともだち」
外国から来た主人公が、はじめて小学校に登校した日のお話
- 「おしえて! 日本の小学校」
小学校における学校生活の様子や習慣などについて紹介

各動画

10分程度



https://www.mext.go.jp/a/menu/shotou/clarinet/003_000004.htm



教職員・支援者向け研修動画

全国の学校教育関係職員を始め、外国人児童生徒等の教育に携わる支援者等を対象に、学校での円滑な受け入れや指導・支援について、必要な知識を学んでいただくための研修動画です。

研修内容

- 外国人児童生徒等の受け入れ
- 外国人児童生徒等教育の考え方
- 日本語指導の方法 1
- 日本語指導の方法 2
- 外国人児童生徒等のキャリア教育



文部科学省/mextchannel
チャンネル登録者数14.8万人

文部科学省公式チャンネルからご覧ください。



https://www.mext.go.jp/a/menu/shotou/clarinet/003_000004.htm

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和8年度概算要求・要望額 1,911百万円
 (前年度予算額 1,249百万円)

背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約6.9万人(約10年間で1.9倍)が増加し、多様化に加え集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約1割存在
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約8千6百人

⇒ **外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導補助者や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠**

事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (事業期間：H25～)

要求・要望額：1,777百万円 (1,154百万円)

補助対象：都道府県・市区町村

※指定都市・中核市以外の市区町村は都道府県を通じて間接補助

補助率：1 / 3

II. 外国人の子供の就学促進事業 (事業期間：H27～)

要求・要望額：135百万円 (95百万円)

補助対象：都道府県・市区町村

補助率：1 / 3



(参考) 令和7年度補助実績

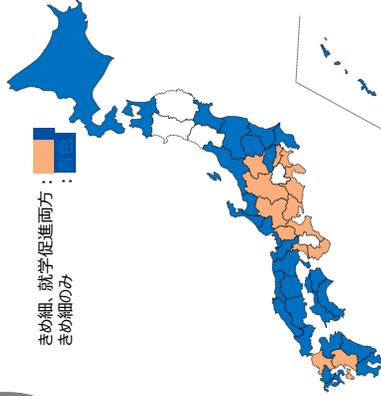
【きめ細事業実施】

- 3 3 都道府県
- 1 9 指定都市
- 3 1 中核市
- 1 3 8 市区町村

【就学事業実施】

- 2 都道府県
- 6 指定都市
- 4 中核市
- 2 3 市区町村

きめ細、就学促進両方 : きめ細のみ



<関連する政府方針(抄)>

- ・(質の高い公教育の再生) 多様な児童生徒の教育機会を保障するため、(略)外国人児童生徒の支援体制の強化(略)を推進する。【**経済運営と改革の基本方針2025**】(R7.6.13閣議決定)
- ・外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を更に充実させる必要がある。また、就学促進を図るためにも、学校における受入れ体制の充実やきめ細やかな日本語指導の充実に取り組み必要がある。「**外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策**」(R7.6.6閣議関係会議決定)
- ・地域における外国人との共生に向けた担い手の支援・育成のため、(略)グロ一バル人材の育成・外国人生徒・学生の受入れとキャリア支援(就職・進学)の取組を進めることで、地域における多文化共生の推進を図る。【**地方創生2.0基本構想**】(R7.6.13閣議決定)

アウトプット(活動目標)

- 学校における帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制を整備する自治体の取組を支援するため、公立学校における指導・支援体制の構築及び受入れ促進に関する事業実施の地域数を増加(Ⅰ、帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
- 外国人の子供の就学促進に取り組み自治体を支援するため、外国人の子供の就学促進事業実施数を増加(Ⅱ、外国人の子供の就学促進事業)

短期アウトカム(成果目標)

- 初期 (令和6年頃)
- 日本語指導等の体制整備が進み、外国人児童生徒等の増加・多様化に問わず、きめ細かな指導が提供される
 - 全国の自治体で就学管理の改善が図られる

中期アウトカム(成果目標)

- 中期 (令和8年頃)
- きめ細かな支援事業の取組成果が全国に普及し、多くの自治体できめ細かな指導が提供される
 - 全国の自治体で全ての外国人の子供の就学状況が一体的に管理・把握できるようになり、就学促進の取組が推進される

長期アウトカム(成果目標)

- 長期 (令和10年頃)
- 全国の高校で「特別の教育課程」の編成・実施による日本語指導を受ける生徒の割合が増える
 - 全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができ、(担当：総合教育政策局国際教育課)

5つの基本的な方針



1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

(グローバル人材育成)

- **日本や外国の言語や文化を理解し、日本への愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められており、コロナ禍で激減した日本人学生・生徒の海外留学や、より若年段階からの国際的な交流活動の推進、外国人留学生の受入れ環境、大学等のグローバル化の基盤・ルールの整備、外国語教育の充実、外国人への教育の充実、国際理解教育の推進など**を図っていく必要がある。
- **また、産学官をあげてグローバル人材を育成する取組の推進や、優れた外国人材の受入れを図る視点、外国につながる子供の持つ多様性を「長所・強み」として生かす視点、海外で学ぶ日本人の子供への教育を保障する在外教育施設の魅力を高める取組も重要である。あわせて、距離や場所、時間の制約を克服するデジタルの活用により様々な国際交流・教育プログラムの展開の可能性が生まれており、遠隔・オンラインとリアルを組み合わせた取組の推進が求められる。**

2 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

(共生社会の実現に向けた教育の考え方)

- ……**地域社会の国際化が進む中、我が国で学ぶ外国人の子供や海外で学ぶ日本人の子供の学びも保障されるとともに、多文化共生の考え方も取り入れていく必要がある。**
- **誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることができる教育環境を個々の状況に合わせて整備すること**で、つらい様子の子供が笑顔になり、その結果として自分の目標を持って学習等に取り組みることができている場面を一つでも多く作り出すことが求められる。
- **その際、支援を必要とする子供やマイノリティの子供の他の子供との差異を「弱み」として捉え、そこに着目して支えるという視点だけではなく、そうした子供たちが持っている「長所・強み」に着目し、可能性を引き出して発揮させていく視点(エンパワメント)を取り入れることも大切である。このことにより、マイノリティの子供の尊厳を守るとともに、周りの子供や大人が多様性を尊重することを学び、誰もが違いを乗り越え共に生きる共生社会の実現に向けたマジョリティの変容にもつながっていくことが重要である。**



趣旨

我が国の公立学校に在籍している日本語指導が必要な児童生徒は令和5年5月時点で約6.9万人と、約10年前に比べて約1.9倍と大幅に増加しており、支援の充実が求められている。

文部科学省では令和元年5月に「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」を設置し、令和2年3月に報告をとりまとめ、外国人児童生徒等の教育に関する制度改正等が進んだところ。また、令和5年6月に閣議決定された教育振興基本計画において、外国につながる子供の持つ多様性を「長所・強み」として生かす視点や、誰もが違いを乗り越え共に生きる共生社会の実現に向けたマジョリティの変容にもつながっていくことが重要であることが盛り込まれた。

現在、中央教育審議会において「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」及び「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するたための方策について」の諮問がなされている中、外国人児童生徒等教育の観点でも検討を行うことが求められている。そのため、少子高齢化時代における外国人児童生徒等の全国的な増加を見据え、外国人児童生徒等教育に初めて携わる教師や支援員等が子供たちに質の高い学びを提供できるように、総合的な見地から今後の取り組みを確保すべき施策等について検討を行う有識者会議を設置する（令和7年3月）。

委員一覧

オチャンテ	村井	ロサ	メルセデス	桃山学院教育大学人間教育学部人間教育学科准教授
工藤	和志			葛飾区立青葉中学校校長
小島	祥美			東京外国語大学多言語多文化共生センター長准教授
齋藤	ひろみ			東京学芸大学教育学部教授
佐古	秀一			鳴門教育大学学長
佐藤	郡衛			国際交流基金
高階	章一			日本語国際センター所長
徳永	智子			東京学芸大学名誉教授
野口	晃菜			大阪府立大阪わかば高校学校校長
バトラ	ラウ	後藤	裕子	筑波大学人間系准教授
				一般社団法人UNIVA理事
				ペンシルバニア大学教育学院
				言語教育学部教授
浜田	麻里			京都教育大学国文学科教授
平田	郁美			群馬県教育委員会教育長
横溝	亮			横浜市教育委員会事務局学校
				教育企画部小中学校企画課指導主事
吉田	美穂			弘前大学大学院教育学研究科教授

検討事項

1. 指導内容の深化・充実

- 外国人児童生徒等の資質・能力を育成するための指導の在り方（母語の力の活用、子供の持つ多様性を「長所・強み」として生かす視点、障害のある子供への対応を含む）
- すべての教師や支援員等が子供たちに質の高い学びを提供できるようにするための方策（指導のガイドライン、デジタル技術の活用、教材の効果的な活用を含む）

2. 指導体制の確保・充実

- 指導体制の在り方（集住地域・散在地域における支援の在り方、校内体制の整備を含む）
- 日本語指導担当教師の配置やキャリアパス
- 日本語指導補助者（登録日本語教員を含む）や母語支援員との連携
- 関係機関（支援団体、大学、企業等）との連携

3. 日本語指導担当教師等の指導力の向上

- 管理職・日本語指導担当教師・在籍学級担任や日本語指導補助者等の資質能力向上のための方策（日本語指導担当教師等の養成・採用・研修の在り方や登録日本語教員の活用に向けた方策を含む）

4. 外国人児童生徒等の就学・進学・就職機会の確保

- 就学促進のための方策の在り方（プレスクール等の取組の推進）
- 外国人生徒の進学・就職の促進方策（企業と連携したキャリア教育やキャリア支援、保護者への対応を含む）

○今年(令和7年4月)から連続的に開催。現在8回まで。

○有識者会議の議論を踏まえ

①指導内容の深化・充実

資質・能力を育成するための指導の在り方
次期学習指導要領への反映 等

②指導体制の確保・充実

校内体制の整備、支援員との連携、関係機関との連携 等

③日本語指導担当教師等の指導力の向上

養成・採用・研修の在り方 等

④外国人児童生徒等の就学・進学・就学機会の確保

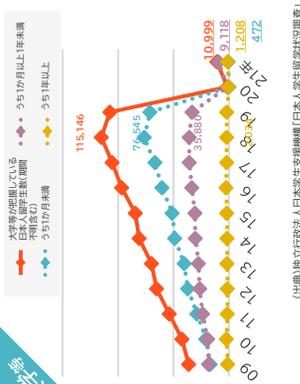
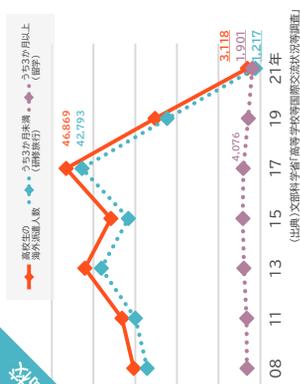
就学促進、進学・就職の促進、キャリア支援 等

につなげていきたい。

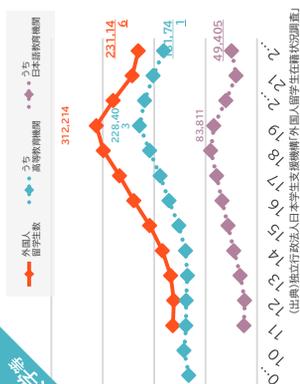
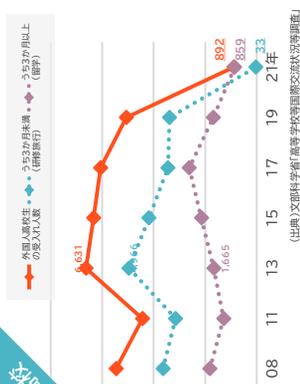
→ 来年の春頃、とりまとめ予定

データで見る留学 | International Exchange at a Glimpse

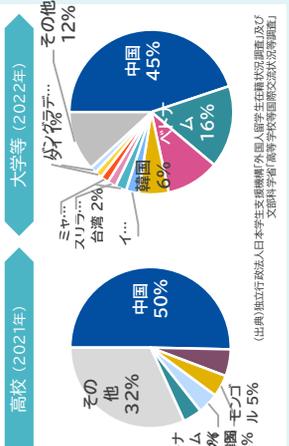
日本人の海外留学



外国人留学生の受入れ



外国人留学生の国別割合



外国人留学生の就職率



せかい×まなびのプラン

「せかい」でまなぶ、「せかい」とまなぶ、「にほん」がかわる

留学・海外経験から日本を変える

世界経済に占める日本のGDPは今後低下し続けるとの予想がある。
(出典) IMF, "World Economic Outlook Database" (2023年4月版)

IMDIによる最新の世界競争力ランキングにおいて、日本は過去最低の35位を記録。
(出典) International Institute for Management Development (2023年10月版)

日本の国際共同研究数は、少なく、国際競争力の輪に入っていない。
(出典) 日本学術振興会「国際共同研究データベース」(2022年10月版)

日本のユニコーン企業は7社、アメリカ661社、中国173社、インド70社に大きく遅れる。
(出典) CB Insights, "The Complete List Of Unicorn Companies" (2023年7月版)

各種の英語資格・検定試験において、日本の平均スコアは諸外国の中で最下位クラス。
(出典) 英検協会「英検の国際比較」(2023年7月版)

我が国の成長のためには、世界的な企業をつくる力、国際共同研究を行う力、外交等世界と対等に交渉する力などを有する**グローバルリーダーの育成が急務**であり、その核には、**国際対応能力(グローバル・コンピテンシー)の育成**があります。

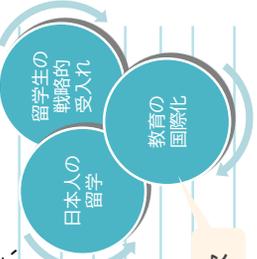
そのため、より多くの日本人を留学に送り出すことにより、**アイデンティティを確立**しながら、**多様な価値観を持った他者との協働の中で新たな価値を見出し、イノベーションを創り出す経験**が必要です。

また、我が国の競争力向上のため、優秀な留学生・人材を惹きつけることも不可欠であり、そのためには、**大学の教育研究やそれを支えるキャンパスの質及び魅力の向上が重要**です。同時に、**外国人子弟が安心して学べる環境を提供する**など、**誰もが安心して暮らして学び、個々の能力を最大限発揮できる共生社会を構築**することも求められています。

さらに、研究分野では学生に留まらず国際競争力を促進し、優秀な若者が世界で活躍するとともに、優秀な人材を我が国に惹きつけ、**国際的なネットワークを強化**する必要があります。

これを実現するため、**複数年度にわたる支援により、教育及び研究を軸とした国際交流を抜本的に改革し、我が国及び我が国の教育・研究の持続的な発展、成長へと繋がります。**

相互に作用し、循環する、グローバル・エコシステムの構築が不可欠
※本プランの実現に必要な経費について、令和6年度概算要求を予定しています。



3つのアクション

3 Actions

世界と対等に渡り合える人材や、世界に開かれた地域社会を牽引する日本人のグローバル人材を育成することにも、高等教育の国際通用性・競争力向上や将来の高度外国人材獲得に向け、外国人留学生在が安心して日本で学べる環境の整備を行います。

※「●」は予算事業(令和6年度概算要求を予定)、「□」は制度・非予算事業(今後検討)

日本からの留学・人材の交流

小中高 国際社会の一員としての意識形成

- 国際理解を深め、国際社会と向き合う我が国の一員としての自覚を高めるとともに、国際協力の精神を養う
- 児童生徒の英語力向上のための取組を支援
 - 「話すこと」等の発信力・コミュニケーション能力を向上に向け、AI等デジタルを活用したパフォーマンステストの実施促進
 - 教師の英語力・指導力向上のためのオンライン研修プログラムを実施
 - 中学・高校段階におけるオンライン等を利用した国際交流活動の促進
 - 小・中・高等学校を通じて行う国際交流促進事業
 - 社会総合力で行う国際交流促進事業

特に高校 留学への意欲喚起・能力育成

- 左記に加え、より早期からの国際交流経験を通じて、留学への意識を形成
 - 地域での海外経験・留学支援に係る体制づくりや留学コーディネーターの配置などの取組を促進
 - 留学に関する情報発信や関心喚起に向けた取組などを推進し、留学への機運を醸成
 - 生徒同士の人的交流を通して、留学への意欲喚起を促す
 - 海外との連携も見据えたアントレプレナーシップ教育を推進
 - 社会総合力で行う高校生国際交流促進事業
 - トビタテ！留学JAPAN(高校生等コース)
 - さくらサイエンスプログラム
 - EDGE-PRIME Initiative

小中高 共生社会の基盤構築

- 外国人子弟等の就学促進、日本語指導が必要な児童生徒に対する指導・支援体制の充実により共生環境を実現
- 高度外国人材にとって魅力的な教育環境整備のモデルの創出等
 - 高度外国人子弟の教育環境整備に係る調査研究事業【新規策定】
 - 外国人入学生受入れ先及び併修制の収集・整理【新規策定】
 - 外国人入学生受入れ先等に対するきめやかな支援事業
 - 外国人の子弟の就学促進事業

大学等 質の高い本格的な留学・人材の交流

- 留学への機運を醸成した上で、本格的な留学への送り出し・頭脳循環への参画を推進
 - 多様な他者と協働し、新たな価値を生み出す人材を育成
- 奨学金の充実
 - 留学向け給付奨学金を拡充(中長期留学の重点的促進)
 - 教育委員会と連携した学位取得留学の促進
 - 貸与奨学金の活用と企業等の代理返還制度の利用促進
 - STEM分野の高専生・大学院生等の留学支援の充実
 - 海外留学支援制度
 - フルブライト奨学金事業(米国大学院での学位取得)

大学等 優秀な外国人留学生在の本格的な受入れ・国際頭脳循環

- より多くの優秀な留學生を受け入れ、日本と世界の成長や発展、高等教育の国際通用性・競争力の向上とともに、国際社会に開かれた日本社会を共に一員として留學生を受け入れるため、以下に一体的に取り組む
- 留學生誘致機能強化
 - JASSOに留學生誘致のための情報収集・戦略立案を行う部署を設置
 - 大学、JASSO、在外公館、国際交流基金との一体となった戦略的受入れを行う海外拠点の強化
 - JASSOの協賛交付金
 - 日本留学奨励のための海外ネットワーク機能強化事業

大学等 国際頭脳循環

- 国際共同研究や研究者の派遣・受入れを通じて国際頭脳循環を促進
 - イノベーション創出や国際会議の誘致など研究分野を国際化
 - 先端国際共同研究推進事業
 - 海外特別研究員事業

大学等 民間との連携

- 民間企業等からの寄付金により奨学金を支援
 - 海外で活躍する日本人等と連携した支援
- トビタテ！留学JAPAN(大学生等コース)
 - JASSO奨学金の活用
 - 代理返還制度の活用

優秀な留學生や人材の受入れ・定着

小中高 外国人子弟等、外国につながる児童生徒が安心して学べる社会の基盤を形成

- 外国人の子弟の就学促進、日本語指導が必要な児童生徒に対する指導・支援体制の充実により共生環境を実現
- 高度外国人材にとって魅力的な教育環境整備のモデルの創出等
 - 高度外国人子弟の教育環境整備に係る調査研究事業【新規策定】
 - 外国人入学生受入れ先及び併修制の収集・整理【新規策定】
 - 外国人入学生受入れ先等に対するきめやかな支援事業
 - 外国人の子弟の就学促進事業

特に高校 優秀な留學生獲得の素地形成

- 左記に加え、より若い層へ日本をアピールすることにより、大学段階での日本留学や優秀な留學生の早期獲得へ繋げる
- ASEAN、G7などを中心に、より効果的な国際交流の仕組みを構築、留學生と日本人が共生生活を行う機会の創出等
- 英語で学ぶことができないなど、高度外国人材等の子弟の進学先となり得る国内大学の学位・コース等のキャリア形成に資する専門学校の情報収集・発信
 - 社会総合力で行う高校生国際交流促進事業
 - アジア高校生向けプロジェクト+
 - 高校入試での外国人特別枠の設定
 - さくらサイエンスプログラム

大学等 留學生交流が自然と発生する環境整備

- 留學生誘致機能強化
 - JASSOに留學生誘致のための情報収集・戦略立案を行う部署を設置
 - 大学、JASSO、在外公館、国際交流基金との一体となった戦略的受入れを行う海外拠点の強化
 - JASSOの協賛交付金
 - 日本留学奨励のための海外ネットワーク機能強化事業
- G7やASEANとの連携
 - G7やASEANとの大学間共同教育プログラム策定支援
 - マレーシア海外分校開校、タイ高専と国際交流支援
 - 国費留學生の奨学金の重点強化等
 - 研究分野において、国際共同研究や研究者の受入れを通じて国際頭脳循環を促進
 - 大学の世界展開強化事業
 - 国際交流支援制度
 - ASEAN科学技術・イノベーション協議会【新規策定】
 - 先端国際共同研究推進事業
 - 外国人研究者招へい事業

大学等 戦略的活用

- 多様で優秀な留學生を獲得するため、G7、ASEAN、インド等を中心に重点的拡充
 - 外国人留學生奨学金制度

大学等 就職、定着支援

- 日本語教育、キャリア教育、インターンシップを体系的に提供
 - 地域・企業と大学が協働して国際化を図り、留學生が定着しやすい環境を実現
 - 留學生就職支援プログラム
 - 留學生が大学によるソーシャルインクルージョン活動【新規策定】
 - 外国人留學生キャリア協議会
 - 留学プログラム(専門学校)

大学等 多様なグローバル人材の学習環境整備

- 高度外国人材の子弟等の学習環境や国際交流活動の推進、高校段階におけるグローバル人材育成に資する拠点校の整備、海外で学ぶ日本の子供たちの学びの場の確保
 - WWLコンソーシアム構築支援事業
 - 在外教育施設の機能強化
 - 国際バカロレアの推進

大学等 産官学を結んだ「大学」の国際拠点化の推進

- 日本人の中長期留学のための海外留学支援
 - 制度等を大幅拡大
 - 貸与奨学金の代理返還制度の利用促進
 - 高校生の国際経験のため、「社会総合力」で「社会総合力」で行う高校生国際交流促進事業の拡充
 - トビタテ！留学JAPAN!第2ステージの推進

大学等 世界と日本・地域を結んだ「大学」の国際拠点化の推進

- 国際的な大学によるソーシャルインパクト創出支援事業【新規策定】
- 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業
- 国際バカロレアを活用した大学院入試の推進
- 留學生の授業料設定柔軟化や定員管理の弾力化

大学等 戦略的活用

- 多様で優秀な留學生を獲得するため、G7、ASEAN、インド等を中心に重点的拡充
 - 外国人留學生奨学金制度

大学等 民間との連携

- 民間企業等からの寄付金により奨学金を支援
 - 海外で活躍する日本人等と連携した支援
- トビタテ！留学JAPAN(大学生等コース)
 - JASSO奨学金の活用
 - 代理返還制度の活用

教育の国際化

小中高 多様なグローバル人材の学習環境整備

- 高度外国人材の子弟等の学習環境や国際交流活動の推進、高校段階におけるグローバル人材育成に資する拠点校の整備、海外で学ぶ日本の子供たちの学びの場の確保
 - WWLコンソーシアム構築支援事業
 - 在外教育施設の機能強化
 - 国際バカロレアの推進

大学等 留學生交流が自然と発生する環境整備

- 留學生誘致機能強化
 - JASSOに留學生誘致のための情報収集・戦略立案を行う部署を設置
 - 大学、JASSO、在外公館、国際交流基金との一体となった戦略的受入れを行う海外拠点の強化
 - JASSOの協賛交付金
 - 日本留学奨励のための海外ネットワーク機能強化事業
- G7やASEANとの連携
 - G7やASEANとの大学間共同教育プログラム策定支援
 - マレーシア海外分校開校、タイ高専と国際交流支援
 - 国費留學生の奨学金の重点強化等
 - 研究分野において、国際共同研究や研究者の受入れを通じて国際頭脳循環を促進
 - 大学の世界展開強化事業
 - 国際交流支援制度
 - ASEAN科学技術・イノベーション協議会【新規策定】
 - 先端国際共同研究推進事業
 - 外国人研究者招へい事業

大学等 戦略的活用

- 多様で優秀な留學生を獲得するため、G7、ASEAN、インド等を中心に重点的拡充
 - 外国人留學生奨学金制度

大学等 就職、定着支援

- 日本語教育、キャリア教育、インターンシップを体系的に提供
 - 地域・企業と大学が協働して国際化を図り、留學生が定着しやすい環境を実現
 - 留學生就職支援プログラム
 - 留學生が大学によるソーシャルインクルージョン活動【新規策定】
 - 外国人留學生キャリア協議会
 - 留学プログラム(専門学校)

大学等 民間との連携

- 民間企業等からの寄付金により奨学金を支援
 - 海外で活躍する日本人等と連携した支援
- トビタテ！留学JAPAN(大学生等コース)
 - JASSO奨学金の活用
 - 代理返還制度の活用

大学等 国際頭脳循環

- 国際共同研究や研究者の派遣・受入れを通じて国際頭脳循環を促進
 - イノベーション創出や国際会議の誘致など研究分野を国際化
 - 先端国際共同研究推進事業
 - 海外特別研究員事業

大学等 質の高い本格的な留学・人材の交流

- 留学への機運を醸成した上で、本格的な留学への送り出し・頭脳循環への参画を推進
 - 多様な他者と協働し、新たな価値を生み出す人材を育成
- 奨学金の充実
 - 留学向け給付奨学金を拡充(中長期留学の重点的促進)
 - 教育委員会と連携した学位取得留学の促進
 - 貸与奨学金の活用と企業等の代理返還制度の利用促進
 - STEM分野の高専生・大学院生等の留学支援の充実
 - 海外留学支援制度
 - フルブライト奨学金事業(米国大学院での学位取得)

大学等 優秀な外国人留學生の本格的な受入れ・国際頭脳循環

- より多くの優秀な留學生を受け入れ、日本と世界の成長や発展、高等教育の国際通用性・競争力の向上とともに、国際社会に開かれた日本社会を共に一員として留學生を受け入れるため、以下に一体的に取り組む
- 留學生誘致機能強化
 - JASSOに留學生誘致のための情報収集・戦略立案を行う部署を設置
 - 大学、JASSO、在外公館、国際交流基金との一体となった戦略的受入れを行う海外拠点の強化
 - JASSOの協賛交付金
 - 日本留学奨励のための海外ネットワーク機能強化事業

大学等 国際頭脳循環

- 国際共同研究や研究者の派遣・受入れを通じて国際頭脳循環を促進
 - イノベーション創出や国際会議の誘致など研究分野を国際化
 - 先端国際共同研究推進事業
 - 海外特別研究員事業

大学等 民間との連携

- 民間企業等からの寄付金により奨学金を支援
 - 海外で活躍する日本人等と連携した支援
- トビタテ！留学JAPAN(大学生等コース)
 - JASSO奨学金の活用
 - 代理返還制度の活用

R6 概算要求 ポイント

- 世界と日本・地域を結んだ「大学」の国際拠点化の推進
 - 日本人の中長期留学のための海外留学支援
 - 制度等を大幅拡大
 - 貸与奨学金の代理返還制度の利用促進
 - 高校生の国際経験のため、「社会総合力」で「社会総合力」で行う高校生国際交流促進事業の拡充
 - トビタテ！留学JAPAN!第2ステージの推進
- 産官学を結んだ「大学」の国際拠点化の推進
 - 日本人の中長期留学のための海外留学支援
 - 制度等を大幅拡大
 - 貸与奨学金の代理返還制度の利用促進
 - 高校生の国際経験のため、「社会総合力」で「社会総合力」で行う高校生国際交流促進事業の拡充
 - トビタテ！留学JAPAN!第2ステージの推進
- G7、ASEAN等重点地域との戦略的連携強化
 - 「大学の世界展開強化事業」により、G7、ASEANとの共同教育プログラム作成を実施
 - G7、ASEAN、インドからの留學生受入れのための奨学金を重点的に拡充
 - アジア高校生向け橋プロジェクト+の拡充
 - G7、ASEAN等との持続的な成長に向けた科学技術・イノベーション連携の強化
- 国際頭脳循環
 - JASSOの諸外国の情報収集・分析機能の抜本的強化
 - 大学、JASSO、在外公館、関係機関が一体となり重点地域での早期からの受入強化等を推進
- 戦略的な国際展開のための情報収集・留學生誘致機能強化
 - JASSOの諸外国の情報収集・分析機能の抜本的強化
 - 大学、JASSO、在外公館、関係機関が一体となり重点地域での早期からの受入強化等を推進
- 在外教育施設の機能強化
 - 国際的な大学によるソーシャルインパクト創出支援事業【新規策定】
 - 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業
 - 国際バカロレアを活用した大学院入試の推進
 - 留學生の授業料設定柔軟化や定員管理の弾力化

6 在外教育施設の機能強化

- 将来の日本を支える「グローバル人材の原石」である在留邦人の子弟の学びの保障、国内教育の学びの環境整備、在外教育施設ならではの教育の充実を推進

在外教育施設の現状

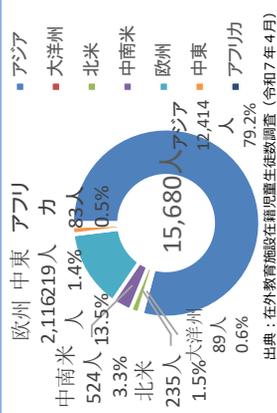


在外教育施設とは

- 「在外教育施設における教育の振興に関する法律」に基づく「在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を踏まえ、**在留邦人の子の学びの保障、国内同等の学びの環境整備、在外教育施設ならではの教育の充実**を図る。
- 我が国の国際的活動の進展に伴い、海外に長期間在留する邦人が同伴する義務教育段階の子供は、日本人学校に15,680人、補習授業校に21,047人、私立在外教育施設に122人（2025年4月15日 在外教育施設在籍児童生徒数調査）。
- 在外教育施設は、海外に在留する日本人の子供のために、日本国内の学校教育に準じた教育を実施することを主な目的として海外に設置されたものであり、①日本人学校、②補習授業校、及び③私立在外教育施設の3種類がある。日本人学校及び私立在外教育施設については、文部科学大臣から、日本の小学校、中学校、又は高等学校と同等の課程を有する旨の認定を受けている。

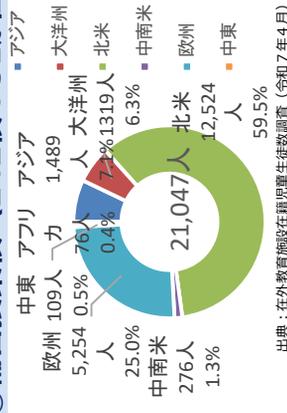
① 日本人学校（94校：49か国1地域）※1

海外において我が国の教育関係法令に準拠して、国内の小学校、中学校等における教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制の在外教育施設。



② 補習授業校（242校：51か国1地域）※1

現地校、国際学校などに通学している日本人の子供に対し、国内の小学校、中学校の一部の教科（国語、算数（数学）が中心）について授業を行う在外教育施設。



③ 私立在外教育施設（6校：4か国）※1

国内の学校法人などが母体となり、国内の学校教育と同等の教育を行うことを目的として設置された全日制の在外教育施設。

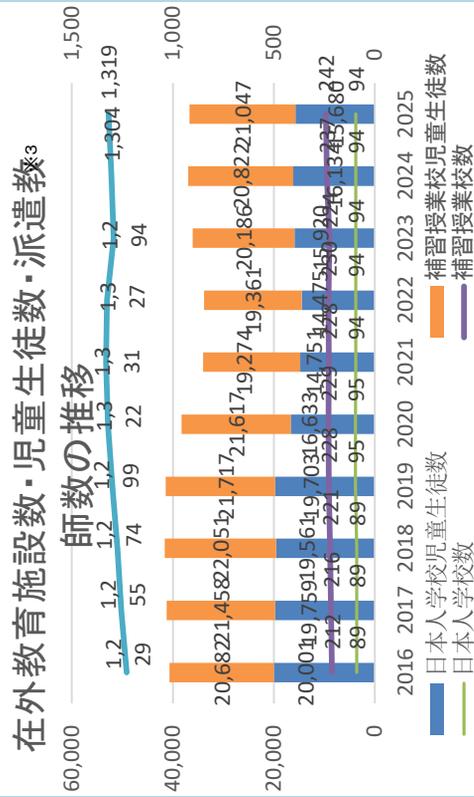
文部科学省による教師派遣について

文部科学省から日本人学校、及び大規模補習授業校に対し、教師を派遣している。

- ① 現職教師（2025年度派遣教師定員：1,005人）
各都道府県・指定都市教育委員会等から推薦された国内の義務教育諸学校の教師。
- ② シニア派遣教師（2025年度派遣教師定員：325人）
応募時の年齢が64歳以下の退職教師。2007年度から開始。
- ③ フレ派遣教師（2025年度派遣教師定員：31人）
正規教師を目指す臨時採用教師等。2018年度から開始。

派遣区分

施設数・児童生徒数・派遣教師数推移



（※1） 学校数は令和7年4月1日時点

（※3） 在外教育施設在籍児童生徒数調査等から作成

教員のグローバル化の促進について（在外教育施設への派遣促進）

【背景】

- グローバル化が進展する中、①グローバル人材の育成、②帰国・外国人である児童生徒等への対応が更に求められており、学校教育を担う教員についても、これまで以上に、グローバルな感覚・知識・技能が必要となっている。
- そのためには、教員の養成・採用、採用後の資質向上等、あらゆる段階で教員のグローバル化を支援することが必要。

【支援内容等】

養成・採用

グローバル教員養成の促進

- 教育実習先として日本人学校への受入れを可能とする制度の創設
- 大学生等の留学に係る経済支援等の実施

国際理解教育の充実・外国につながる児童生徒等への対応に係る研修の充実

- 都道府県・指定都市教育委員会の担当指導事等に対して国際理解教育の意義及びその展開について説明し、各学校まで周知いただくよう依頼。
- 外国人児童生徒等教育を担う教員等の養成・研修のための「モデル・プログラム」を開発。
- 「モデル・プログラム」の普及を図るため、(独)教職員支援機構等の「外国人児童生徒に対する日本語指導指導者養成研修」において、同プログラムの活用方法に係る講義・演習を実施する。

資質向上

教育委員会 への御願ひ 【在外施設教員 派遣関係】

- ✓ 在外教育施設での教育経験は、教師がグローバルな感覚の涵養、知識・技能の習得に資するものであることから、シニア・プレ段階・管理職も含め派遣を希望する教師の送り出しを支援するなど、積極的な対応を御検討いただきたい。
- ✓ 各個人の在外教育施設への派遣希望を支えるため、在外教育施設における勤務に対する適切な評価と帰国後における専門性に基づいた活用（外国語教育の改善のみならず、国際理解教育や外国につながる児童・生徒等への対応の中心的な役割を担うことが期待）等に積極的に取り組んでいただきたい。

国際的な経験を有する教員の積極的な採用促進

- 「教師の採用等の改善に係る取組について（通知）」等において、下記の内容を含む採用等に係る留意事項を通知。
- ✓ 外国語教育の改善の観点から、**日本人学校等での勤務などの海外経験を考慮した加算**など、外国語の指導法等の専門性を考慮した採用選考の実施。
- ✓ 社会人等の教師としての積極的な活用の観点から、**日本人学校等での勤務経験など国際的な活動経験を有する者等に対し、一部試験免除・特別の選考**など、これらの経験や技能・実績を考慮した採用選考の実施。

在外教育施設教員派遣（トビタテ！教師プロジェクト）

- **外国における日本人学校・補修授業校などの在外教育施設への小中学校教員の派遣に係る費用（国内給与・手当等）を支援**
- ✓ 国公私全ての教員が対象。また、現職教員に加え、シニア・プレ段階の教員も対象。
- ✓ 派遣中の戦略的なグローバル教育活動の実施促進による資質向上、派遣後の戦略的な帰国教師の活用の促進（ネットワーク化）

育成就労制度の概要

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の

目的

「**育成就労産業分野（育成就労制度の受入れ分野）**」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

育成就労制度の**基本方針**及び**育成就労産業分野ごとの分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。

分野別運用方針

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定**し、これを**受入れの上限数として運用**する。

104

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

監理支援機関の 許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや 受入環境整備の 取組

- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や**送出国に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入**など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

技能レベル

高

(就労開始までに)

- **日本語能力A 1 相当以上の試験**
(日本語能力試験 (JLPT) の N 5等) **合格**

or
○ それに相当する **日本語講習の受講**

○ **技能検定基礎級等**

- **日本語試験** (A 1 相当以上の水準から特定技能 1 号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で各分野ごとに設定)

⇒これらの試験への合格が **本人意向の転籍の条件**

○ **技能検定試験 3 級**や**特定技能 1 号評価試験**

- **日本語能力 A 2 相当以上の試験** (JLPT の N 4 等)

※ 育成就労を経ずに外国で試験を受験して特定技能 1 号で入国することも可。

○ **特定技能 2 号評価試験**

- **日本語能力 B 1 相当以上の試験** (JLPT の N 3 等)

育成就労 (3 年間)
(注 1)

受入れの範囲：育成就労産業分野
(注 2)

特定技能 1 号 (5 年間)

特定技能 2 号 (制限なし)

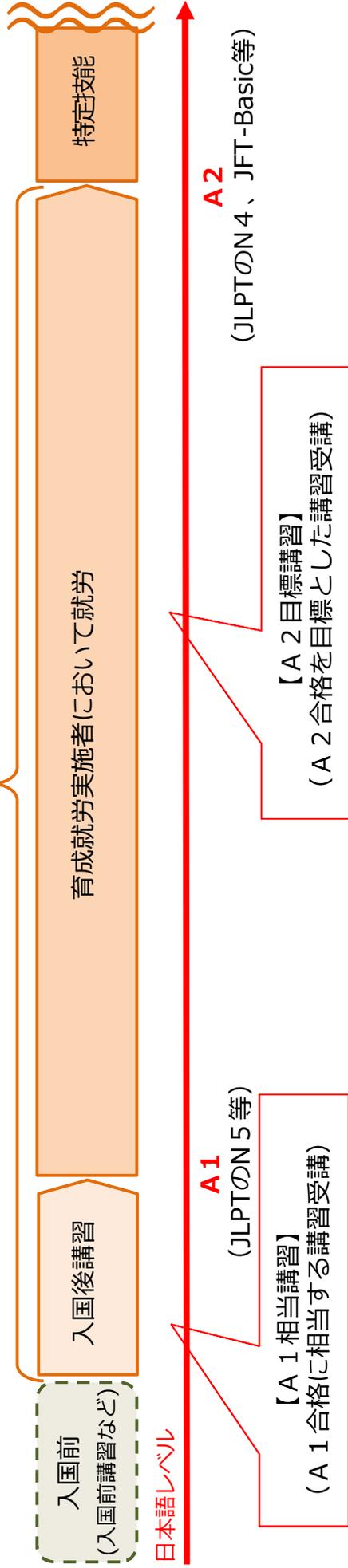
(注 1) 特定技能 1 号の試験不合格となった者には再受験のための最長 1 年の在留継続を認める。

(注 2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

○. 育成就労制度における日本語能力向上のための施策*

日本語能力向上のフロー（イメージ）

育成就労（3年間）



内容

認定日本語教育機関の「就労」課程
(経過措置として登録日本語教員の講習)



時間

100時間以上

※ 入国後講習においては、日本語のほかにも本邦での生活一般に関する知識等の科目について講習を行う。



内容

認定日本語教育機関の「就労」課程
(経過措置として登録日本語教員の講習)



時間

100時間以上

※ 各段階の日本語能力の水準は分野ごとにより高い水準を設定可



A1相当講習・A2目標講習を提供することは
育成就労実施者の義務（費用の負担が必要）

※ A1・A2相当の試験に事前に合格している者には
受講させる必要はない。



A1相当講習・A2目標講習は、オンラインで
受講することも可能だが、双方向で同時に
コミュニケーションを取れるものであるなど
一定の要件を満たす必要がある。

外国人就労・定着支援事業

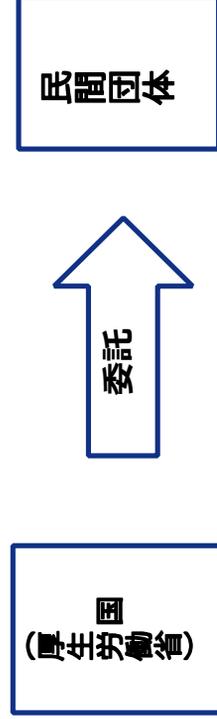
1 事業の目的

- 日系人等の定住外国人は、日本の職場におけるコミュニケーション能力の不足や我が国の雇用慣行に不案内であること等から、不安定な雇用形態で働く者も多く、安定的な職業に就くための支援を行うことが必要。
- 身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保険制度等に関する知識の習得を目的とする研修及び修了者に対する就労・定着支援を実施することにより、国内企業における安定的な就職と職場定着の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 事業の概要
 - 国から委託を受けた民間団体が、研修カリキュラムの策定や研修の実施、修了者に対する就労・定着支援等を行う。
 - 身分に基づく在留資格の外国人等を対象とする。
 - 研修は受講者の能力に応じて複数のレベルを設定し、全レベルにおいて、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上のみならず、ビジネスマナー、日本の雇用慣行、労働関係法令及び社会保険制度に関する知識の習得を目的とする研修、職場見学を併せて実施。
 - 実施地域の実情や受講者のニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースを設定。
 - 研修の実施と併せて、公共職業安定所や地域のNPO団体等と連携し、修了者に対する就労・定着支援を行う。

- 事業スキーム



3 実施主体等

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者：身分に基づく在留資格の外国人等 												
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 受講者の能力に応じて複数のレベルを設定 ● ビジネスマナーや我が国の雇用慣行等に関する講義、職場体験の実施（全レベル共通） ● 1コースあたりの総研修時間は100時間に設定（概ね2ヶ月） ● 実施地域の実情や受講者ニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースも設定 												
修了者に対する就労・定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人を初めて雇用した事業主等と外国人労働者との円滑なコミュニケーションを図るためのコツをまとめた「外国人従業員とのコミュニケーションのコツ」を作成し、公共職業安定所における求人開拓や就職後の職場定着支援に活用 ● 地域の外国人支援団体等と連携し、修了者に対する定着支援を実施 												
実施規模	<ul style="list-style-type: none"> ● 定住外国人が集住する地域を中心に、全国112地域 280コース、受講者5,600名規模で実施 <p>[参考]</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和6年度実績</td> <td>…</td> <td>115地域</td> </tr> <tr> <td>実施地域数</td> <td>…</td> <td>280コース</td> </tr> <tr> <td>実施コース数</td> <td>…</td> <td>4,131名</td> </tr> <tr> <td>受講者数</td> <td>…</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度実績	…	115地域	実施地域数	…	280コース	実施コース数	…	4,131名	受講者数	…	
令和6年度実績	…	115地域											
実施地域数	…	280コース											
実施コース数	…	4,131名											
受講者数	…												

